

令和7年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月  
秋田看護福祉大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	16
基準 4. 教育課程	44
基準 5. 教員・職員	59
基準 6. 経営・管理と財務	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. 地域連携	78
A-1 大学と地域社会との連携	78
A-2 教員と学生による地域との連携	86
V. 特記事項	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	110

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

秋田看護福祉大学（以下、「本学」という。）は、経営母体である学校法人ノースアジア大学（以下、「本法人」という。）の建学の精神「真理・調和・実学」を基盤としており、学園の使命は真理を学び、地域ひいては世界の発展に貢献できる人材を育成することにある。

かつて、秋田県には私立の大学が一つも存在しなかった時代、秋田経済大学（ノースアジア大学の前身）は、経済的な理由によって学ぶ機会を失われてきた有為な青年に対しても高等教育の機会を与え、人材教育をする目的のために設置された大学である。当時の入学者には有職者も多く、社会に役に立つ学問を学びたいという志を持った若者たちがほとんどだった。

この建学の精神は、本県における学祖として、幕藩時代から近代化が進む明治に至るまで、多大な影響を与えた佐藤信淵の教育的な思想、学問の立場と軸をひとつにするものである。また、設置者古田重二良は、佐藤信淵の思想とともに創設にあたって多大な影響を与えた者の一人であった。

真理は、学問の普遍的な原則である。これに対し調和は、社会とのかかわりでの捉え方である。また実学は、学問の目的であり、そして学問と社会の橋渡しの実現である。実社会で役に立たない学問は、学問とはいえないのである。

調和は、個の社会的存在である人の和を意味する。それは盲目的従属を意味するものではなく、孔子の論語の「和して同せず」という教えと軸を同じくしている。真理を追究すれば、時に既存の思想や学説との間で不調和が生ずる。調和を優先し異説を唱えることが許されないとしたならば、学問の進歩はありえない。新しい発見や新学説などは生まれないのである。

建学の精神も時代とともにあるもので、当初の建学の精神も時代とともに変遷していかねばならない。そうでなければ建学の精神が時代から取り残された屍になりかねず、大学の進歩はありえない。建学の精神の解釈に、時代に通じる息吹を吹き込み、新しい境地を開かなければならない。それが経営者の使命である。

創立 70 年を超える学園の歴史の歩みのなかで、この「真理・調和・実学」の精神は脈々と受け継がれてきた。地域の熱い支持とこれに応えた多くの人材がその歴史を支えてきたのである。

昭和 28(1953) 年に創設され本学の礎となった学校法人秋田短期大学は、4 年制単科大学を有する学校法人秋田経済大学へ、さらに法学部を加えた学校法人秋田経済法科大学へと発展した。平成 19(2007) 年には、新たな時代の要請に応じて、法人・大学の名称をノースアジア大学へと変更した。

本法人は、平成 25(2013) 年に創立 60 周年を迎えた。これを機に、建学の精神の意味内容を時代の変化に合わせて再認識するとともに、平易な文章で表現することを目的として、「建学の精神を時代に生かす検討委員会」を設置し、検討を重ねた。そして、次のような簡潔な文章にまとめ、広く公開した。

# 真理・調和・実学

戦後、秋田県には、私立の高等教育機関が存在しなかった。このような社会文化の土壌の中で、地域に役立つ人材の養成を目的とする高等教育機関樹立の要望が地元から湧きあがり、その結果、昭和 28 年に本学園が設立され、建学の精神文化の礎が積み上げられてきたのである。

言い換えれば、地域の土壌に根ざし、真に愛される学園として、地域の実情に適合しながら産業・経済の発展と文化の向上に寄与してきたのである。本学園の原点は、真理を学び、これを基にした、地域ひいては世界の発展に貢献できる人材の育成にある。

それは、実社会に役に立つ学問を身につけ、人として調和のとれた優れた人材の養成を志向することであり、学園の存在の意義と目標はこのような目的に向かって常に成長していくところにある。

「建学の精神を支えるのは学問に向き合う姿勢である」ことを時代の変化のなかで今一度確認するため、新たなスタートのもとで、建学の精神の中心をなす「実学」への取組みは一層強化された。併せて学問に向き合う姿勢、学問をすることへの情熱が強く求められることとなった。明治維新前夜の卓越した思想家・教育者であった吉田松陰の教育に対する姿勢や、江戸初期の学問の大家であり、多くの門弟をかかえながら終生一町民学者であった伊藤仁斎の学問に向き合う姿勢は、いずれも「実学」を重んじ、社会の役に立たない学問は学問とはいえないと述べている。このような思想は、現理事長が大学の理念を語るときにしばしば触れるところである。建学の精神を基礎として、学ぶ姿勢を重んじる学風が浸透しつつある。本学園はこのような建学の精神を高く掲げ、未来へと受け継ぎながら歩み続けていく。

## 2. 大学の使命・目的

本学では、学園の使命と建学の精神のもとで地域の特徴を鑑み、地域社会の発展への貢献を教育研究の目標に、わが国の少子高齢化を支える保健・医療・福祉を担う人材の確保と質の向上に貢献することを目指している。真理を学び実社会に役立つ学問を修め、人として調和のとれた人材を育成することを通して、地域社会に役立つ人材を育成することは、地域に根ざした大学として本学に課せられた大きな使命であり、大学教育における目的でもある。具体的には「秋田看護福祉大学学則（以下、「学則」という。）」第1条に次のように明記している。

「秋田看護福祉大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に則り、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」

このような大学の使命・目的の趣旨に沿って、わが国の少子高齢化を支える保健・医療・福祉領域を担う人材の確保と質の向上を目指すために、本学では学部看護学科・医療福

祉学科の2学科を置いている。また本学の学部、学科ごとの人材育成に関する目的と教育目標を学則第6条第2項で次のように定めている。

看護福祉学部：幅広い教養教育との密接な関連のもとに保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成することを教育理念・目標とする。

看護学科：生命に対する深い尊厳の心を持ち、対象者がどのような援助を求めているかを正確に把握し、常に向上心を持って適切な看護サービスを提供できる看護職者を養成する。

医療福祉学科：社会福祉学という「知」と「実践」を統合した学問を機軸に、学究の営みに邁進し、共生社会の実現に向けて創造的な提言を行い、自ら行動できる福祉マインドを持った人材を養成する。

### 3. 大学の個性・特色

本学は保健・医療・福祉領域における専門教育を中心としつつ、法人内大学と連携し、幅広い学問分野を学修できる環境を整え、特色ある教育を提供している。1学部2学科、収容定員360人という小規模大学のメリットを生かした、学生一人ひとりを大切にするFace to Faceの教育体制をとっている。授業の目的に応じて、少人数グループによる演習形式や双方向型の授業を初年次から随所に取り入れるとともに、実習科目を適宜配置している。授業を担当する教員はもちろんのこと、クラス担当やゼミナール担当教員、教務課職員が連携し、学生一人ひとりの適性や能力を把握して、きめ細やかな学修支援とキャリアサポートを行い、教職員と学生の距離の近い関係による「人」を大切にする教育を実践することで、学生が人を大切にする「こころ（調和の精神）」を持って社会で生き抜く力をつけることを目指している。また複数の国家資格を始め、多様な資格を確実に取得するため、多彩な講義や演習・実習を地域の保健・医療・福祉に携わる多くの方々の協力を得て展開している。これらの資格取得のために必要なコミュニケーション能力の育成を重視し、知識と技術が調和し、倫理観に裏付けられた実践能力を身につけることを目標としている。その結果、看護学科・医療福祉学科ともに、各国家試験で常に全国平均をほぼ上回る高い合格率を維持している。さらには、教職員と学生が地域と連携した充実した教育研究活動を実践している。

その一方で、平成29(2017)年度に秋田市のノースアジア大学40周年記念館に秋田キャンパスを設置し、法人内大学の他分野の学びを享受できる体制を整えた。秋田キャンパスでは医療福祉学科の学生が、約半数の科目を大館市にあるキャンパス（以下、「大館キャンパス」という。）からの遠隔講義や秋田キャンパスでの対面授業で受講し、残りは単位互換制度と科目認定の利用により同法人内のノースアジア大学や秋田栄養短期大学の授業により単位認定を受けている。また、ノースアジア大学や秋田栄養短期大学の教員が一部科目を対面や遠隔授業で大館キャンパスの学生にも教授している。法人内の大学と連携することで、社会福祉学を中心に経済、経営、法律、政治、国際、観光、栄養など幅広い学問を

## 秋田看護福祉大学

学ぶことができる。大館キャンパスと秋田キャンパスでの学びに共通するのは、資格取得に直結する「実学」教育を通して、「調和」の精神と「まこと（真理）」を追求する精神を重視していることである。これらは目指す職業人としての基本となるものであり、本学の教育方針となっている。

### Ⅱ. 沿革

#### 秋田看護福祉大学（及び学校法人ノースアジア大学）の沿革

昭和 28(1953)年	1 月	学校法人秋田短期大学(現学校法人ノースアジア大学)設置認可
昭和 39(1964)年	4 月	学校法人秋田経済大学(現学校法人ノースアジア大学)と改称 秋田経済大学開学（経済学部経済学科開設）
昭和 58(1983)年	4 月	学校法人秋田経済法科大学(現学校法人ノースアジア大学)と改称
平成 7(1995)年	7 月	学校法人秋田経済法科大学 40 周年記念館完成
	12 月	秋田桂城短期大学設置認可
平成 8(1996)年	3 月	秋田桂城短期大学校舎竣工
	4 月	秋田桂城短期大学開学 (地域社会学科、看護学科、人間福祉学科)
平成 9(1997)年	4 月	秋田桂城短期大学学歌制定
平成 15(2003)年	4 月	学園創立 50 周年記念式典を挙行
平成 16(2004)年	11 月	秋田看護福祉大学設置認可
平成 17(2005)年	4 月	秋田看護福祉大学開学 (看護福祉学部 看護学科、社会福祉学科)
平成 19(2007)年	4 月	学校法人ノースアジア大学に名称変更
平成 21(2009)年	4 月	社会福祉学科を福祉学科に名称変更
平成 29(2017)年	4 月	秋田キャンパスを 40 周年記念館内に設置
令和 2(2020)年	4 月	福祉学科を医療福祉学科に名称変更

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的、それに基づく学部・学科の教育目標については、ホームページ、学生便覧、大学案内(Guide Book)、実習要項等に記載され学内外へ幅広く周知している。教職員の採用時には、辞令交付式やオリエンテーション等の際に、法人本部において理事長より、法人及び本学の使命や教育方針について説明されている。また副理事長・学長は本学において新採用者との面談を行い、その中で本学の教育方針についても必ず伝えている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】【資料 1-1-d】【資料 1-1-e】【資料 1-1-f】

入学式では新入生や父母等に対して、学長から本学の教育理念や教育方針が説明されるとともに、建学の精神や教育目標等が記載された資料を示して、教職員がオリエンテーションを行っている。またオープンキャンパスや進学説明会では入学志願者及び父母等に対し、大学案内等をもとに大学の基本方針や教育理念を伝えている。その他父母等懇談会で学生の父母等ご家族へ、看護実習指導担当者連絡会議や介護実習等指導担当者連絡会議では実習施設側へ、大館市教育委員会主催の教育懇談会では地域の高校長や教育委員へ、秋田県内及び周辺地域の高校訪問時に高校教員へ等様々な機会に、学長、学部長、学科長、教職員が説明を行い周知に努めている。【資料 1-1-g】【資料 1-1-h】

##### ②中期的な計画への反映

本法人では平成 25(2013)年度創立 60 周年を節目として、法人及び各大学等における使命・目的を踏まえた 5 か年の中期計画（平成 25 [2013] 年度～29 [2017] 年度）を策定した。その後平成 30(2018)年度に策定された 5 か年重点計画（平成 30 [2018] 年度～令和 4 [2022] 年度）に沿って、大学運営及び教育研究活動等実施体制の強化を進め、最終年度である令和 4 (2022) 年度には、法人全体で履行状況の検証を行い、「学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画の検証」として報告書を纏めた。【資料 1-1-i】【資料 1-1-j】【資料 1-1-k】

これらの検証により抽出された課題をもとに、次期 5 か年重点計画（令和 5 [2023] 年

度～9〔2027〕年度）を作成した。この5か年重点計画は、法人及び大学における使命・目的を踏まえた上で、教育の質向上や学生支援の強化のためのFD(Faculty Development)活動、授業評価、キャリア支援、入学者確保の促進など幅広い視点で作成しており、年度ごとの重点計画に沿って委員会等組織が活動を進めている。また5か年重点計画の内容に基づき評価項目を定め、委員会等組織が取り組みの成果について毎年度末に評価を行い、「秋田看護福祉大学委員会等自己点検評価書」に纏め、自己点検及び自己評価委員会に提出している。【資料1-1-1】【資料1-1-m】

令和6(2024)年度の本学重点計画は、次のとおりである。

表 1-1-1 秋田看護福祉大学「5か年重点計画(令和5〔2023〕年度～9〔2027〕年度)」より

令和6(2024)年度重点計画
(1) 学生募集に係る教育の再編検討
(2) 地域貢献活動の実施(地域に根ざした研究活動)
(3) 三つのポリシーの検証
(4) 教育環境の充実整備の検討と実施(教場、ICT環境、図書館、等)
(5) 内部質保証の仕組みの強化
(6) 初年次教育の内容充実
(7) 秋田キャンパスの認知度の向上
(8) 学生募集活動の強化と検証
(9) 新教育課程に即した受験科目及び出題基準、出題内容の精査
(10) 新教育課程に即した入試選抜方法の運用と精査
(11) 学部全体のキャリア支援の強化
(12) 就職活動への個別指導強化と検証
(13) 入学前教育と初年次の成績、初年次の成績と国家試験合格との相関関係を検証
(14) 広報戦略の充実(ホームページ・SNS等)

### ③三つのポリシーへの反映

本学の建学の精神を具現化し、学則第1条に規定する大学の使命・目的や、学部・学科の人材育成に関する目的と教育目的を達成するために、三つのポリシーを定めている。三つのポリシーについては、平成24(2012)年に制定され学内外に公表し、その後も必要に応じ再検討と一部改正を行ってきた。直近では令和5(2023)年度に再検討を行っており、使命・目的及び教育目的との整合性や本学の個性・特色の明示等について確認し、令和6(2024)年4月に新たなポリシーを公表している。その際には、学部・学科の目的や教育目標(学則第6条第2項)とディプロマ・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関連をそれぞれ確認して使命・目的を反映している。【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】【資料1-1-5】【資料1-1-6】【資料1-1-n】【資料1-1-o】【資料1-1-p】【資料1-1-q】【資料1-1-r】【資料1-1-s】

三つのポリシーは、建学の精神、使命・目的、教育目標とともに、大学案内や学生便覧、ホームページ、大学ポर्टレート等で公表し、周知を図っている。各ポリシーは一体的かつ密接に連動しており、本学の使命・目的の実現を目指す上で、PDCAサイクルの起点とな

るものである。【資料 1-1-1】【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】【資料 1-1-t】

#### ④教育研究組織の構成との整合性

本学では教育研究上の使命・目的を果たすために、人材育成に関する目的と教育目標を学則第 6 条第 2 項で定め、看護福祉学部看護学科（収容定員 200 人）と医療福祉学科（収容定員 160 人）の 2 学科を置いている。看護学科では、保健医療や地域社会の発展に貢献できる判断力と向上心を備え、適切な看護サービスを提供できる看護師・保健師・助産師の育成を行っている。医療福祉学科では社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格取得を目指す医療福祉コースと福祉マインドをもった公務員、企業人を目指す行政企業コースの 2 コースを設け、社会福祉の理念を基軸に、様々な学問分野の知見を活用し広い視野をもって、地域社会の発展に貢献するために主体的な行動ができる人材の育成を行っている。【資料 1-1-5】

これらの学部・学科の教育研究を補完するための附属機関として、秋田看護福祉大学総合研究所と秋田看護福祉大学附属図書館があり、大学の教育研究の目的を達成するために学部や事務部門等と連携を図り活動している。このように本学の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的との整合性がとれた構成となっている。【資料 1-1-u】

#### ⑤変化への対応

本学ではこれまで大学を取り巻く状況や社会情勢の変化に伴う要請に合わせて、大学の使命・目的との整合性を確認しながら教育研究活動を継続してきた。平成 17(2005)年には前身である秋田桂城短期大学から、看護系大学への転換及び社会福祉士の養成を開始するために、秋田看護福祉大学へと改組した。平成 21(2009)年には、社会福祉学科は精神保健福祉士の養成を加え、名称を福祉学科に変更した。建学の精神である「実学」への取組みをさらに強化し、以後看護師・保健師・助産師、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士という保健・医療・福祉領域の人材育成を行うこととなった。さらに平成 29(2017)年には秋田キャンパスを設置し、同一法人内のノースアジア大学や秋田栄養短期大学と連携して、福祉学科（当時）の教育課程内で他分野の学修も行える環境を整備し、福祉マインドを有する多様な分野で活躍できる人材の育成を開始した。【資料 1-1-v】

本学では建学の精神を基盤とした教育理念や目標をもとに、教育方針を三つのポリシーとして策定し、平成 24(2012)年に大学内外に示し、その後も関係法令の改正や、社会的な要請に応じて、その都度見直しと修正をし、三つのポリシーに沿った教育課程の検討を行ってきた。それに合わせた科目履修やコース設定により、本学の個性を生かした教育研究を行っており、本学の所在地である秋田県の抱える地域課題を解決するために、高齢化のさらなる進行による社会構造の変化を見据え、保健・医療・福祉領域における高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材の養成を行っている。開学後、大学全体の改組・再編を行っていないことから、教育目的の見直しに至ることはなかったが、関係法令の改正や、社会的な要請に応じて三つのポリシーを見直すことで、変化に対応してきた。

福祉学科（当時）では、病院等の医療機関に就職し、医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士として活躍する卒業生も数多く見られるようになったことから、本学の教育の特色と強みを明確化し、使命・目的にある保健・医療・福祉領域を担う人材養成を高校生や

社会に示すことを目的として、令和2(2020)年4月より、「福祉学科」を「医療福祉学科」と名称変更した。同時に医療福祉学科では、入学時及び在学中に自由に選択や変更ができる「医療福祉コース」「行政企業コース」を設定し、学生の多様な目標に合わせた履修及び支援を進めやすい環境を整えた。また、秋田キャンパスに4年間在籍したままで、社会福祉士国家試験受験資格を得られるカリキュラムを整備するとともに、児童福祉分野で期待されている、児童・地域ソーシャルワーカーとしての機能を備えた保育士の資格取得を支援する、両キャンパスの学生向け対策講座を開講する等の体制整備を行った。【資料 1-1-b】 【資料 1-1-w】

以上のように、本学では大学の使命・目的を達成するために、社会情勢の変化や大学教育をめぐる様々な変革にその都度対応している。

### 【基準1の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和2(2020)年4月より、本学の特徴をより明確にするため「福祉学科」を「医療福祉学科」と名称変更し「医療福祉コース」「行政企業コース」を設定した。学生の多様な目標に対応する三つのポリシーの見直しをその都度行い、秋田キャンパスで社会福祉士国家試験受験資格を得られるカリキュラムを整備したことにより、年度により変動はあるものの医療福祉学科の入学者数や秋田キャンパスを選択する学生数が増加傾向にある。

保育士資格取得のための支援は、児童福祉分野に関心の高い学生を中心に、対策講座への出席や担当教員による個別指導を実践しており、資格を取得する学生が増加している。広い視野で福祉領域でのキャリアを考える学生の育成につながっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

開学後、大学全体の改組・再編を行っていないことから、教育目的の見直しに至ることはなく、関係法令の改正等の必要に応じて三つのポリシーを見直すことで、これまで変化に対応してきた。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

建学の精神を踏まえた社会的使命の本質は一貫しているが、使命・目的や教育目的等の見直しも常に視野に入れて、本学の個性・特色を三つのポリシーにわかりやすく反映させ、教育の質をさらに充実するための取組みを行っていく。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、教育研究上の使命・目的を果たすために、学生、教育課程、経営・管理と財務等すべての活動と運営に関して多面的な検証を行い、自主的・自律的・継続的な改善へむけた活動を行っている。学則第 1 条に大学の使命・目的を定めるとともに、同第 2 条に、「本学は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定め、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を継続的に実施している。

大学の使命・目的や教育目標を達成するために、内部質保証を行う組織として、本学ではこれまでも自己点検及び自己評価委員会が中心となり、毎年度自己点検・評価を行ってきた。令和 7(2025)年度からはさらにそれらを強化するため体制を見直し、内部質保証のための本学の方針と体制図を作成し、内部質保証に責任を持つ組織として自己点検及び自己評価委員会を定め、本委員会を中心とした各組織の位置づけを明確化した。「秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程」第 4 条には、「次の各号に掲げる目的を実現するため、内部質保証の推進に責任を負う組織として、本学に自己点検及び自己評価委員会をおく。」と定めている。本学の内部質保証の体制として、副理事長・学長の方針のもと自己点検及び自己評価委員会で取り纏め、評価・分析した内容に基づき、教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試委員会、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会(以下、「FD 推進委員会」という。)等の委員会並びに学部・学科・教務課を含む全ての組織が連携して改善に取り組んでいる。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-a】

学内の諸活動に係る根拠となる教学関連のデータ収集・分析に関しては、委員会等各組織のメンバーでもある IR (Institutional Research) 担当者が中心となり行っている。その他 IR 連絡運営会議が集約した、大学基本調査を始めとする各種基礎データや他機関等で公表されたデータ等も合わせて、大学運営全般に活用している。さらに、学外関係者からの意見・要望を本学の教育・研究等の改善に生かすために、卒業生の就職先へのアンケートにより得られた本学の教育に対する意見や卒業生への評価、両学科の実習施設や実習指導者からの意見、地域交流活動の中で得られた本学への意見、学生募集活動等の際に得た高校からの意見・要望、父母等懇談会等で得られた父母等の意見・要望を自己点検及び自己評価委員会で集約している。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-b】【資料 2-1-c】

自己点検及び自己評価委員会のメンバーは、副理事長、法人統括部長、看護福祉学部長、看護学科長、医療福祉学科長、理事長が指名する者若干名で構成され、看護福祉学部長が委員長を務めている。副理事長・学長及び各関係組織の長が中心となり、法人組織及び大

学内関係組織と連携して、本学の内部質保証に資する活動を組織的に行っている。このように副理事長・学長のリーダーシップのもとで、自己点検及び自己評価委員会を中心とした組織的かつ定期的な自己点検評価の結果を改善や改革につなげ、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自己点検・評価を自己点検及び自己評価委員会が中心となり、学部・学科、教務課、各種委員会等の協力のもと、法人組織及び大学内関係組織との連携を図りながら、自主的・自律的に行っている。【資料2-2-1】【資料2-2-2】

自己点検及び自己評価委員会では、新たな内部質保証の体制に沿って、提出された「秋田看護福祉大学委員会等自己点検評価書」や、IR 担当者が分析した各種データに基づく課題や評価を踏まえて、委員会等組織に対し改善に向けた指示を行うこととしている。委員会等組織はその内容を反映し、5 か年重点計画（令和 5 [2023] 年度～令和 9 [2027] 年度）に基づく「秋田看護福祉大学活動案」を立案し、自己点検及び自己評価委員会に提出している。それらの結果を踏まえた全学的な自己点検・評価を「秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程」の定めにより、原則として 3 年に一度行い、報告書としてホームページ上で公表している。前回の大学機関別認証評価受審後公表した中で、直近の「自己点検評価書」は、令和 5(2023)年度版である。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】

内部質保証を全学的に進める上で、自己点検及び自己評価委員会では本学所属長会議や各種委員会委員長と副理事長・学長、学部長、教務部長等の面談の中で示された学長の方針と、各委員会等の活動計画との整合性を図りながら進めている。秋田看護福祉大学活動案は各学科ミーティングの際に専任教員全体で情報共有を行い、副理事長・学長を通して最終的には理事長に書面で提出している。【資料 2-2-d】

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価の実施において、その根拠となる種々の資料やデータ等の情報収集を行う役割として、IR 担当者が中心的な活動を担っている。内部質保証を目的とした教育研究活動及び大学運営の点検を行うために、自己点検及び自己評価委員会を中心となり、入試委員会、FD 推進委員会、学生委員会等と連携し、学生や教職員等を対象とした各種アンケートを毎年実施し、学生の意見・要望から現状把握と分析を行っている。令和 6(2024)年度は、各委員会が学生による授業評価アンケート、入学前プログラム

受講者へのアンケート、オープンキャンパス・大学祭、就職ガイダンス、国際交流講座等で学生・生徒等を対象にしたアンケートを随時実施し、データ収集と分析を行った。また、学部長、教務部長が IR 担当者であり新入生に対するアンケート、卒業時大学生生活満足度調査を行い、調査・分析を行った。令和 7(2025)年度からの新たな体制においては、これまでの役割をさらに明確化し、大学全体で集約・統合するために、主要な委員会に IR 担当者を置いて活動を行うこととなった。IR 担当者は必要に応じ IR 担当ミーティングを行い、収集したデータに基づきさらに詳細な分析を行い、問題の把握や改善のための意見交換を行っている。IR 担当者はこれらの結果を自己点検及び自己評価委員会へ提出し、自己点検及び自己評価委員会では改善のため必要な指示を委員会等組織に対し行っている。【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】【資料 2-2-h】【資料 2-2-i】【資料 2-2-j】【資料 2-2-k】  
【資料 2-2-l】

また、クラス担当の行う個人面談の記録、父母等懇談会等で父母等と行う面談記録等のデータについては個人情報に配慮した上で、教務課で管理を行い、必要時にそれらの情報を活用することとしている。

収容定員の充足に向けた学生募集活動を検討するための各種データの収集・分析は入試委員会が行い、「授業評価アンケート」の実施と結果をふまえた「授業改善の取り組み」の提出による授業方法・内容の改善等学生へのフィードバックは FD 推進委員会が主導して行っている。その他「卒業時大学生生活満足度調査」や「新入生によるアンケート調査」の分析により得られた、学修支援や学修環境に関する課題等に対応するために、法人組織及び大学内関係組織との連携を図り、改善に向けて順次検討を行っている。

さらに、「学校法人ノースアジア大学 IR 規程」に基づく IR 連絡運営会議が集約した大学基本調査を始めとする各種データ等も分析のために活用している。自己点検及び自己評価委員会ではこれらのデータを総合的に多角的に分析し、各種委員会等組織に対し、改善のための指示を出し、内部質保証における PDCA サイクルを機能することに努めている。

【資料 2-2-6】【資料 2-2-m】

### 2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の見解・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の見解・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①学生の見解・要望の把握・分析、結果の活用

学生の見解・要望を把握するために、自己点検及び自己評価委員会では入試委員会や FD 推進委員会と連携し、①卒業時大学生生活満足度調査、②新入生に対するアンケート調査、③FD 授業評価アンケートを継続して行い、その結果を分析し改善につなげるために活用し

ている。その他に、クラス担当やゼミナール担当教員の定期的な面談、教務課担当を含む職員、保健室、学生相談室等による学生相談時の意見や要望の中から、改善を必要とする事項については該当する委員会や学科ミーティング等で早期に対応策を検討している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】【資料 2-3-a】【資料 2-3-b】【資料 2-3-c】

令和 6(2024)年度の卒業時大学生生活満足度調査では、少人数制で教員との距離が近く学びやすい環境であったこと、教員に親身に指導してもらい、目標としていた複数資格を取得できたこと等が良かった意見としてあった。一方、教員の評価や指導方法に対する要望や、大学施設・設備について、空調設備等暖房の作動時間の延長・使用期間を改善してほしい等があった。営業を休止している学生食堂の再開への要望に対しては、周辺地域業者との交渉の継続、コンビニエンスストアによる軽食等自動販売機の設置を検討しているが、条件が合わず現在準備中の状況が続いている。教職員への要望については、学科ミーティングや教務課朝会等ですぐに共有し、指導方法等の改善に向け意識を高めるようにしている。電気料金の高騰、地球温暖化対策等環境保全の観点からも、節電への理解協力を進めると同時に、空調の温度設定や暖房の使用時間等についての見直しも行うこととした。ネットワーク環境として Wi-Fi 環境の充実、掲示や履修登録等のデジタル化への要望があった。【資料 2-3-8】

本学は、校舎及び冷暖房、ネットワークシステム等電気系統設備全般の老朽化がみられ、一部故障も生じてきている。その都度、修繕や機器の入替え等について優先順位を考慮した予算化のもと順次進めている。令和 4(2022)年度からの継続した課題として挙げられているネットワーク環境については、その充実を目指し、これまで段階的に Wi-Fi 環境を含む大学施設・設備の改善を行ってきた。令和 7(2025)年度からは、全ての教場や食堂、学生ラウンジ周辺の Wi-Fi 環境の整備、ポータルサイト及びキャンパスメイトの導入等により、ICT(情報通信技術)環境を含む教育研究環境や学生サービスの向上、業務の合理化を進めている。【資料 2-3-d】

FD 推進委員会では、学生の意見や要望を把握・分析しながら、教員の授業内容や方法の向上を目指す取組みを継続して行っている。FD 授業評価アンケートの結果や学生の自由記述内容に対するフィードバックとして教員アンケートを実施し、回答を学生に対し開示すると同時に、FD 授業検討会の開催等により授業の改善につなげるようにしている。令和 6(2024)年度の「学生による授業評価アンケート結果」では、多くの後期開講科目において前期よりも得点平均値が改善していた。特に「教員の説明力」「教員の話し方」の平均値が上昇しており、日々の教員の努力とともに、大学全体で組織的に行っている FD 推進活動による授業改善の成果がみられている。【資料 2-3-e】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】【資料 2-3-j】

## ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善につなげる仕組みとしては、これまで大学機関別認証評価による第三者評価を通じて、第三者機関からの指摘や自己点検・評価をもとに改善へ努めてきた。また両学科の実習施設や実習指導者からの意見を会議や担当者との打合せ等の際に直接聞き取るほか、地域の協議会・委員会等への教

員の派遣等、地域交流における様々な活動の中で把握している。その他、学生募集活動等の際に得た高校からの意見・要望、父母等懇談会等で得られた父母等の意見・要望を学科ミーティングや各学科の実習指導計画委員会、各種委員会等で共有し、自己点検及び自己評価委員会が集約し分析を行ってきた。これらの分析結果は秋田看護福祉大学活動案にも反映されている。それらの意見は所属長会議等に都度報告されている。【資料 2-3-1】

令和 6(2024)年度には、学外関係者の意見を把握する目的で、卒業生の就職先へのアンケートを行った。調査は本学の教育に対する意見や卒業生の社会的評価及び学修成果を検証するために、「社会人基礎力の 12 の能力要素」や本学の「卒業認定・学位授与の方針(以下、ディプロマ・ポリシーとする。)」に関する質問を設定し、本学卒業生に対して期待することや、本学の教育に対する意見・要望等を就職委員会が調査し分析を行った。その結果、本学の少人数教育による学修支援や、「社会人基礎力」の強化を目指したキャリア支援については、一定の評価を得られた。ディプロマ・ポリシーに、本学の卒業生がどの程度当てはまるかの問いに対し、「高い倫理観や使命観に基づく行動がとれる」「生命の尊厳を守り、誠実に職務に取り組むことができる」の平均値が他の項目より高い結果となった。一方、社会人基礎力の項目の「他人に働きかけ巻き込む力がある」「新しい価値を生み出す力がある」は、やや低い結果となった。これらの結果を分析・検討し、各学科教務委員会を中心となり、教育方法・内容の検討や提案を行うこととした。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-k】【資料 2-3-l】

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では教育研究における内部質保証の仕組みづくりをする上で起点となる三つのポリシーの見直しを、令和 5(2023)年度に行った。その趣旨としては、本学の個性・特色をより明確にすること、学則に定めている学部及び学科ごとの人材育成に関する目的と教育目標を三つのポリシーに一貫して反映させることである。

これまでは学生便覧に掲載している科目一覧表を主に用い、各国家試験受験要件を学生に示してきたが、令和 6(2024)年度には、三つのポリシーに基づく本学カリキュラムの科目履修における順序性や体系性を視覚的に学生にわかりやすく示すために、カリキュラムツリーやカリキュラムマップ、科目ナンバリング等を作成した。これらを令和 7(2025)年度から学生の指導に用いることで、本学のディプロマ・ポリシーを達成し学位を取得するための道筋と、目指す資格を取得するための受験要件を得るためにどのように履修していけばよいかの履修イメージをわかりやすく示すことができた。その効果の検証を今後行っていく。【資料 2-3-5】【資料 2-3-m】【資料 2-3-n】【資料 2-3-o】

教育環境の充実整備の検討については、令和 5(2023)年度より ICT(情報通信技術)環境の充実を図るため、学内に Wi-Fi 環境を整備するための検討が行われるとともに学生管理システムの導入が検討された。また、当システムを導入することにより履修から成績、個別・グループに対する連絡から指導等を含めた教育効果が強化される仕組みを検証し、令和 6(2024)年度に環境を構築、令和 7(2025)年度より運用開始となっている。

初年次教育については、従来より内容の改善と充実を図る目的で、入学前プログラムに対するアンケート調査を入学予定生徒と当該生徒が所属する高校教員(担任)を対象とし

て行っている。アンケート結果から、自宅で新聞（紙）を購読している高校生が少なくなっている実態を踏まえ、令和 6(2024)年度より電子媒体の活用も可能としている。

令和 6(2024)年度高校卒業者から変更となった新教育課程に対する措置として、受験科目や出題範囲、出題内容の精査が行われ、令和 7(2025)年度入学者選抜の問題作成に反映させている。併せて、多様化する志願者と多面的な評価をより一層充実させるため、看護学科において総合型選抜を導入した。

また、令和 6(2024)年度からは、共通基盤科目としての「キャリアデザイン」を授業として開講し、将来の自分の姿を思い浮かべ、それをデザインすることができ、さらに自身の職業適性を考えることにつながる授業を、正規の教育課程に組み入れた。また、「キャリアデザイン」の授業では、キャリア開発や自己分析について、マナー講座、小論文対策、エントリーシート・履歴書の書き方、面接対策等を組み入れ、就職活動に結びつく実践的な内容とした。「キャリアデザイン」は、秋田キャンパスの学生についても遠隔で同時に聴講できるようにした。

このように本学では、各委員会や関連組織が連携して自主的・自律的に自己点検・評価を行い、そこで明らかとなった課題については、当該委員会と事務部門が連携しながら改善に取り組んでいる。「秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程」には、「学長及び関係各組織の長は、自己点検及び自己評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする」ことが定められている。本学では、この規定に則り、自己点検及び自己評価の結果を基に、教育研究活動及び管理運営における課題の改善に努め、内部質保証の充実を目指している。自己点検及び自己評価の結果は報告書としてまとめられ、ホームページ上で広く公表し学生や学外関係者がいつでも見られるようにしている。このように自己点検及び自己評価委員会が中心となり、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを機能させている。【資料 2-3-9】

大学の質保証を効果的に実施する上で、適切な学生受入れ数の維持は重要課題であり、収容定員の充足に向けた学生募集活動を検討する際には、IR 連絡運営会議で入手した様々な情報も参考にしている。そこでは過年度の秋田県内の大学進学率の推移、18 歳人口の将来推計、希望進学先の動向、大学の広報の在り方、募集媒体業者や教育関係企業等からの入試動向に関する情報が蓄積されている。本学入試委員会では前年度の入試結果や入学者の分析結果、進学説明会や高校訪問時に高校教員や高校生から収集した情報等をもとに、今年度の学生募集及び広報活動計画に反映するようにしている。これらの内容については、学長に報告され、随時指示を得て委員会活動を進めている。このように、学部・学科等と全学的見地から自己点検評価・改善を行うことによって内部質保証を高めるよう努めている。【資料 2-3-p】【資料 2-3-q】【資料 2-3-r】

## 【基準 2 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

IR 等を活用したデータの分析を行う上で、これまでの役割をさらに明確化し、大学全体で集約・統合するために、これまで各委員会が行っていたものを、令和 7(2025)年度からは、主要な委員会ごとに本学 IR 担当を置いて活動することとなった。IR 担当は学長から

の指示を得ながら、IR 担当ミーティングを行い、各種調査によるデータを基に、教育研究や大学運営の向上につなげるための検討を随時行っている。

学生の意見・要望を把握するために行っている卒業時大学生生活満足度調査、新入生に対するアンケート調査、FD 授業評価アンケート等の結果、クラス担当・ゼミナール担当教員や保健室職員を始めとした教職員による、学生から直接くみ上げた意見や要望は大学が継続的に自己改善を目指す上で、重要な情報となっている。本学の特徴である教職員と学生の距離の近い関係による Face to Face の教育の実践により、学生の率直な意見が大学側に届きやすい環境となっている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまで主に各委員会の中で各種アンケート調査・分析を実施してきたが、今年度から各委員会の IR 担当が一同に、または部門ごとに会する IR 担当ミーティングを行うことで、これまで以上に多角的な視点で各種調査によるデータの分析や活用を行い、教育研究や大学運営の向上につなげることを目指している。今後の運用方法や効果の検証が必要である。

令和 6(2024)年度には、学外関係者の意見をくみ上げる目的で、卒業生の就職先へのアンケートを行い、本学の今後の教育に対する参考意見が多数得られた。就職先へのアンケート以外からも、学外関係者の意見を継続的にくみ上げる体制の検討を行うことが必要である。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

大学全体のマネジメントに有効となる PDCA サイクルを組織的、かつ効果的に循環させるために、本学 IR 担当者と IR 連絡運営会議との連携方法や IR 担当者による情報収集や分析の範囲の拡大等、組織体制整備の強化を行う。また内部質保証に責任を持つ自己点検及び自己評価委員会が果たす役割の拡大についても見直しを行う。学外関係者の意見を継続的にくみ上げる体制の整備について、今後はアンケートの対象施設や実施頻度等を考慮するとともに、就職先以外の第三者機関からの意見を継続的にくみ上げる方法についても自己点検及び自己評価委員会で検討する。

### **基準 3. 学生**

#### **3-1. 学生の受入れ**

##### **①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

##### **②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

##### **③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学では、学則第 1 条に設置目的が定められており、それを踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内(Guide Book)や入学試験要項、ホームページで公表している。アドミッション・ポリシーの方針は、年間 4 回開催するオープンキャンパスや年に 1 回開催する秋田キャンパス見学会の入試説明時や進学説明会等を利用して、高校生や父母等へ周知を図っている。秋田県内や近隣地域の高校を訪問する際、大学案内等を持参して高校教員への周知も図っている。本学のアドミッション・ポリシーは、学則第 1 条の設置目的を達成するため、本学が求める人材像について、平易な言葉で具体的に表しており、また、本学の教育方針、育成方法、高校時代に身につけてほしい資質等を示している。アドミッション・ポリシーは入試委員会や教授会で定期的に見直し・改正を実施しており、現行のアドミッション・ポリシーは令和 6(2024)年度より施行している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-a】【資料 3-1-b】【資料 3-1-c】【資料 3-1-d】【資料 3-1-e】

##### **②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

本学ではアドミッション・ポリシーに沿って、学力の他、意識・意欲・個性・高校時代の活動状況等について、多様な方法による入学試験で本学の教育理念・教育内容にふさわしいかを判定している。各試験の詳細は以下のとおりである。

###### (1) 総合型選抜

総合型選抜は、本学を第一志望とする志願者の意識・意欲・個性・活動等が本学の教育理念やアドミッション・ポリシーに沿った学生であるかを審査によって総合的に判断し選抜している試験である。令和 7(2025)年度入試までは医療福祉学科のみで実施していたが、令和 8(2026)年度入試からは看護学科も実施する予定である。医療福祉学科の審査は、面接とエントリーシートに基づく口頭試問、出願書類によって行っている。看護学科の審査は、一層多彩な能力を持つ志願者を受入れる目的で、プレゼンテーションを試験科目に加えることにしている。【資料 3-1-b】

総合型選抜は、卒業後、保健・医療・福祉分野における病院や社会福祉法人、施設等はもちろんのこと、公務員、一般企業など幅広い分野で活躍する人材の育成を目指すという学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、一層多彩な能力を持つ人材を受入れるために入試方法の点検・見直しを行い実施している。出願にあたっては、エントリーシー

トに「志望動機」「自分の得意な科目や分野」「高校や社会の中で自分が特に努力したこと、その成果」「大学での学問への取組み」「将来の希望」の記述を求め、この内容を基に面接と口頭試問を行っている。

## (2) 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は、本学を第一志望とする志願者を対象とする試験であり、両学科ともに実施している。学校推薦型選抜には、指定校推薦、一般公募推薦、学園内高校（ノースアジア大学明桜高校）推薦がある。指定校推薦は、近隣地域の高校や本学への志願者が頻出される高校に限定されるため、入学試験要項以外の別途案内で周知している。

学校推薦型選抜では、小論文、面接及びエントリーシートを含む調査書等の出願書類による総合判定により審査を行い選抜している。小論文では、論理性・表現力・読解力等と同時に、アドミッション・ポリシーへの適合を評価している。面接は、看護学科は2～3人の集団面接、医療福祉学科は個人面接で実施している。両学科とも面接では、志望動機・自己PR、学習意欲、将来目標、アドミッション・ポリシーの理解と合致について評価している。

## (3) 一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜

一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜（以下、「共通テスト利用選抜」という。）は、各学科のアドミッション・ポリシーに適した学力を有するかを判定するための試験として、両学科で実施している。

一般選抜では、各学科共通必須科目として国語、英語の2科目を課している。加えて看護学科では、選択科目として、数学Ⅰ・数学A、生物基礎・化学基礎、生物、化学から1科目を選択する計3科目、医療福祉学科は選択科目として、数学Ⅰ・数学A、生物基礎・化学基礎、生物、化学、歴史総合、公共から1科目を選択する計3科目を課している。一般選抜では、両学科とも3科目の試験の成績と出願書類の審査により選抜している。

共通テスト利用選抜では、本学が指定する科目の得点と出願書類を総合的に審査して選抜している。

## (4) 社会人選抜、編入学試験

幅広い分野で活躍する人材の育成を目指すという学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき多様な学生を受入れるため、社会人選抜、編入学試験を実施している。

社会人選抜は両学科で実施しており、入学時において満23歳以上の志願者を対象とする試験であり、筆記試験、小論文、面接及びエントリーシートを含む調査書等の出願書類による総合判定により審査を行い選抜している。

編入学試験は、医療福祉学科で実施しており、小論文、面接及びエントリーシートを含む調査書等の出願書類による総合判定により審査を行い選抜している。

## (5) 入学試験問題の作成

入学試験問題は、理事長より委嘱された学内の教員が入学試験問題作成要領を基に独自に作成している。作成された入試問題は、入試問題作成チェックシートを用い、出題者・

科目主査・入試委員長・入試副委員長により確認や検討が複数回行われる。また、複数の教科の出題者・科目主査・委員長・副委員長による入学試験問題検討会議を行い、総合的な入試問題の検証を行っている。出題の適正性の確保・向上だけでなく、入試問題の難易度等についての検討も行っている。この入試問題作成の体制が運用されてから、大きな出題トラブルは発生しておらず適切に運用されている。【資料 3-1-f】【資料 3-1-g】

#### (6) 入試委員会の役割

入学者の選抜試験は、「秋田看護福祉大学看護福祉学部入試委員会規程」の定めにより、教員及び教務課職員をもって組織される入試委員会によって運営されている。入試委員会は入試委員長を責任者とし、試験問題の作成等に関する事項、入学試験の実施に関する事項、学生募集に関する事項等の業務を行っている。また、教務課に入試業務を担当する職員がおり、対応業務としては、学生募集の企画・立案や入学試験・入学手続きに関する事項等である。【資料 3-1-3】

受験者の合否は、入試委員会が作成した判定資料に基づき、教授会の意見を参考にして学長が決定している。また入試委員会では各入学試験における試験内容と結果から、本学の教育目標等に即した精度の高い入学者選抜の実施を実現できるよう、アドミッション・ポリシーへの適合を含めてどのような学生が受験・合格しているのかを入試委員会が検証している。【資料 3-1-h】【資料 3-1-i】

### ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

18歳人口は、令和6(2024)年1月時点で約106万人であり、今後も減少することが予測されている。全国平均より減少率の高い東北地方において、秋田県は最も減少率が高く10年後は20%程度の減少が予測されている。入学者確保は本学の喫緊の重要課題であり、入学定員を充足するために、入学後の学生支援の取組みについて複数の方法を用いて高校生等へ情報発信を行っている。具体的な取組みとは、まず本学の強みである「就職率100%」と「高い国家試験合格率」を継続するための、Face to Faceのきめ細かい充実した就職支援等のキャリアサポートと学修支援を行っていることである。次に毎年実施している各種アンケート結果や、定期的にクラス担当が行う学生面談等からくみ上げた学生の意見を参考に、教育内容の見直しと強化を図り、質の高い教育による人材育成に取り組んでいることである。

学生募集に対する高い意識と情報共有を構築するため、入試委員会の中に学生募集担当を置いている。この学生募集担当は、入試担当と連携して広報も含めた活動を行っており、入試委員会IR担当者が収集した各種データを元に、受験者及び入学者確保を目標に、現状分析、効果的な入学者募集活動計画の立案と実施を行い、オープンキャンパス・進学説明会等の対応とその内容の検証を行っている。入試委員会では高校訪問や進学説明会の際に得られた様々な情報を共有し検討するとともに、教職員の説明や質問への回答を行う際に、どちらの学科についても統一した対応ができるように、マニュアルを最新の内容に更新して使用している。新任教員が初回の高校訪問や進学説明会へ参加する際には、実施経験の多い教員が同行し、志願状況を把握・共有するなどして、広報内容や方向性について綿密に話し合い、入学者の受入れ体制をより充実させるための指針作りを行っている。【資料 3-

## 1-j】

また、高校への出張授業や高大連携授業を積極的に行うことで、本学に対する認知度を高めるよう努めている。毎年、高校生が興味を持つようなテーマの授業を、ホームページに掲載すると同時に、県内の高校へ出張授業の案内を送付している。新入生アンケートによると、出張授業や模擬授業を受講した、と回答した新入生が複数人いるという結果から有効な募集事業の1つとなっている。【資料3-1-k】【資料3-1-l】【資料3-1-m】

さらに、令和2(2020)年医療福祉学科への名称変更に伴い、医療系の科目の充実を行うとともに、幅広い分野で活躍できる多彩な人材育成を行っている。保育士試験の受験支援を始めとした民間資格を含む複数の資格取得への支援体制の構築についても積極的に情報発信を行っている。保育士試験対策講座は年2回(4月・10月)の国家試験前に各3か月程度、週1~2回程度の講座を開講し、遠隔講義システムにより大館キャンパスと秋田キャンパスの希望者が一緒に講座を受講し、添削指導も行っている。【資料3-1-n】

また、医療福祉学科では大館キャンパスに加え、秋田キャンパスにおいても社会福祉士の資格取得を可能とするカリキュラムの整備を行った。秋田キャンパスでは遠隔講義システムを用いて、大館キャンパスで開講している福祉の基本となる授業をリアルタイムで受講する遠隔授業のほか、秋田キャンパスでの対面授業に加え、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学が開講する幅広い領域の授業科目を、単位互換制度と科目認定の利用で受講できる。このように受験生のニーズに応えられるよう、福祉分野への興味関心を持ってもらえるよう、常に工夫を図り、医療福祉学科入学者数の確保に努めている。

18歳人口の減少の進行、一時期に比べ看護職人気はやや衰退傾向にあること、近隣の養成校との競合の問題等から、ここ数年は学部・学科の収容定員や入学者定員を充足できない年が増えてきている(表3-1-1、表3-1-2)。この状況を踏まえ、本学の特徴を最大限生かし、かつ質の高い教育による人材育成に努め、学生募集活動に注力する。

表3-1-1 入学者数と定員充足率

	(2019) 令和元年度	(2020) 令和2年度	(2021) 令和3年度	(2022) 令和4年度	(2023) 令和5年度	(2024) 令和6年度	(2025) 令和7年度
看護学科	64人 (128%)	57人 (114%)	71人 (142%)	51人 (102%)	33人 (66%)	60人 (120%)	44人 (88%)
医療福祉 学科 (うち秋田キャンパス人数)	23人(5) (57.5%)	17人(1) (42.5%)	29人(4) (72.5%)	46人(16) (115%)	34人(14) (85%)	26人(5) (65%)	24人(12) (60%)
看護福祉 学部	87人 (96.7%)	74人 (82.2%)	100人 (111.1%)	97人 (107.8%)	67人 (74.4%)	86人 (95.6%)	68人 (75.6%)

表 3-1-2 学生数と収容定員充足率（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計 (充足率)	収容定員
看護学科	44	62	32	50	188 (94.0%)	200
医療福祉学科	24	25	31	45	125 (78.0%)	160
看護福祉学部	68	87	63	95	313 (87.0%)	360

本学の学生募集での重要なツールとして、大学案内を作成している。令和 7(2025)年度に作成した大学案内では、本学の目的・使命、教育目標、求める学生像や、本学の在学生・卒業生のコメントや授業風景等を写真とともに掲載している。この大学案内を持参し、入試委員を中心とした教職員が年 2~3 回、県内外の高校を訪問し、進路担当教員等に説明している。大学案内は、高校やホテル集合形式の進学相談会、年間 4 回実施しているオープンキャンパス、年 1 回実施している秋田キャンパス見学会、大学祭、キャンパス見学対応（希望者に応じて随時対応）等において活用している。

また、受験雑誌へ掲載する内容についても工夫を行い、本学の教育により得られた成果等についても可能な範囲で詳しく記載するようにしている。

テレビ CM、本学ホームページ内の「Today's 看護福祉大」や「フォトコレクション」、Instagram 等の広報媒体を利用することで学内外に幅広く発信を行い、本学の学びの内容や特徴を身近に感じてもらえるよう努めている。

入学試験要項にはアドミッション・ポリシー、選抜方法（学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜）等入試の詳細を記載している。令和 6(2024)年度入学試験より WEB 出願システムを導入したことは、受験志願者の手続き負担の軽減、円滑化に繋がっている。

オープンキャンパスでは、毎回高校生と父母等が個別に相談できるコーナーを設けている。相談には各学科の教員だけではなく、在学生も対応している。在学生へ直接相談できることで、受験や入学後のイメージがより具体的に持てるようになっている。

受験生からの入学に関する様々な問い合わせについては、教務課入試担当が電話、面談、Eメール等で対応する体制を整えている。

以上のように、アドミッション・ポリシーの明確化と周知を図り、その方針に沿った学生の受入れを工夫するとともに、入学定員に沿った適切な学生受入数の確保に努めている。

しかしその一方で、県内では少子化の影響により高校の統廃合が進んでいる。また、医療福祉系分野の大学進学を目指す高校生は減少傾向である。本学においても近隣を含め大学間の学生獲得競争の激しさは増している。交通アクセスの良くない地方中小都市にメインキャンパスがある本学にとってハンディがあることは否めない。その一方、地域からの強い要請と支援により誕生した大学として開学以来培ってきた就職率や学生サポートの実績がある。高校生に本学の動向についてわかりやすく伝えていくことがより重要となるた

め、令和 6(2024)年度から入試委員会・入学者募集対策チーム・広報担当を入試委員会に一元化し、効果的な学生募集活動等の組織的な見直しを行っている。入試活動と広報活動の連携を密に図り、ホームページや SNS 等を通じ入試や学内行事に関する情報発信の充実を目指す。

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、「秋田看護福祉大学教務委員会規程」第 1 条に基づき、看護学科及び医療福祉学科に教務委員会を設置している。同規程第 2 条により、教務委員会では「教務に関する事項」「退学、休学、留年等の実態、原因分析、改善方策等の検討及び実施に関する事項」「学修支援に関する事項」「学修成果の把握・評価方法の検討及び実施に関する事項」等を審議している。また、同規程第 3 条に「教務委員会は当該学科の専任教員及び事務職員をもって組織する。」と定められ、教員及び職員で構成される各学科の教務委員会において授業支援の方針や計画を策定し、教職協働による学修支援を行っている。両学科教務委員会の委員長、副委員長及び委員は理事長が任命する。副委員長として看護学科教務委員会では、専任教員 1 人と教務課総括アソシエイトマネージャーが、医療福祉学科教務委員会では教務課総括アソシエイトマネージャーが任命され、委員会運営を担っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

本学学生への学修支援は、看護学科・医療福祉学科の教務委員によって入学前から開始している。学校推薦型選抜・総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）で合格し、入学手続きを行った者（以下、「入学予定者」という。）に対し、看護及び福祉に関連した内容でテーマを定め、入学前プログラムの充実を図っている。プログラムの実施目的と主な内容、実施スケジュールは以下に示す通りである。【資料 3-2-a】

#### ◆プログラムの目的

- ①入学予定者が、大学入学後の学習内容である医療や看護・福祉の専門的な学習をする上で基礎となる課題に取り組むことで、入学後の学びの基盤づくりとする。
- ②大学の学習の基本となる、自分で調べる主体的な学習の準備段階を形成する。
- ③課題内容を理解し、自分の意見をまとめて表現することで大学での学習の動機づけとする。
- ④本学教員による添削指導を入学前に受けることによって、大学との親和性を形成する。

## ◆プログラム内容

学部共通プログラム	「新聞記事による事前学習」 ・学科ごとにテーマを提示 ①記事の中から専門用語を抜き出し、その意味を記す ②記事の感想を1,200字程度で記述する
学科別プログラム	○ 看護学科：理系科目（生物、化学）の学習課題 ○ 医療福祉学科：社会学系科目（政治・経済、社会）の学習課題

## ◆実施スケジュール

令和5年 12月初旬～中旬	高校クラス担任を通じて入学予定者へ課題を郵送
令和6年 2月初旬	入学予定者から課題を大学へ返送 教務委員による課題の添削指導
令和6年 2月下旬	高校へ添削した課題を返送し、入学予定者へ返却 入学予定者と高校クラス担任へ入学前プログラム実施に関するアンケート用紙を同封（アンケートは3月中に返送依頼）

入学予定者と高校クラス担任へ入学前プログラム実施後に行ったアンケートでは、何れの項目も高評価を得た（特に入学予定者）。これらの結果を参考に、入学前教育の内容を検討していく。【資料 3-2-b】

また、令和6(2024)年度より、入学前プログラムを実施した学生を対象に、入学後1年間で入学前プログラムが、どのような影響や効果があったのかを検証することを目的に、倫理的配慮を行い無記名でアンケート調査を実施した。（表 3-2-1）

表 3-2-1 令和 5 年度入学前プログラム対象学生へのアンケート

<p>1. 所属する学科に○をつけてください。</p> <p>看護学科                      医療福祉学科</p> <p>2. 2-1 入学前プログラムは入学後、大学の専門教育を学ぶ上で、どのような効果がありましたか。</p> <p>当てはまる番号を○で囲み、その理由について□の中へ記載してお答えください。</p> <p>1) 効果があった      2) 少し効果があった      3) 効果がなかった理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">自由記載</div> <p>2-2 今後、どのようなプログラムが望ましいと思いますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">自由記載</div>
---

対象学生は 37 人（看護学科 15 人、医療福祉学科 22 人）であり、回収率は 89.2%（看護学科 93.0%、医療福祉学科 86.3%）であった。入学前プログラムは「効果があった（看護学科 21.4%、医療福祉学科 42.1%）」「少し効果があった（看護学科 78.6%、医療福祉学科 52.6%）」「効果がなかった（看護学科 0.0%、医療福祉学科 5.3%）」という結果であった。その理由を見ると、看護学科では、「レポートの書き方を入学前に理解することができた。」「授業への理解が進んだ。」「医療単語を学ぶ機会ができた。」「大学入学前に行くことで、専門的な知識を予習することができたのでよかった。」「調べていたことをレポートにまとめることで、大学の授業の予習にもなりとても良いプログラムだと思った。」等があった。医療福祉学科では、「講義の前提として学べることに伴い、スムーズに大学の勉強に入っていた。」「講義中に聞き覚えがあったり、見覚えがある単語が出てきて、事前を知っていたから覚えやすかった」「国内の社会問題やその支援について、大学に入る前に知っておくことで、その後の講義の理解が深まった。」「最も効果を感じたのはコミュニケーション能力の向上。入学前と比べ、その場での適切な返答や対話での言葉選びがスムーズになったことから、効果があったと思う。」等があった。「効果がなかった」と回答した 1 人の理由は、「数が多くて終わらせるのが大変で、調べた内容を深く理解できていなかった。」であり、プログラムの内容や量を決定する際の参考となった。

「今後どのようなプログラムが望ましいか」の問いに対しては、「専門性の高いものをプログラムに取り入れてほしい」「今後学んでいく授業についての説明」「パソコン等を使用する課題」等の要望がいくつかあったが、「同じような課題で良い」が回答者の半数程度にあった。【資料 3-2-c】

以上のような調査結果から、入学前プログラムの対象学生は大学の専門教育を学ぶ上で、

良い効果や影響があったものと思われる。また、自由記載の内容から、入学後の大学での学び方のイメージが付き、学習することへの動機づけとなっており、入学後の学習にスムーズに移行できていた。今回は入学前プログラム受講1年後に調査しているが、卒業までの4年間でさらにどのような影響があったのかを継続して調査し、引き続き入学前プログラムの内容の充実を図るとともに、効果の検証を行っていく。

入学後の学修支援体制としては、クラス担当を中心として学習意欲のある学生や学習面で遅れの見られる学生に対して個別的な支援を行っている。3年次後期はゼミナール担当教員とクラス担当が連携して個別支援を行い、4年次にはゼミナール担当教員が中心となり個別支援を行っている。【資料 3-2-d】【資料 3-2-e】

クラス担当は、教員間の情報共有はもとより、教務課担当職員との情報共有や連携に努め、学生の学修支援を行っている。教務課担当職員は、月1回の学科ミーティングにも出席し、履修や単位修得、国家試験受験資格に係る教務関連の情報交換を行っている。また経済面の相談に応じるなど教員と連携して支援を提供している。その他、授業支援、就職活動支援、資格取得支援、学修・生活相談など多岐にわたり、教員と協働した学修支援体制をとっている。

学修の履修登録・単位修得への支援についても教職員が連携して行っている。資格取得を伴う履修科目については登録が複雑なために、ガイダンスでの学生全体への説明の他に、教務委員、教務課職員、クラス担当により、繰り返し説明と指導を行っている。

なお、1年間に履修する単位は、学則 29 条第 2 項及び「秋田看護福祉大学履修内規」第 4 条に 50 単位を上限に定められている。また、上限とする単位数についても検討していく予定である。

学生の個別状況を把握するために、複数回の個人面談や毎年 8 月に行われる「父母等懇談会」等を通して、その情報の蓄積をしている。学生の支援のために入学時より父母等の協力をお願いし、学生に問題が生じた場合に早期に対応できるよう連携を図っている。学生や父母等との面談記録等の情報は教務課で保管し、個人情報保護に留意した上で活用している。1クラスの定員が看護学科 50 人、医療福祉学科 40 人であり、クラス担当を1クラス 1~2 人配置している。3年次はゼミナール担当教員が学生 5 人程度を受け持ち、クラス担当と連携を図っている。4年次はゼミナール担当教員が中心となり、卒業研究や就職活動、卒業試験、資格取得のための学修支援等を行っている。また、令和 6 年度は学科ごとに専門科目を担当する全教員が国家試験対策チームのメンバーとして任命され、チーム長と副チーム長を中心とした国家試験対策を 1 年次より計画的に行っている。【資料 3-2-f】【資料 3-2-g】

本学では看護や医療福祉を目指す学生が大多数であることから、障害のある学生を積極的に受入れ、他の学生への障害に対する理解の促進に努め、学生個々の障害に応じた学修支援と生活支援を行っている。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

また本学では中途退学や留年を防止するために、単位修得状況や生活状況等で問題を抱えている学生を早期に把握できるよう教務課担当と連携し、必要に応じてクラス担当やゼミナール担当教員、教務委員長、学科長等が面談を実施し、問題状況の原因を把握から状況の改善と解決に向けて助言・指導を行っている。これらの内容は学生指導記録にまとめ、随時学部長を通し学長へ報告する体制を整えている。学生の中途退学、休学、留年に関し

ては、クラス担当、ゼミナール担当教員、教務委員長、学科長、教務課担当職員とともに情報共有し、慎重に面談を重ね、父母等との三者面談を必ず行い対応している。休学中の学生に関しては、クラス担当やゼミナール担当教員が定期的に連絡を取り、必要なアドバイスを行い、復学できるように支援を行っている。学業や進路、経済的問題、対人関係等様々な悩みや心身の健康不良については、社会福祉士・精神保健福祉士資格を有する教員による学生相談室での相談対応を必要時行っている。また、面談の結果を教職員間で共有する仕組みとして、学科ミーティングの際に科目担当教員からも授業中の様子や受講状況等を報告し、情報共有を行っている。

令和6(2024)年度における看護学科の中途退学者は1人であり、休学者1人は令和7年4月に復学している。医療福祉学科は中途退学者が2人おり、そのうち1人は休学を経て、進路変更のため退学に至った。中途退学者数は年度により変動があり、その理由の6割以上が「進路変更」であり、その他「病気のため」等がみられる。両学科教務委員会やクラス担当を中心とした教職員が学習方法の指導や、学生間の人間関係のトラブルへの対応、奨学金制度の活用による支援等、親身な対応に努めるとともに、退学、休学、留年等の防止方策を検討している。また、本学では学則第24条第2項「本学の学生が現に属している学科から他の学科への変更は、教育上支障がない限り、選考の上、学長が許可することがある」を定め、第24条第3項「前項による学科の変更は、看護学科から医療福祉学科への変更のみとする。この場合において、学科の変更した者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する」に基づき令和5(2023)年度1人が看護学科から医療福祉学科へ転学科したケースがあった。【資料3-2-9】【資料3-2-h】

本学では原則週1回以上オフィスアワーを設定している。オフィスアワーの時間帯には、専任教員が各研究室で待機し、学生からの授業や学修に関すること、学生生活、就職活動等についての相談を予約なしに受けている。非常勤講師については、授業に関する質問等の相談を授業終了後の時間を使い行っている。またオフィスアワー以外の時間でも、教員が研究室に在室し対応できる場合には、可能な限り学生の相談に応じている。オフィスアワーについては学生便覧に掲載しており、各教員のオフィスアワー時間帯を、学期ごとに学生掲示板やポータルサイト等で周知し、随時学生が把握できるようにしている。【資料3-2-5】【資料3-2-6】

開設して8年目を迎えた秋田キャンパスでは、対面での授業として、基礎演習やゼミナール、社会福祉士国家試験の受験要件であるソーシャルワーク演習や実習指導等を実施しており、ソーシャルワーク演習や実習指導では、大館キャンパスの社会福祉士科目担当の教員が集中講義の形態で秋田キャンパスに出向き対面授業を実施している。この授業形態に加えて、遠隔講義システムを用いて、大館キャンパスにて開講されている社会福祉関連の授業をリアルタイムで受講できるシステムを開設時に構築し、現在も継続している。【資料3-2-i】

また、対面授業と遠隔講義システムによる授業の他に、秋田キャンパスではノースアジア大学と秋田栄養短期大学で開講されている、広範にわたる学問領域の授業の中から、関心のある科目や将来目標に沿った科目を受講することができ、その単位が卒業単位と認定され、学位(社会福祉学)を取得できるプログラムとなっている。これによって、秋田キ

キャンパスに4年間在籍して、社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができるようになっており、主に秋田市や秋田市以南在住の学生たちにとっての利便性につながっている。最近の傾向として、能代市周辺や能代市以北の町村からも、秋田キャンパスに通学する学生が増加傾向にある。また近年、秋田キャンパスでの文学、哲学、法学の授業を、秋田キャンパスの学生は対面で、大館キャンパスの学生が遠隔講義システムを用いて受講できるようにしている。【資料3-2-i】

このように社会福祉士国家試験受験のための学生のニーズに応えるよう、常に工夫を行っている。その結果として、令和6(2024)年度の入学者数は一時的に減少したが、令和7(2025)年度には入学者数が増加し、令和3(2021)年度の秋田キャンパスに所属する全学生数14人から、令和7(2025)年度では48人と3倍以上増加している。【資料3-2-j】

秋田キャンパスには、キャンパス長1人と事務職員1人を配置しており、キャンパス長が学生全員と個別に面談を行い、学生からの進路相談・勉強の仕方・要望・大学生生活の悩み等を積極的に聞く機会をもっている。それ以外にも、昼休みや授業の空き時間に学生からの相談を受けるなど、学生の個別支援にあたっている。

アキキャンクラブと称して授業以外の学修支援とともに、体育館でのスポーツによる学年を越えた学生間の交流等、大学生生活が充実できるような支援を行っている。学修支援としては、保育士試験対策講座、語学の実力をつけるための勉強会(2021年5月～2024年3月、2025年5月～ドイツ語の勉強会、2024年10月～2025年1月の英語の勉強会)や、公務員試験における小論文対策の勉強会を開催し、複数の学生が受講し、公務員や社会福祉協議会、銀行等の一般企業等への就職実績につながっている。【資料3-2-k】【資料3-2-l】

#### 【資料3-2-m】

このように、学生から随時相談を受け、就職支援や卒業試験・国家試験等を含めた学修支援を行い、大館キャンパスの教職員と情報を共有しながら学生の指導にあたっている。秋田キャンパス長は月1回開催している医療福祉学科ミーティングや医療福祉学科教務委員会にZoomで出席しており、その他看護福祉学部長・医療福祉学科長・秋田キャンパス長の3人による毎週30分～60分程度のZoomミーティングによる情報交換を行っている。

## ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院を有しておらず大学院生がいないことからTA( Teaching Assistant)制度を設けていないことや、国家試験受験を目指す学生が多く、学部生にもTAの役割を担わせることは行っていない。しかし実習報告に関する科目等の聴講や、卒業研究発表会での意見交換、内定獲得学生による就職ガイダンスにおける講話や国家試験後の3・4年生の懇談会等は、4年生による後輩たちへの学修支援につながっている。

また、事務職員や臨時的職員による学生への学修支援を行っている。「情報リテラシー」ではIT担当職員が教育活動の支援を行っている。初年次教育として位置づけている「基礎演習」では、大学図書館における情報収集として、図書館の利用・活用方法やインターネットによる文献検索の基本の指導を図書館職員が担当している。また、看護学科の病院、保健所、市町村等での実習では専任教員の他、実務経験を持ち国家資格を有する実習補助者を職員として雇用し、教員と協働で学生の指導を行うことで、専任教員を支援していることに加え、実習施設の看護師、保健師、助産師が実習指導者として、手厚い指導を行う

環境が構築されている。また、医療福祉学科の実習では、国家資格を有し、各々の資格に係る講習会を修了して指導者資格を有する現場の実習指導者が教員と連携し、学生の指導にあたっている。

このように教員と職員が協働し学生と同じ視点に関わることで学生は多くの示唆を得ることができている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-n】【資料 3-2-o】【資料 3-2-p】

その他には、教員の教育活動の補完と教授内容の充実を図る目的で、学生の目指す専門資格を有する方等をゲストスピーカーとして招聘している。また、最新の医療や福祉の知識と実践の横断的な学修の場に触れることを目的に、講義と並行して施設見学等を導入している。【資料 3-2-q】【資料 3-2-r】

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では総合型選抜・学校推薦型選抜の入学予定者に対して入学前プログラムを実施しており、入学前プログラムに取り組むことで、看護や医療福祉に関する諸課題への関心が高まると同時に、早い段階から働くことへの意識づけとなり、将来の自分が働く場をイメージすることにつながっていく。また、入学後は新入生研修会や学期ごとに就職ガイダンスを実施し、就職に関する情報提供に努めている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-a】

一方、本学で履修する「基礎演習」、「コミュニケーション論」、「情報リテラシー」等のキャリア教育関連科目や、実習やゼミナール、さらにボランティア活動等も、社会人・職業人に必要とされる基礎的・汎用的能力の育成に関する授業や課外活動としてとらえている。また、令和 6(2024)年度からは、共通基盤科目としての「キャリアデザイン」を授業として開講し、将来の自分の姿を思い浮かべ、それをデザインすることができ、さらに自身の職業適性を考えることにつながる授業を、正規の教育課程に組み入れた。また、「キャリアデザイン」の授業では、キャリア開発や自己分析について、マナー講座、小論文対策、エントリーシート・履歴書の書き方、面接対策等を組み入れ、就職活動に結びつく実践的な内容とした。「キャリアデザイン」は、秋田キャンパスの学生についても遠隔で同時に聴講できるようにした。【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】

さらに秋田キャンパスでは、3 年次の「ゼミナール I」の時間を活用し、担当教員による履歴書と個人登録票の作成指導及び添削の時間を設けている。履歴書に関しては、ノースアジア大学のキャリアセンターが実施している専門業者による添削も行っている。その返却を受けて、添削された箇所を参考に個人登録票に反映させて完成させ、個人登録票の管理は大館キャンパスの教務課就職担当と就職委員会が行っている。【資料 3-3-b】

また、3 年後期に「キャリアデザイン」を履修し、遠隔システムにより大館キャンパス

の学生と一緒に、公務員及び社会福祉関連企業に内定した学生による講話等も受講している。

このように、大館キャンパスの就職委員会や教務課就職担当と秋田キャンパスの教職員とが連携して本学の就職支援を行っている。【資料 3-3-7】

秋田看護福祉大学のキャリアサポート図を<図 3-3-1>に示す。

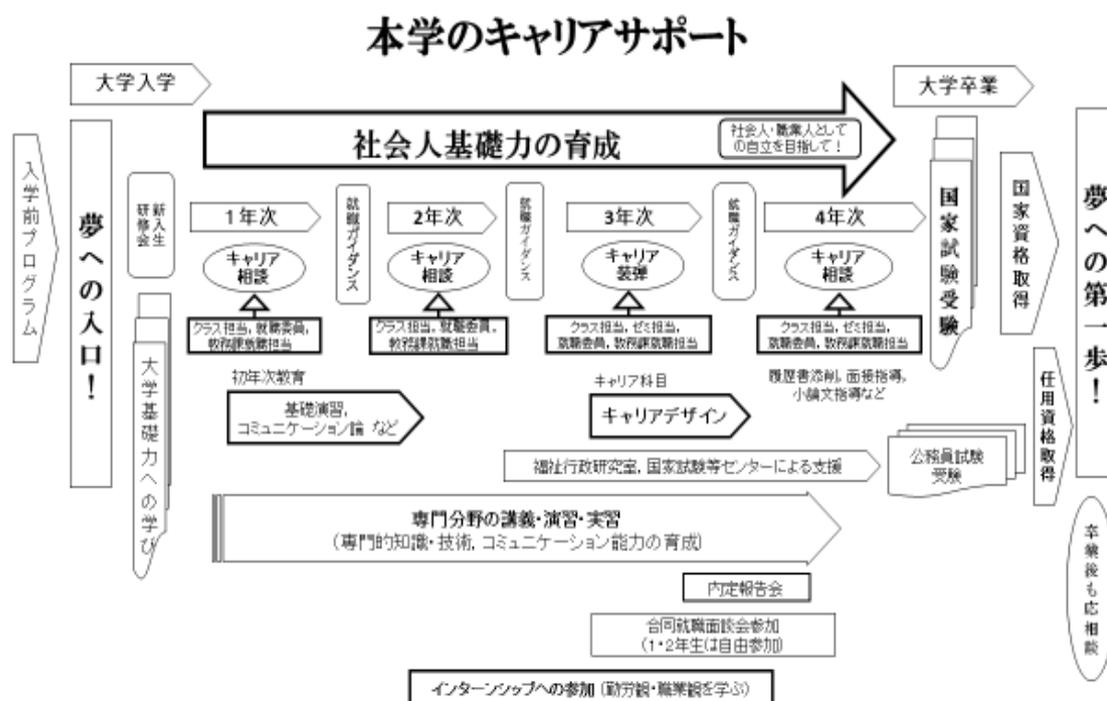


図 3-3-1 秋田看護福祉大学のキャリアサポート

## ②キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援については、就職委員会と教務課就職担当が主体となり行っている。また、定期的に就職委員会を開催し、年間の活動計画のもと、教務課就職担当や学科教員と連携を図りながら活動している。【資料 3-3-2】【資料 3-3-7】

教務課就職担当では、学生の就職に関する窓口となり、求人紹介、就職ガイダンスの実施、就職情報登録やインターンシップ参加に係る手続き、進路相談や面接指導、進路決定届及び就職試験報告書の取り纏め等の各種業務を行い、学生が就職活動をスムーズに行えるようにサポートしている。また、クラス担当やゼミナール担当教員、就職委員等による「キャリア・就職相談」を随時行えるようにしている。さらに本学では、「合同就職面談会」や「内定報告会」を毎年開催し、学生が仕事への理解を深めるための機会の提供に努めている。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-c】

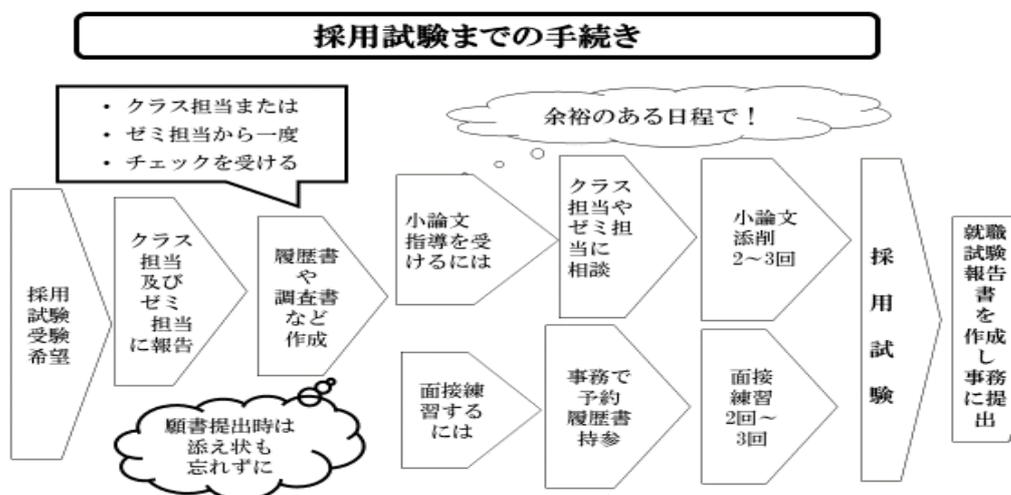
### 1. キャリア支援と就職相談について

キャリア支援と就職相談については、教務課就職担当、クラス担当やゼミナール担当教員、就職委員の連携のもと、学生一人ひとりに合わせたきめ細やかな相談を適宜行える体制を整えている。本学では「職業安定法第 33 条の 2」に基づき、職業紹介や就職支援に関

る基礎データとしての活用等を行う目的で、学生には「個人登録票」の登録を義務付けている。学生一人ひとりの就職活動状況を事前に把握することで、その後の個別相談にも結びついており、特に就職困難学生が発生した場合の対応につながっている。そのため、早い段階から教員（クラス担当、就職委員、ゼミナール担当教員等）と教務課就職担当が相互に連携し、学科ミーティングや教務課打合せ等で学生一人ひとりの就職活動状況についての情報共有を図っている。また、学生の就職活動状況や採用試験までの予定等を把握するために、クラス担当やゼミナール担当教員に早い段階から就職希望先や受験内容等を学生が報告できるように定期的な面談を行うと同時に、相談しやすい関係づくりを強化している。【資料 3-3-b】

クラス担当やゼミナール担当教員は、必要に応じて事前に提出されたエントリーシートや履歴書のチェックを行い、さらに採用試験の小論文の添削等の個別指導も行っている。また、面接練習においては、就職委員が中心となって、ゼミナール担当教員、ハローワーク職員等が、学生に対し身だしなみの指導も含めて複数回の指導をほぼ全員に行っている。また学生には、採用試験後は「就職試験報告書」を速やかに教務課就職担当に提出することを求めており、その報告書は教務課で保管・管理している。定期的に開催する就職委員会では、学生の就職活動状況及び内定状況を報告し、学生の活動情報の共有につなげている。さらに、各学生の就職活動状況を、毎月開催の学科ミーティングにおいて就職委員が報告し、教職員間での情報共有にもつなげている。【資料 3-3-d】【資料 3-3-e】

採用試験までの流れについて<図 3-3-2>に示す。



<図 3-3-2>採用試験までの流れ

大学内にある「就職資料室」は常時利用可能であり、求人票や就職関連資料、進学(大学院等)関連資料等を自由に見ることができる。また、就職資料複写用コピー機の設置や、個別相談スペースの設置、就職先から送られてくる卒業生のメッセージ(先輩の働いている様子入りの写真)コーナーもあり、いつでも気軽に利用できるように整えている。

## 2. 合同就職面談会の開催

令和 6(2024)年度の合同就職面談会は、令和 6 年 5 月 11 日に大館市内の「ルネッサンスガーデンプラザ杉の子」を会場に開催した。32 病院、26 施設からの参加があり、看護学科 3 年生と医療福祉学科の 3・4 年生は全員参加、それ以外の学年は自由参加とし、合計で 3 年生は 95 人、4 年生は 37 人の学生が参加した。学生にとっては、今後の就職活動に直接結びつき、働きたい職場のイメージをつかむための貴重な相談の機会となった。参加した学生はマナーを守り、メモを取りながら多くの採用担当者からの説明を聞いていた。また、会の終了後には、病院等採用側へのアンケートを実施した。採用に当たって重視している点の項目では、「コミュニケーション力」「人柄」「マナー」「積極性」「専門職としての職業意識」の割合が高く、勤労観や働く上での意欲や態度、さらに人間関係形成等を採用側が重視していることが伝えられた。また、学生に指導・助言して欲しい点については、「コミュニケーション」や「専門職としての職業意識を身に付ける」「マナー」の割合が高く、チームで働く場合の協調性や規律性等、職業人・社会人には欠かせない基本的な要素の部分を採用側が求めていることを把握することができた。

令和 6(2024)年度秋田看護福祉大学合同就職面談会採用担当者のアンケート結果をく表 3-3-1>に示す。

**表 3-3-1 令和 6(2024)年度秋田看護福祉大学合同就職面談会採用担当者アンケート結果**

### 1. 採用にあたり重視する点（複数回答可）

N=55

	項 目	件数	割合 (%)
1	コミュニケーション力	51	92.7%
2	行動力	20	36.4%
3	人柄	29	52.7%
4	マナー	26	47.3%
5	積極性	30	54.5%
6	専門職としての職業意識	22	40.0%
7	問題発見・解決力	16	29.1%
8	志望動機	13	23.6%
9	学生本人の将来プラン	5	9.1%
10	自己PR	3	5.5%
11	アルバイト経験	3	5.5%
12	パソコン操作能力	2	3.6%
13	ボランティア経験	1	1.8%
14	クラブ・サークル活動経験	2	3.6%
15	外国語能力	0	0.0%
16	その他	2	3.6%

## 2. 大学側で学生に指導・助言してほしい点（複数回答可）

N=55

	項 目	件数	割合(%)
1	コミュニケーション力を身につける	48	87.3%
2	マナーを身につける	26	47.3%
3	専門職としての職業意識を身に付ける	31	56.4%
4	インターンシップへの参加	16	29.1%
5	学生時代に「これをやった!」と誇れるもの	7	12.7%
6	ボランティア活動への参加	0	0.0%
7	パソコン操作能力を身につける	4	7.3%
8	その他	2	3.6%

## 3. 4年生による内定報告会

令和6年12月17日に4年生による内定報告会を実施した。対象学生は、看護学科・医療福祉学科の3年生全員で、医療福祉学科秋田キャンパスの3年生は遠隔で参加した。看護学科4年生からは5人、医療福祉学科4年生からは4人の学生が発表した。

4年生の発表者からは、就職活動を開始するタイミングや準備について、試験対策や少論文対策、面接対策について、在学時に心がけておくこと等、多くのアドバイスがあった。また、会場では先輩の発表者に対して参加者からの多くの質問や相談等もあり、就職試験を経験した先輩から直接アドバイスを受けられる貴重な機会となった。【資料3-3-9】

## 4. インターンシップ制度について

インターンシップは主体的な職業選択や働く上での職業意識を高め、就業体験できる貴重な機会であり、本学ではその参加を積極的に促している。参加する学生には「インターンシップ参加届」を提出させ、参加状況の把握と合わせて、参加後の個別指導にも活用している。また届出をすることで、万が一事故や怪我等が発生した場合でも、学生が入学時に全員加入している傷害・賠償責任保険「Wi11」の適応が可能である。

令和6(2024)年度のインターンシップの参加届出数は、看護学科は88件(令和5[2023]年度31件)、医療福祉学科は14件(令和5[2023]年度3件)と昨年より大幅に増加した。また、見学会・説明会の参加届け出数は、看護学科は19件(令和5[2023]年度52件)、医療福祉学科は7件(令和5[2023]年度2件)であり、令和6(2024)年度、看護学科では見学会・説明会よりも病院等のインターンシップに多くが参加していた。また、インターンシップ及び見学会・説明会の参加時期については、長期休暇である8月～9月及び3月が圧倒的に多かった。【資料3-3-f】【資料3-3-g】

秋田キャンパス学生も本学インターンシップ制度を利用している。令和6(2024)年度の参加状況として、公務員関連では、秋田市役所へ1年生2人、秋田県庁へ2年生2人、3年生3人が参加していた。民間企業のインターンシップに関しては、3年生の夏休みのソーシャルワーク実習の前後の期間に多数の学生が参加した。【資料3-3-i】

## 5. 秋田キャンパス独自のキャリア支援

秋田キャンパスの学生は、学生一人ひとりに寄り添った就職をサポートする目的で設置された、ノースアジア大学のキャリアセンターや資料室を利用し、キャリアセンター職員による個別相談、面接指導、履歴書・エントリーシートの添削を行っている。キャリアセンターが実施している就職ガイダンスにも積極的に参加することを促している。また、キャリアセンターが毎年10月に主催し実施している、3年生を対象とする合同・個別企業説明会には毎年全学生が参加している。【資料 3-3-10】 【資料 3-3-h】 【資料 3-3-i】 【資料 3-3-j】 【資料 3-3-k】

その他、秋田キャンパス長による就職に関する個別相談や指導、並びに履歴書・エントリーシートの書き方の指導と添削を随時行っている。特に、本学の授業とノースアジア大学の就職ガイダンスが重なった3年生に対しては、3年生の空き時間を利用して、キャンパス長が就職ガイダンスの時間を設けて就職支援を行っている。

また個別の支援として、公務員志望の学生のために、受験に必要な科目の履修を勧め、ノースアジア大学の国家試験等センターに在籍することを促すようにしている。国家試験等センターとは、公務員採用試験・難関国家試験合格を目指す学生を支援する目的で設置され、5つの研究室（行政、警察・国防、司法、観光、税務会計）が設置されている。各研究室には入室試験に合格した学生が所属し、集中して学習できるように学生一人ひとりに専用の机が割り当てられており、本学学生にも入室試験を経て利用が認められている。また、大学の通常講義の他にも、研究室独自の授業や担当教員による個別指導も受けられる。現在、秋田キャンパスからは、2人の学生が行政研究室に所属して勉強に励んでいる。さらに、社会福祉士として公務員や事業所への就職を目指す学生の採用面接のサポートとして、社会福祉を専門とする大館キャンパスの就職委員がオンラインによる面接指導も行っている。【資料 3-3-1】

このように1年次から、ノースアジア大学のキャリアセンターで年間を通して開催される就職対策講座や就職ガイダンスによるサポート、本学就職委員会が中心となり行うサポートを受け、学生一人ひとりの人生設計を視野に入れ、社会に貢献できる人材の育成に向けたプログラムを多数実施している。

### 3-4. 学生サービス

#### ①学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①学生生活の安定のための支援

本学は、厚生補導のための組織として、学生委員会、教育指導室、保健室、学生相談室を設置、教務課学生担当を配置している。学生会や部・サークル等の課外活動、健康管理・相談、ボランティア活動、アルバイト、奨学援護など学生生活に関わる全般の事項につい

て指導、助言し、関係教職員がクラス担当、ゼミナール担当教員、保健室担当職員、学生相談室相談員と連携・情報共有を図り、学生が充実した有意義な学生生活を送れるように、学生サービス活動を行っている。

#### 1. 学生委員会

学生委員会は、学生や学生団体が学内外で行う活動に対する指導、学生の福利厚生に関する事項、その他学生生活に関する必要な事項を審議する委員会である。また、学生の文化・体育の向上、学生生活の充実を図るために、学生の自治組織である学生会がある。学生会は、4月の新入生歓迎会、6月の体育祭、10月の大学祭を主体的に企画・運営を行っている。学生委員会は、学生会と連携しながら活動状況を把握し、各行事の日程調整や予算申請、外部団体への交渉等を行い、学生間の親睦や学生と教職員の交流の場、さらに地域交流につながるように学生会の活動を支持・指導している。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】  
【資料 3-4-3】【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】

#### 2. 教務課学生担当

教務課学生担当は、学生サービス全般に関する業務を取り扱い、各種証明書や許可書の発行、課外活動の管理、奨学金や貸付金の案内や申請、福利厚生施設の整備・管理や利用の申請、健康診断の実施及び学生生活に関する相談業務、保健室や学生相談室の管理等を担当している。担当職員は、学生委員会に所属し、教職員が情報共有しながら、学生サービスを提供している。学生個々の状況に応じた対応を迅速に丁寧を実施している。また、本学は、学生生活中の不慮の事故に対応するために、全学生が傷害・賠償責任保険「Will」に加入している。保険が適用される事案が発生した場合に、教務課学生担当が対応している。【資料 3-4-d】

#### 3. 教育指導室

教育指導室は、学生の教養と学識を修め、保健・医療・福祉領域の専門職として必要な人間性と知識を育むこと、学生が快適に学生生活を送れるように、学生生活におけるキャンパスマナー全般に係る環境整備及び管理・指導を担当している。日常の挨拶や環境美化への意識づけ、講義姿勢や態度、受講マナーや施設利用・備品使用に関するルールやマナー、インターネットやSNS利用の情報管理、本学にふさわしい服装や頭髪、交通安全や防犯対策などの管理、指導等を行っている。本学は、保健・医療・福祉の専門職を目指す学生の多い学部・学科であり、低学年から臨地での実習が課されており、また対人援助職となる職業であることから、挨拶や身だしなみとともに、社会的マナーや倫理的行動がとれるように指導を強化している。また、経済的問題や学修の継続に関する問題、学生生活全般に関する悩みや相談に対して、クラス担当やゼミナール担当教員と情報共有を図り、支援する環境を整備し対応している。【資料 3-4-e】

#### 4. 保健室

学生の心身の健康管理や相談に対応するために、保健室を設置し担当職員を配置している。利用時間は月曜日から金曜日の終日利用できる体制となっている。本学は、学校保健

安全法等に基づき、毎年春季に全学生を対象に定期健康診断を実施している。結果に所見のある学生に対しては、再検査を案内し、受診結果について必要時クラス担当やゼミナール担当教員、教務課学生担当が相互に情報共有を行っており、健康診断証明書発行の申請にも対応している。保健室担当職員は、学生の体調不良や怪我等の応急処置に対応し、必要時医療機関受診等の助言を行っている。また、心身の健康相談に対応し、随時助言や指導を行い、対応が難しいケースやより専門的な支援が必要なケースにおいては、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する学生相談室担当者やクラス担当、ゼミナール担当教員と連携し対応にあたっている。本学は、医療機関、福祉施設等での臨地実習があるため、入学時に小児感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）に対する抗体価の把握やそれぞれの学科の実習に必要な検査（B型肝炎抗体価や結核検査等）を計画的に実施し、学生自らが感染症対策を意識することを指導している。また、感染症の流行状況を確認しながら、インフルエンザワクチン接種の推奨や流行期には感染対策に関するポスターを掲示するなど、学生への周知を図っている。【資料 3-4-f】

#### 5. 学生相談室

学業や進路、経済的問題、対人関係、性格のこと等、学生の様々な悩みや心身の健康不良について対応するために、本学では令和 5(2023)年度に学生相談室要綱を定め、社会福祉士・精神保健福祉士資格を有する教員が中心となり、相談対応を行っている。令和 7(2025)年度にはプライバシーに十分配慮できるように、研究棟奥の部屋を専用の学生相談室として気軽に相談できる場所や空間作りを行い、個人情報保護のもと、学生の悩みに対応できる場を整備している。専門的な視点を持ち、学生に共感的姿勢で関わることを重視し、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つ担当者を室長含め 3 人配置している。クラス担当や保健室職員からの紹介はもちろん、学生が相談を直接申し込めるような体制を整え、必要時にはクラス担当や教務課職員と連携し対応を行っている。【資料 3-4-g】

#### 6. クラス担当制度

本学は、少人数教育の特徴を活かし、一人一人へのきめ細やかな支援を行っている。学生が円滑に学生生活を送れるように、クラス担当、ゼミナール担当教員、教務課担当職員を配置している。クラス担当は、「クラス担当・ゼミナール担当の学修支援マニュアル」に沿って、日常的な指導を行うとともに、定期的に個人面談を実施し、学業や進路、経済的問題、健康上の問題、学生生活全般に関する相談に具体的に助言・指導し、教務課担当職員と連携している。欠席過多、成績低迷、経済的問題等検討事案が発生した場合には、必要に応じ父母等と連携し解決に向けた対応を迅速に行っている。クラス担当・ゼミナール担当教員は学科ミーティングでクラスの学生状況について報告を行い、学科全体で情報共有を行っている。全教職員が連携を図り、学生の悩みや相談に対して、いつでもどこにでも気軽に対応できる体制を構築している。【資料 3-4-h】

#### 7. ハラスメント対策

様々なハラスメントに対応するため、ハラスメント防止委員会が設置され、年 1 回全教職員に対しハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止への啓発活動を行っている。ハ

ラスメント対策として、相談窓口を設置し相談員を配置している。また、「ハラスメントの防止に関する規程」を定め、相談や解決の援助・協力を行っている。学生には学生便覧や掲示版等で公表し、相談体制を整えている。令和6(2024)年度の相談はなかった。【資料3-4-i】

## 8. 経済支援

学生が有意義な学生生活と将来の夢を実現できるよう、また、安定した学生生活の維持ができるように経済的支援を行っている。学生が利用できる奨学金には、本学独自の経済支援奨学金制度として、「学業奨学生（Ⅰ種奨学生、Ⅱ種奨学生）」「学園内大学入学金支援制度」「家族学費支援制度」「秋田看護福祉大学経済支援奨学金」「秋田看護福祉大学医療福祉学科入学支援奨学金」等がある。その他、日本学生支援機構奨学金、地方自治体による奨学金制度等を紹介しており、各種奨学金に関する情報を遅延なく掲示等で案内している。地方自治体による奨学金には、「秋田県看護職員修学資金」や「秋田県社会福祉協議会介護福祉士修学金」、その他、地方公共団体や民間団体による様々な奨学金があり、就職先の内定獲得につながる場合があるため、申請時期を確認しながら学生の状況に応じた柔軟な対応を行っている。これらの奨学金制度については、学生便覧に掲載し、教務課学生担当が各種奨学金に関する情報提供や説明会を適宜実施して周知している。教務課学生担当は学生からの相談や申請等の対応に適宜応じるとともに、奨学金返還の指導も行っている。【資料3-4-5】【資料3-4-6】【資料3-4-7】【資料3-4-8】【資料3-4-j】【資料3-4-k】

## 9. 課外活動・ボランティア活動

学生が課外活動を通して豊かな人間性を身につけ、心身の健康を図り、学内外の人との交流を深めることで、より充実した学生生活が送れるように、学生委員会と教務課学生担当が連携し、サークル設立や継続に関する事等、課外活動の指導や支援を行っている。4月に開催している新入生歓迎会では、学生会が中心となり、部・各サークル長が課外活動団体の紹介と勧誘を実施し、多くの新入生が課外活動に参加できている。部・各サークルは定期的な活動の他に、6月の体育祭では役員を担い、10月の大学祭では、それぞれが活動を披露するイベントを実施、模擬店を出店する等、積極的に活動を行い学生同士の交流を深めている。令和7(2025)年度は、12の団体が活動している(表3-4-1)。部・各サークルには顧問として教員1人を配置し、年度初めに所属学生名・学生数や年間計画を把握し、活動の助言や補佐を行っている。課外活動への支援として、クラブハウス棟に合計20室ある部・サークル室や施設・設備の貸与をはじめ、前年度の活動実績や内容と要望、学生数の増減についてヒアリングを行い、予算申請をもとに助成や支援を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げにより、地域団体のイベントに部・サークルが参加することが増え、地域交流につながっている。【資料3-4-4】

さらに、本学は学生のボランティア活動を支援している。ボランティア活動は地域交流の場であり、社会のしくみや医療・福祉の現場を知る機会となり、地域住民との触れ合うことで将来の職業観や社会性の形成にも大きく役立つ。本学の主なボランティア活動として、ピアサークルによるピアカウンセリング活動、機能別消防団活動、支援学級の生徒との交流活動や地域交流サークルによる複数のボランティア参加が挙げられる。その他、様々

なボランティア派遣依頼が本学に寄せられており学生に情報提供している。学生のボランティア活動はコロナ禍前の状況に戻りつつある。【資料 3-4-1】【資料 3-4-m】【資料 3-4-n】

表 3-4-1 令和 7(2025)年度課外活動団体一覧

文化局	地域交流サークル	体育局	硬式野球部・軟式野球サークル
文化局	軽音サークル	体育局	バレーボールサークル
文化局	手話サークル	体育局	バスケットボールサークル
文化局	B 愛 STAR ピアサークル	体育局	フットサルサークル
文化局	文芸サークル	体育局	ダンスサークル
文化局	茶道サークル	体育局	バドミントンサークル

#### 10. 学生の安全管理・連絡体制

新入生研修会で、地元警察署に講師派遣を依頼し、交通安全講習会や犯罪対策講座を実施している。また、入学後の自転車・自家用車通学や実習施設への自家用車乗入れを希望する学生に対する届出を徹底させ、安全指導を行っている。自然災害や大規模災害時の緊急連絡、安否状況の確認手段として、全学生に緊急連絡用メールアドレスへの登録を義務づけ体制を整えている。また大規模地震対応マニュアル・火災発生時対応マニュアル（教職員用・学生用）を配布し、ゼミナール等の時間を使い、動画視聴等による災害発生時の避難等の方法について周知している。令和 7(2025)年度は、コロナ禍で感染防止対策として実施を見送っていた全学生対象の避難訓練を実施する予定である。【資料 3-4-o】【資料 3-4-p】【資料 3-4-q】

#### 11. 合理的配慮を有する学生への支援

看護学科と医療福祉学科を有する大学の特性上、合理的配慮を必要とする学生を積極的に受入れている。本学は、車椅子に対応できるスロープやエレベーターを有し全館バリアフリーの構造となっており、多機能トイレを設置するなど施設・設備を整えている。これまで、身体的障害のある学生への教場の工夫や専用の机を用意する等の配慮、コミュニケーション障害を持つ学生への受講に関する配慮、発作を繰り返す学生への緊急時の対応や休養室の確保等の対応を実施してきた。ほとんどのケースで入学前に父母等や高校側からの申し出を受けていることや、少人数教育のメリットとしてこのような支援を必要とする学生を早期に把握することができているが今後も多様な学生の受入れに伴い、様々な合理的配慮が必要になるため、学生が修学上の困難に対して周囲の環境調整を行う「合理的配慮」を求めることができるように、令和 6(2024)年度より体制の整備を行っているところである。令和 6(2024)年度に「秋田看護福祉大学障がい学生支援に関する指針」を定め、「合理的配慮申請書」により学生自身がいつでも配慮を求めることができるような環境整備を行った。今後も本人や父母等と話し合いを持ちながら、学生個々の特性に合わせた対応ができるような体制を強化すると同時に、関係教職員が共通認識のもとで対応できるように合理的配慮に関する研修会の実施や支援マニュアルの作成を行う。【資料 3-4-r】【資料 3-4-s】

## 12. 秋田キャンパスにおける学生支援

秋田キャンパスの学生はノースアジア大学内の様々なサービスを利用することができる。秋田駅東口とノースアジア大学を往復する無料のスクールバスを運行しており、本学学生も利用している。乗車時間は約 10 分であり、1 限開始前と 4 限終了前後から 5 限にかけては 10 分間隔、それ以外の時間帯は概ね 1 時間に 1 本のペースで運行している。学生食堂（40 周年記念館地下 1 階）は 11 時～13 時に営業しており、営業時間外も自由に席を利用することができる。また 40 周年記念館 1 階部分には、ノースアジア大学の学生と共有の休憩スペースがある。校舎内にあるコンビニエンスストアで食料品や文房具、日用品等を購入できる。店内には電子レンジやコピー機もあり、電子決済にも対応している。コンビニエンスストアの向かいに、秋田銀行の ATM キャッシュサービスコーナーが設置されている。また秋田キャンパスには教場の他に学生の自習室が 2 室あり、休み時間や授業のない時間帯、放課後には自由に使用することが可能であり、学習室や休憩室としての利用はもちろんのこと、学年を超えた学生たちの交流や情報交換の場となっている。

サークル活動に関しては、アキキャンクラブと称されたグループ活動によって、勉強会だけではなく、授業が空いている時間を使って体育館の使用が可能であり、火曜日と水曜日にフットサル、バスケットボール、バレーボール等の活動も行っている。他のサークル活動については、大館キャンパスで実施しているサークルに参加することができ、また、ノースアジア大学や他大学（秋田大学）のサークルに参加している学生もいる。【資料 3-4-t】【資料 3-4-u】【資料 3-4-v】

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、大館市の中央部に位置し、JR 大館駅から徒歩約 10 分という利便性の高い場所にある。校地面積は 40,669m<sup>2</sup>、校舎面積は 13,125.96m<sup>2</sup> であり、大学設置基準上必要な面積（設置基準 校地：3,600 m<sup>2</sup>、校舎：4,759.6 m<sup>2</sup>）を満たしており、同基準第 34 条第 1 項の「校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」との基準も十分に満たしている。【資料 3-5-a】

また、秋田キャンパス校地と同キャンパス校舎はノースアジア大学・秋田栄養短期大学と共用であり、校地面積は 133,255.430 m<sup>2</sup>、校舎面積はノースアジア大学・秋田栄養短期大学との共用 10,701.960 m<sup>2</sup>とノースアジア大学との共用 770 m<sup>2</sup>の計 11,471.960 m<sup>2</sup>であり、十分な面積となっている。【資料 3-5-b】

大館キャンパスの講義室は大教場 1、中教場 2、小教場 5 の合計 8 室あり、その他に LL 教室、実習室、OA 教室等がある。小教場や中教場への固定プロジェクター設置・ワイヤレスマイク設置、講義室照明設備の LED 化、演習室床のタイル貼り付け、教場壁の塗り替え、実習室ブラインドの交換等を計画的に行い、講義環境向上を図っている。実習室は看護学科が使用する基礎看護実習室、成人・地域看護実習室、小児・母性看護実習室、医療福祉学科が使用する家政実習室、介護実習室、入浴実習室があり、その他に実験実習に使用する自然系実習室がある。これらの実習室には看護・助産、介護等の実習・演習で用いる設備・機器が備えられており、医療機器や医療訓練用シミュレーター（モデル人形）等必要な用具・消耗品等を毎年計画的に購入し、技術修得のための授業や学生の自主学習で使用できるよう整えている。医療訓練用シミュレーターは様々な状況設定が可能であり、対象者に応じた幅広く、かつ効果的な演習や学外実習に繋げられるよう配慮している。また、本学を訪問した中学生を対象にこの医療訓練用シミュレーターを使用したデモンストレーションを行っている。なお、各講義室や実習室については入学定員である看護学科 50 人、医療福祉学科 40 人が学習を行うための十分な広さと各基準に即した施設設備を備えている。

演習室は 10 室あり、両学科のゼミナール形式の授業（研究方法論Ⅱ、看護研究、ゼミナールⅠ・Ⅱなど）に使用している。授業で使用していない時間帯は事前の申し込みにより個人やグループの学習スペースとして活用されており、定期試験期間や国家試験前の数ヶ月は 10 室全てが常時利用されている状況である。その他、附属図書館以外の学習環境として、教場や実験室、学生食堂スペース、ラウンジのスペースを提供している。

クラブハウス棟は教室棟から体育館を繋ぐ間の場所にあり、20 室ある部・サークル室を学生会、文化局・体育局サークルが使用している。体育館は授業やサークル活動等で使用しているが、必要な手続きを行うことで、サークルに所属していない学生であっても空いている場合、使用できる。テニスコート 2 面が体育館に隣接しサークル活動等で使用している。

OA 教室、就職資料室、附属図書館閲覧室にはパソコンが配備され、図書館では Wi-Fi アクセスポイントの増強を行い、インターネットの利用機会の拡大を図っている。令和 7 (2025) 年度入学生からパソコン所持を義務づけており、このことに対応して、小教場・中教場・学生用 OA 教室・学生食堂スペースに Wi-Fi アクセスポイントを設置し、学生は講義時や講義の予習・復習、インターネットによる文献検索や情報収集、実習準備、課題作成等で利用している。これまでも学生からの要望が多かった ICT 環境の充実とデジタル化に向けて、Wi-Fi アクセスポイントの設置エリアを拡大し学生の学修環境の向上を行っている。【資料 3-5-3】【資料 3-5-8】【資料 3-5-c】

ノースアジア大学・秋田栄養短期大学では令和 2 (2020) 年度からポータルサイト・インターネット回線を利用した講義が段階的に開始されている。そのため、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学の科目を単位互換科目等として受講している秋田キャンパスの学生については、令和 5 (2023) 年度入学生よりパソコン所持を義務づけ履修登録や授業等で活用している。秋田キャンパス内の Wi-Fi アクセスポイントの増設も計画的に進めており、快適なネットワーク環境の提供を目差している。また、本学でも令和 7 (2025) 年度よりポータルサイト・インターネット回線を利用した授業が開始となり、教場や実習室付近等への Wi-Fi アクセスポイントを設置している。今後も演習室・大教場の Wi-Fi アクセスポイント設

置を計画しており、図書館については、従来のWi-Fiアクセスポイントが繋がりにくかったことから、性能の高い機器との交換を予定しており、更なる充実した学修環境の向上を図っていく。【資料 3-5-3】

敷地内は樹木や芝をはじめとした緑地部分も多く、常に手入れが行き届いている。体育館やクラブハウス棟、自転車駐輪場所周辺は、学生たちが行き交う遊歩道が整備されており、所々にベンチが配置されている。また、校舎外観や劣化等も常に担当職員や管理会社の警備員が見回りを行い、必要に応じて修繕を施しており、このような対応等を通じて、整備が行き届いている校舎と広々とした緑溢れる敷地の中で学修ができる環境を整えている（図 3-5-1）。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】



図 3-5-1 キャンパスマップ

校舎を含むすべての施設が平成 7 (1995) 年度以降に建てられた施設であり、昭和 56(1981)年 6 月に改正された建築基準法施行令による耐震基準に適合している。【資料 3-5-9】

施設・設備の日常的管理については教務部教務課総務担当が業務を主管し、外部業者に委託して点検を実施している。本学に常駐している管理会社の警備員が 1 階の管理室から、演習室 10 室を除く全ての教室等の空調管理も行っている。防火設備、消防設備、エレベーター、電気設備、給排水設備等については、法令に基づく点検と検査を行って安全性を確保している。点検結果を踏まえ、防火扉や自動火災報知設備等の修繕対応を行っているが、自動火災報知設備については設備の更新を行なった。警備体制については、管理会社の警備員により対応している。午前 6 時 45 分から午後 9 時 30 分までは、警備員が学内に常駐している。学内に警備員が不在の時間帯は機械警備となっており、異常事態時には警備会社から警備担当者が駆けつけるようになっている。本学は大館市の中心部に位置しており、地域の避難場所としても指定されている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-d】

秋田キャンパスは、ノースアジア大学敷地内にある 40 周年記念館に事務室と教室を設置し、種々の施設をノースアジア大学や秋田栄養短期大学と共用利用している。学生相談や各種届出対応を行う秋田キャンパス事務室をはじめ、教員研究室、学生自習室、中教室 1 と小教室 2 の計 3 教室のほか体育館、図書館、総合グラウンド等についても利用可能で

ある。加えてノースアジア大学内の国家試験等センター・キャリアセンターの利用、スクールバスによる通学、学生駐車場の利用も可能な環境を整えている（図 3-5-2）。

このように、校地・校舎等の面積は大学設置基準上必要な面積を上回っており、法令に基づく点検を行い、職員による点検・修繕、本学に常駐している管理会社による警備体制により適切に行っている。



図 3-5-2 秋田キャンパスマップ

## ②図書館の有効活用

附属図書館の面積は 704m<sup>2</sup> である。学生閲覧室（座席 100 席）、教職員閲覧室 2 室、視聴覚資料室、書庫、事務室、館長室を有する。職員は附属図書館長（兼任）及び職員 2 人（そのうち司書 1 人）である。館内には常設パソコンが 10 台あり、Wi-Fi 利用によるインターネット接続が可能である。【資料 3-5-4】

令和 7(2025)年 3 月 31 日までの登録蔵書は 52,621 冊、令和 6(2024)年度の増冊分は 931 冊である。OPAC(On-Line Public Access Catalogue)：所蔵目録検索システム及び文献オンラインデータベース（医学中央雑誌、メディカルオンライン、官報、最新看護索引 web）を導入し、学生や教員が授業や研究で利用しやすい環境を整えている。【資料 3-5-5】

- ① 年間入館者：令和 6(2024)年度 13,552 人
- ② 開館時間：平日は午前 8 時半～午後 7 時、土曜日は午前 9 時～午後 5 時である。
  - ・夏季、冬季、春季の学生長期休業中は開館時間を短縮している。ただし、夏季休業中、学生の実習期間に合わせて、開館時間を延長している。
  - ・令和 6(2024)年度の開館日数は 266 日である。
- ③ 利用者：本学の教職員、本学の学生、本学の卒業生及び附属図書館長の許可を得た者

(一般利用者)としている。COVID-19 感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令以降の令和 2(2020)年 4 月 17 日より一般利用者の利用を停止していたが、当地域における状況や医療機関従事者からの要望等を踏まえ、令和 6(2024)年 5 月 7 日より一般利用者の利用を再開した。

- ④ 文献複写：ILL(Inter Library Loan) 図書館間相互貸借システムにより行っている。令和 6(2024)年度の学外への文献複写依頼は 68 件であり、学外からの複写依頼は 241 件(大学図書館 233 件、その他の機関 8 件)である。他に文献複写依頼先として国立国会図書館があり、令和 6(2024)年度は 9 件であった。
- ⑤ 雑誌：継続学術雑誌は、共通教養和雑誌 11 誌、看護学科和雑誌 37 誌、医療福祉学科和雑誌 36 誌(秋田キャンパス含む)、看護学科洋雑誌 1 誌、医療福祉学科洋雑誌 1 誌である。
- ⑥ 新聞：全国紙 3 紙、地方紙 3 紙である。在学生への地元情報提供サービスとして、近隣の主要新聞(岩手県)を購読している。

附属図書館には医療・看護・福祉分野の専門図書が充実しており、そのため在籍している学生だけではなく、本学(前身である秋田桂城短期大学含む)卒業生や医療・福祉分野の仕事に従事している一般利用者も多い。

図書委員会では、図書館の企画・運営等に係る事項を審議している。保健・医療・福祉分野は常に新しい内容が求められる分野であるため、改訂版を含め両学科教員や学生からの購入希望図書等を募っている。これらの内容の精査を図書委員会で行い、専門分野の蔵書を充実させるように努めている。また、行政機関や一般企業へ就職を希望する学生のため、専門書だけではなく就職支援資料や公務員試験対策資料の充実を図っている。大館キャンパスの図書館だけでなく、秋田キャンパスの事務室に設置している図書コーナーの充実のための図書購入についても、図書委員会が検討を行っている。

#### 【資料 3-5-6】

図書館利用促進のため、新入生へ向けた図書館利用方法の案内や看護学科、医療福祉学科の 3 年生に対する看護研究、卒業研究の文献検索方法について職員(司書)とゼミナール担当教員が各ゼミ単位で細やかに指導を行っている。学生が学術的な情報の収集方法を習得する貴重な機会である。また、専門図書にとらわれず、様々な図書に触れ幅広い教養を身につけることは本学の教育方針でもあるため、教職員が選ぶ学生時代に読んでもらいたい図書「大学生のうちに読んでおきたい図書 100 選」をリストアップし、配架している。また学生の図書館利用を増やすために、新刊コーナーや特集コーナーのレイアウトやポップの工夫等を行い、本学文芸サークルや写真サークルにも協力を得ている。他にも図書館だよりを定期的に発行し、図書館の紹介を行ない情報提供に努めている。【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】【資料 3-5-g】

秋田キャンパスの学生については、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学の附属図書館を共用して利用することができる。1 年生の「基礎演習」の 1 時間を使って、図書館に出向き、図書館の利用・活用方法や文献検索の基本の指導等を、図書館職員が説明しており、その後実際に文献検索や対象書籍の検索等をしている。その他 OPAC により、秋田に居ながら秋田看護福祉大学附属図書館の蔵書検索と貸し出しができる環境を整備している。さらに秋田キャンパス事務室では、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学

の図書館以外に最新の福祉分野の書籍や雑誌のほか、経済・法律等の参考書、社会福祉士国家試験・公務員試験対策等に関する書籍を毎年追加購入し充実させており、所属学生が利用できるよう貸し出す対応も行っている。【資料 3-5-h】

### ③施設・設備の安全性・利便性

大館キャンパスの校舎は、正面エントランス、サブエントランスともにバリアフリー対応としており、サブエントランスには車椅子用の駐車スペース 3 台とスロープが設置されている。また教室や実習室と廊下の段差を無くし、校舎内各階へ通じるエレベーターを利用することで車椅子利用者等の移動を円滑にしている。校舎 1 階には障がい者用トイレを設置している。AED（自動体外式除細動器）を事務室・保健室前と、体育館入口のわかりやすい場所に計 2 台設置し、安全・安心な環境で大学生活を送ることができるように整備を行っている。

秋田キャンパスについては、ノースアジア大学敷地内にある 40 周年記念館に事務室と教室を備え、各階へのエレベーターによる移動や教室と廊下をつなぐ部分のバリアフリー設備を整えている。各施設の出入口にはスロープ及び手すりを設け、車椅子利用者等の移動を円滑化している。校舎 1 階には障がい者用トイレを設置し、保健室前と秋田栄養短期大学事務室前、総合体育館、体育館に AED を設置している。

### 【基準 3 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学修支援として教務委員とクラス担当、ゼミナール担当教員、教職員が連携し学年ごとのきめ細かい対応を図りながら学習環境等の調整に努めて支援してきた。また、入学前プログラムについては毎回アンケート調査を実施し、概ね高評価を得ている。令和 6(2024)年度から、入学前プログラムを受けた対象学生へ実施 1 年後に行った、本プログラムがどのような効果や影響があったかについての調査において、本プログラムは大学入学後の学習への動機づけになっており、大学の授業を理解する上で効果があったという回答を多くの学生から得た。

また、令和 6(2024)年度からは、共通基盤科目としての「キャリアデザイン」を開講し、キャリア開発や自己分析、マナー講座、小論文対策、エントリーと履歴書の書き方、面接対策等を組み入れた実践的な内容とすることで、学生にとっての将来の職業適性を考える機会となっている。さらに、秋田キャンパスの学生は、「キャリアデザイン」の科目を遠隔で大館キャンパスの学生と同時に聴講できると同時に、ノースアジア大学キャリアセンターによる様々な支援も受けられる体制を整えている。

これらの成果は、開学以来 17 年連続 100%の就職率をはじめ、社会福祉士国家試験 2 年連続 100%達成等、看護学科、医療福祉学科における高い国家試験合格率につながっている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

18 歳人口の減少等様々な要因により、ここ数年は収容定員や入学者定員を充足できない

年が増えてきている。入学者確保については、本学の教育研究活動の質と安定を担保する重要な課題となっている。

入学前プログラムの内容やテーマについて毎年見直し、入学後の学修にスムーズに移行できるように今後の検証を重ねる。合わせて初年次教育についても、大学における学習スキルや主体的な学習態度を身につける上で、どのような効果や影響があったかについて検証していく。

令和 5(2023)年度から、大学生等のインターンシップについては、就業体験を必須とする「凡用的能力・専門活用型インターンシップ」が重視され、仕事内容をより理解できる専門的かつ体験的なインターンシップへの参加が促されている。そのため、学生の体験的なインターンシップへの参加に対する適切な時期や参加したい事業所・施設の選択等、きめ細かい指導の必要性が示唆されている。就業体験は学生自身の仕事への適性を知る機会につながり、インターンシップ参加後の学生と就職した後の間に生じやすいミスマッチの発見にもつながるため、この時期の指導内容の充実が求められる。

学生の心身の不調に対し、特に心的な相談に対応する場合の学生への配慮を行う目的で令和 5(2023)年度より学生相談室要綱を定め学生の支援を行っており、令和 7(2025)年度には、学生のプライバシーの保護や相談しやすい環境を整備するために学内に学生相談室を設け運用を進めている。様々な困難を抱える学生への修学支援は、安定した学生生活に必要な不可欠なものであるため効果的な活用が必要である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保については、入試委員会の学生募集担当が中心となり教務課入試担当や学科教員と連携して広報活動を行っている。入試委員会 IR 担当者が収集・分析したデータを基に、自己点検及び自己評価委員会の改善指示を受けて入試内容や方法を見直し、令和 8 年度入学者選抜より看護学科において総合型選抜を導入することとした。今後はさらに、広報活動としてホームページや SNS による情報発信の内容や頻度を改善するための体制の見直し、オープンキャンパス・進学説明会の内容強化について検証を行う。

入学前プログラムが入学後の学修にスムーズに移行できるように今後も検証を重ねる。また初年次教育についても効果や影響を検証し、初年次教育として実施している教育課程内外の内容の評価と拡充を目指す。

インターンシップへの適切な参加方法はもちろんのこと、インターンシップ参加後の適切な職場の選択を含めた学生個々に合わせたきめ細やかな事後指導を、より多くの学生に提供できるよう体制強化を検討する。

クラス担当やゼミナール担当教員を中心に、学生の心身に関する健康相談、奨学金など学生に対する経済的な支援を今後も継続する。学生相談室については、より利用しやすい場として活用できるよう学生への周知方法、学生相談室へ学生と利害関係のない外部職員を導入等を検討する。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「建学の精神」および「大学の目的および使命」（学則第 1 条）、「教育目標」（学則第 6 条第 2 項）を踏まえた卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）に沿い、所定の単位を修得するとともに、卒業試験に合格した学生に対し、卒業を認定し学位を授与することとしている。【資料 4-1-1】

令和 3(2021)年 4 月には医療福祉学科のカリキュラムの変更があり、看護学科においても令和 4(2022)年に新カリキュラムへ移行することに伴い、本学の教育の特色と強みを明確化し、使命・目的にある保健・医療・福祉領域を担う人材養成を高校生や社会に示すことを目的として三つのポリシーの一部見直しを行った。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神、使命・目的、教育目標とともに、大学案内や学生便覧、ホームページ、大学ポर्टレート等で公表し、周知を図っている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-a】【資料 4-1-b】

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

成績評価と単位認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則第 31 条に則り厳正に行っている。また、科目ごとの成績評価方法はシラバスで具体的に示し、定期試験や中間試験、学習態度（授業への参加状況）等により総合的に評価している。これらのことについては初回の授業の時に説明するなどして学生に周知している。出席確認についてはほぼ全科目で行っている。そのことにより早い段階で個々の学生へ、授業への取組み姿勢等意識づけをして指導につなげている。【資料 4-1-6】【資料 4-1-c】

成績は次の基準で評価し、評価 C 以上で単位が認定される。評価 D の場合は再履修となる。

AA……100 点～90 点

A……89 点～80 点

B……79 点～70 点

C……69 点～60 点

D……59 点以下

進級要件に関しては、「秋田看護福祉大学履修内規」第 10 条に定められている。3 年次に進級するためには、看護学科では、2 年以上在学し、原則として 2 年次までに配当されている必修科目の単位をすべて修得していることが必要である。医療福祉学科では、2 年以上在学し、必修単位 50 単位以上の取得が必要である。【資料 4-1-7】

実習要件については、「秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件」及び「秋田看護福祉大学看護福祉学部医療福祉学科実習科目履修要件」に定めている。これらについては学生便覧に明記し、ガイダンス等で周知を図っている。【資料 4-1-d】【資料 4-1-e】

卒業要件は、学則別表第 1 に示すとおり、看護学科は 125 単位以上、医療福祉学科は 124 単位以上を習得するとともに、卒業試験に合格することとなっている（表 4-1-1）。このことについて学生便覧、ガイダンス、掲示等で周知している。

表 4-1-1 卒業要件単位数

区分	看護学科 単位数	医療福祉学科 単位数
基礎教養科目	17 単位以上	22 単位以上
共通基盤科目	13 単位以上	14 単以上
専門基礎科目	20 単位	
専門科目	75 単位以上	88 単位以上
合 計	125 単位以上	124 単位以上

本学では開学時より GPA (Grade Point Average) 制度を取り入れている。この制度は学業奨学生選考、科目履修者（保健師科目・助産師科目・精神保健福祉士科目）選考、卒業時の各賞の表彰、就職試験の推薦基準等で用いている。また、学生への学修指導に利用するなど幅広く活用している。この制度については学生便覧にも掲載し、ガイダンス等を通して学生へ周知している。【資料 4-1-f】

本学ではディプロマ・ポリシーに沿った能力を修得しているかを測定するために、卒業試験を実施し、合格することを卒業要件としている。看護学科では 4 年次開講必修科目「看護総合（卒業試験含む）」の単位認定が条件になっている。卒業試験の問題は、看護師国家試験に準じた形式でディプロマ・ポリシーを志向した内容とし、試験時期の学習習熟度を考慮し看護学科教務委員が出題している。合格基準は必修 80% 以上、一般問題・状況設定問題 65% 以上の両方を満たすものと設定し、問題数については国家試験の問題数に準じて必修問題、一般問題・状況設定問題を作問し、その中から 2 分の 1 の問題を選び出題している。【資料 4-1-g】

医療福祉学科では、4 年次開講必修科目「ゼミナールⅡ（卒業試験を含む）」の単位認定が条件になっている。卒業試験問題は、社会福祉士国家試験に準じた形式で作成され、ディプロマ・ポリシーに基づき、保健医療や社会福祉に関わる問題を社会福祉士国家試験及び各種模擬試験の中から出題している。問題数は社会福祉士国家試験に準じ、共通科目と専門科目の 2 倍を作問した中から、それぞれ 2 分の 1 選んだ内容となっており、合格基準については総得点に対し 60% 以上の得点がある者、対象科目群全てにおいて得点がある者、この二つの要件を満たした者を合格としている。秋田キャンパスの学生については、履修している科目を考慮した出題範囲として、学生にも事前に示している。【資料 4-1-h】

このように本学の卒業試験は両学科ともにディプロマ・ポリシーを志向した内容で看護

師国家試験や社会福祉士国家試験に準じた試験問題を出題し、合格基準を設定し、4年間の学修成果を測っている。卒業試験は学生への国家試験受験のための動機づけとなり、国家試験の合格に反映されている。また、ディプロマ・ポリシーに沿った能力を修得しているかを測り、卒業の可否にも関与することから、学修のラストスパートと位置づけ、自己の目標を達成するための意識を高めるとともに、教員にとっては個々の学生の学修指導のための資料となっている。令和6(2024)年度に改正したディプロマ・ポリシーを今後の卒業試験に反映させ、精度を高めていく。

卒業判定については、単位修得状況を教務委員会で厳正に審議し、判定した結果を教授会に提案し、教授会の意見を参考に学長が決定している。【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-8】【資料4-1-9】【資料4-1-10】

## 4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

### (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は「建学の精神」および「大学の目的および使命」（学則第1条）、「教育目標」（学則第6条第2項）に基づき、教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を編成し大学案内(Guide Book)やホームページをはじめ、オープンキャンパス、進路相談会、高校訪問、入学式、卒業式、教務ガイダンス、父母等懇談会など、あらゆる機会を捉えて説明し学内外へ周知している。【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-a】【資料4-2-b】【資料4-2-c】

#### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては両学科合同教務委員会が検討を行っている。本学のカリキュラムは学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、学部共通の教育基盤として幅広い教養を身につける「基礎教養科目」と保健・医療・福祉サービスの専門職として欠かせない「共通基盤科目」を配置している。また、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各々の専門的な技能を高めるために講義・演習・実習を適切に組み合わせた「専門科目」を配置している。【資料4-2-2】

カリキュラム・ポリシーは、学部及び学科のディプロマ・ポリシーを達成するための方針として策定されている。その達成のためにはどのような教育内容と教育方法を取入れ、どのような科目を配置するかを明確に定めている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確

認する際には、使命・目的及び教育目的との整合性や本学の個性・特色が反映されているかの検討を行っている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては各学科教務委員会での検討を経て、自己点検及び自己評価委員会で確認し、教授会で審議した意見を参考に学長が決定している。【資料 4-2-2】【資料 4-2-d】【資料 4-2-e】【資料 4-2-f】  
【資料 4-2-g】

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、教育目的に反映したカリキュラム・ポリシーに沿って編成され、基礎教養科目、共通基盤科目、専門基礎科目（看護学科）、専門科目で構成されている。本学では 1 年間に履修する単位として 50 単位を上限として定めている。国家試験受験に係る科目は上限単位には含めないこととしており、クラス担当やゼミナール担当教員、教務委員、教務課担当が相談に応じ、学生の学修計画が過剰な負担とならないよう指導している。このことから、基礎教養科目の数はある程度厳選し、保健・医療・福祉職に必要な専門科目を学ぶ上での基礎となる科目を合同教務委員会が検討している。基礎教養科目には大学で学ぶための基本的なスキルを身につける科目、看護職・医療福祉職に必要なコミュニケーションと人間の理解に必要な科目、情報活用処理能力を育成する科目等を配置している。また、共通基盤科目には看護学科・医療福祉学科に共通する保健・医療・福祉における専門科目を学ぶ上で基盤となる科目を配置している。【資料 4-2-14】

看護学科では専門科目をさらに、看護学を学ぶ上で必要となる医学・薬理学等の知識を教授する専門基礎科目と、保健学・助産学を含む看護学全般を専門科目に分けて配置している。また、卒業要件単位で看護師国家試験資格を得るカリキュラムが含まれている。看護学科の卒業要件は 125 単位である。実習施設の受入れ等の関係で、助産師国家試験受験資格と保健師国家試験受験資格を得るカリキュラムは選択制となっており、履修者の人数は実習施設等の状況を勘案して毎年決定している。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-h】

医療福祉学科は、専門科目の中に福祉学を学ぶ上で必要となる医学・社会に関する知識を教授する専門基礎科目を置いている。また、社会福祉学、精神保健福祉学を含む福祉学全般を基幹科目と展開科目に置き、さらに発展科目には実習や実習指導に係る実践的な科目を配置している。医療福祉学科の卒業単位は 124 単位である。実習施設の受入れ等の関係で、精神保健福祉士国家試験受験資格を得るカリキュラムは選択制となっており、履修者の人数は上限 20 人となっている。【資料 4-2-11】【資料 4-2-i】

実習科目を履修するにあたり、教育効果を高める目的で実習科目を履修するための要件を「秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件」及び「秋田看護福祉大学看護福祉学部医療福祉学科実習科目履修要件」に定めている。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】

シラバスの作成については、教務課より全教員宛にシラバス作成に関する説明文書とフォーマット、記入例を送付し作成依頼を行っている。教員から提出されたシラバスを各学科長、教務委員長、教務委員が内容を精査し、記載基準に沿っているかを点検し、必要時教員へ修正を求めている。【資料 4-2-15】【資料 4-2-j】

看護学科では平成 29(2017)年 10 月に文部科学省が提示した「看護教育モデル・コア・

カリキュラム」の内容がすべて網羅されていることを確認し、さらに平成 30(2018)年に提示された「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に則り、令和 4(2022)年度に新カリキュラムの編成で開始されている。医療福祉学科では、令和 3(2021)年度から「社会福祉士及び介護福祉士施行規則」「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」「社会福祉介護福祉士指定規則」「社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」、「精神保健福祉士法施行規則の一部改正する省令」に則り、さらに本学医療福祉学科としての特徴をカリキュラムに反映した新カリキュラムが開始されている。

令和 6(2024)年度には各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序・履修要件を検証するためにカリキュラムツリーを作成した。看護学科のカリキュラムツリーは、履修順序に従い1年次では基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目（看護学の基盤）と保健・医療・福祉として必要な共通基盤科目、臨地実習（看護学の基盤）「早期体験実習」、専門科目（ライフステージと看護）・専門科目（地域とコミュニティと看護）で構成されている。2年次には、専門基礎科目、共通基盤科目、基礎教養科目、専門科目（看護学の基盤）と臨地実習（看護学の基盤）の「基礎看護学実習」、さらに後期からは専門科目（ライフステージと看護）・専門科目（地域とコミュニティと看護）で、より専門性の高い科目により構成されている。3年次には専門科目（看護学の基盤）・専門科目（看護の探求と発展）、臨地実習（ライフステージと看護）に6科目、専門科目（地域とコミュニティと看護）に4科目を配置している。また、後期には、共通基盤科目の中にある、自らのキャリア形成の重要性を学ぶ「キャリアデザイン」を配置し、さらに保健師・助産師資格取得を目指すための科目は選択制となっている。保健師・助産師科目の履修者選考で選抜された学生の学ぶ、保健師・助産師関連科目を配置している。4年次は専門性がより高くなり、共通基盤科目の「医療と福祉の英語」、専門科目（看護の探求と発展）では、すべての看護に必要な「看護マネジメント論」をはじめとして7科目を配置している。臨地実習（看護の探求と発展）の「統合実習Ⅰ」「統合実習Ⅱ」と学士課程の集大成となる「看護研究」を配置するという内容で構成されている。【資料 4-2-5】

医療福祉学科のカリキュラムツリーは、履修順序に従い1年次は基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目（基幹科目）と保健・医療・福祉として必要な共通基盤科目、発展科目として介護実習、介護総合演習等で構成されている。2年次は、専門基礎科目、共通基盤科目、基礎教養科目、専門科目（展開科目）、専門科目（発展科目）として、介護実習、介護総合演習、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ等、より専門性の高い科目で構成されている。3年次には専門科目（基幹科目）が中心となり、介護福祉士養成に係る科目が4科目、社会福祉士養成に係る科目が5科目、精神保健福祉士養成に係る専門科目9科目を配置している。精神保健福祉士養成に係る科目は履修希望者の中から選抜された学生が履修している。専門科目（展開科目）として7科目を配置しており、専門科目（発展科目）として、実習や実習指導に係る科目を6科目配置している。また、共通基盤科目として看護学科同様「キャリアデザイン」を配置している。4年次はさらに専門性が高くなり、共通基盤科目の「医療と福祉の英語」、専門科目（基幹科目）として「司法福祉論」、専門科目（発展科目）として精神保健福祉士養成に係る科目を3科目、専門科目（展開科目）として精神保健福祉士養成に係る科目を1科目、新カリキュラム編成に対応した、「医療福祉特別講義」「医療福祉総合」等の科目を配置している。【資料 4-2-5】

またディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係を示し、ディプロマ・ポリシーと科目の整合性を図ることを目的としてカリキュラムマップを作成した。同時に目指す資格を取得するための受験要件として必要な科目を、資格ごとにわかりやすく示すことで学生の履修計画に役立てられるようにした。さらに授業科目に記号番号を付して分類し、学修の段階や順序、授業科目の関係性等を表し、学内外に教育課程の体系性を明示するために科目ナンバリングを導入した。【資料 4-2-4】【資料 4-2-6】

これらを令和 7(2025)年度から学生の指導に用いることで本学のディプロマ・ポリシーを達成し学位を取得するための道筋と、目指す資格を取得するための受験要件を得るためにどのように履修していけばよいかの履修イメージをわかりやすく示した。

#### ④教養教育の実施

本学のカリキュラムは、教育基本法及び学校教育法に則り、教養教育の重要性を鑑み、専門教育との密接な関連のもとに構成されている。このため、教育課程を基礎教養科目、共通基盤科目、専門基礎科目(看護学科)、専門科目で構成し、保健・医療・福祉領域における専門教育を行っている。その一方で学生は資格取得のため、ハードなカリキュラムをこなさなければならない現状にある。学生が1年間に履修する単位数は上限50単位までとしているため、教養科目はある程度制限される。このことを考慮して、基礎教養科目・共通基盤科目として、保健・医療・福祉職に必要な専門科目を学ぶ上での基礎となる科目を合同教務委員会が検討し、厳選した科目を配置している。基礎教養科目には「人間系」として「文学の世界」「哲学」「心理学」等、「社会系」として「法学(日本国憲法)」「社会学」等、「自然系」として「統計学」「生命科学」「環境と人間生活」等、「コミュニケーション系」として「英語RS」「英語CS」「中国語」「手話」「情報リテラシー」等、看護職・医療福祉職に必要なコミュニケーションと人間の理解に必要な科目、情報活用処理能力を育成する科目等を配置している。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-16】【資料 4-2-h】【資料 4-2-i】

秋田キャンパスでは、社会福祉学に関連する科目を遠隔講義システムや対面で受講する他に、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学で開講されている基礎教養科目・共通基盤科目、経済学、経営学、法学、観光学、栄養学等の科目を、単位互換制度を利用して最大60単位まで受講できる。このように、同法人内の大学・短大と連携することによって、社会福祉を中心にした幅広い知識と教養を生かし、公務員をはじめ非営利法人や一般企業など現代社会の多様なニーズに対応できる人材の育成を目指している。【資料 4-2-k】【資料 4-2-l】

#### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

ファカルティ・ディベロップメント推進委員会(以下、「FD推進委員会」という。)では、教員の教育力の質向上及び授業改善を推進する一環として、毎年FD公開授業、FD授業検討会を実施している。

##### 1. FD公開授業

FD公開授業については、他の教職員が授業を参観し、授業を行った教員が他の教職員か

ら意見を聞くことで、自身の教授方法を振り返り、さらに今後の授業の改善や授業力向上につなげる目的で毎年実施している。

令和6(2024)年度のFD公開授業については、令和6(2024)年11月25日～12月6日の期間に行った。各教員からは、公開する科目の授業を申し出てもらい、その後各教職員から参観申込のあった専任教員の授業を公開した。また、参観する教職員は、複数の科目を参観するという方法で実施した。【資料4-2-m】【資料4-2-n】

令和6(2024)年度の公開科目数は延べ42科目、授業担当教員数20人、参観者数は28人であった。また、参加者の多かった科目は、「精神看護方法論Ⅱ」7人、「地域・在宅看護論Ⅱ」6人、「公衆衛生看護技術論」5人、「公衆衛生看護活動展開論」5人、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ」5人、「人間の理解」5人、「社会福祉概論Ⅱ」5人であった。また、公開授業後には「公開授業に関するアンケート(授業担当者用)」及び公開授業に関するアンケート(参観者用)を提出してもらい、授業担当者及び参観者からのアンケートを公開した。参加者からのアンケートでは、教員自身の体験や経験を交えた授業の有効性や、対話型授業の必要性、視聴覚教材の活用方法等多くの意見が寄せられた。また、授業担当者からのアンケートでは、教材をつくる際の工夫した点や、学生の関心を引くための導入の仕方、時間配分の仕方など、日々の授業づくりで心がけている点の紹介が多く寄せられた。

【資料4-2-o】

## 2. FD 授業検討会

FD推進委員会では、FD公開授業を振り返り、科目間の関係性の発展につながる授業の検討を重ね、さらに今後の授業改善を図る目的で、FD公開授業後にFD授業検討会を毎年実施している。【資料4-2-p】

令和6(2024)年度のFD授業検討会は、令和6(2024)年12月26日に「学生の参加度を高めるための授業づくり」と題して開催した。参加人数は教職員合わせて23人であった。

FD授業検討会の流れについては、参加者に令和6年度「公開授業」に関する「授業検討会アンケート(参加者用)結果」及び「授業検討会アンケート(授業担当教員用)結果」の資料を事前に配布し、それを参考に授業担当教員と参観者による意見交換をグループに分かれて行なった。また、各グループにFD推進委員を1人配置し、ファシリテーターとして進行を担った。そして、グループごとに話し合った結果を書記がまとめ、全グループの結果を後日参加者全員に配布し、各自で振り返りを行った。【資料4-2-q】

一方、今回のFD授業検討会においては、授業評価アンケート結果におけるここ数年の評価が低い傾向にある「教員の説明力」「教員の話し方」「関連資料への関心(学生)」等を取り上げ、その改善に関しても議論した。グループ間では、学生の参加度を高めるために双方向型の授業を取入れることや学生への問いかけの仕方、授業の導入方法について等が議論された。さらに、学科間の科目の違いや科目間の共有の必要性について等、様々な話し合いが行われた。今回課題として取りあげた「教員の説明力」については、教員の話しの聞きやすさや、そのわかりやすさはもちろんのこと、教員の話しを聞き取りやすくするための教場環境の改善についても話し合われた。また、「関連資料への関心(学生)」については、学生の関心を引くための教材の活用や、課題(宿題)を課すタイミング等についても議

論が行われた。そして、ベテラン教員から若手教員への助言があり、授業改善に関しても有意義な検討会となった。【資料 4-2-r】

なお、授業検討会終了後に各教員へのアンケートを実施した。令和 6 年度 FD 授業検討会後のアンケート結果を<表 4-2-1>に示す。

表 4-2-1 FD 授業検討会アンケート結果（一部抜粋）

回収率 ( 23 枚/ 23 枚) 100.0%
問 1) 有意義だった点についてご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容の工夫など勉強になりました。</li> <li>・教員の方々からの日ごろの学生への指導の仕方、工夫等について話され、大変参考になりました。今後の自分の授業に生かしていきます。</li> <li>・色々な先生方の意見を聞き、今回も参考になった。自分の授業に取り入れて、効果が上がるものか見ていきたいです。</li> <li>・両学科の教員の意見を聞くことができた。授業の様子も知ることができた。</li> <li>・今回の検討会により、自身の視野の狭さやバリエーションの少なさなど、課題を明確にすることができた。具体的な方法や関わりの仕方について知ることができ、貴重な機会となった。</li> <li>・ご経験のある先生方より、貴重な意見・授業の工夫を聞くことができた。</li> <li>・テーマに沿った意見交換が活発にできました。新しい取り組み等に気づきを感じられました。</li> <li>・資料の作成や提示の方法について参考になった。</li> <li>・授業に直接参加できない他の先生方の話を聴くことが出来て大変参考になった。</li> <li>・自己判断、自己解決していた授業を見直す機会となり、貴重な情報収集や教養ができました。</li> <li>・特に学生の注意の喚起の仕方については様々な方法がある事と、こうした1つ1つの学生との関わりの積み重ねが学生からの授業に対する理解度を上げていく事にもつながっていく事を学べた検討会であった。</li> </ul>
問 2) 今後の授業改善についてご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書、スライド、資料をどのように活用するかが課題であり、今後に繋げてほしい。</li> <li>・学生の学びを授業だけで完結させない姿勢を持ち、知識の広がりにつなげていきたい。</li> <li>・振り返りができるように学習にリアクションペーパーを入れて行って行きたい。</li> <li>・授業中、離れて学生の顔を見ながらできるゆとりのある授業が課題です。</li> <li>・授業内容を正確に学んでもらうためにも整理は大切だと思ったので、ファイリングの仕方から説明していこうと思いました。</li> <li>・しかり方について、眠っている人に注意する方法。</li> <li>・授業時間で終結させずに、授業外の知識吸収意欲につながる学生を育てる必要性です。</li> </ul>

### 3. 授業を受講する学生数の管理

本学の入学定員は看護学科 50 人、医療福祉学科 40 人であり、看護学科は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、医療福祉学科は「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」「社会福祉に関する科目を定める省令」「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」等に基づく授業を行う学生数の適切な管理を遵守している。教育効果を高めることや学生の安全配慮を目的として、演習科目においては授業内容に応じ複数の教員を配置して指導を行っている。また、秋田キャンパスについては遠隔講義システムを利用した授業環境のもとで、教職員が必ず配置され、適切に管理されている。【資料 4-2-h】【資料 4-2-i】  
【資料 4-2-s】【資料 4-2-t】

### 4-3. 学修成果の把握・評価

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

#### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### 1. 学修成果の把握・評価

本学では試験の方法や受験上の注意、成績評価等を学生便覧やガイダンスで周知し、厳正に試験を行い成績評価・単位認定を行っている。科目ごとの評価方法と基準については（筆記試験、小テスト、課題・レポート等）配当比率をシラバスに記載して学生に配布し、第 1 回目の授業で必ず説明している。実習科目については、実習要項に評価方法・評価表等を明示し、オリエンテーションで詳細に説明している。【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】【資料 4-3-7】【資料 4-3-8】【資料 4-3-9】【資料 4-3-10】【資料 4-3-11】

本学ではディプロマ・ポリシーに沿った能力を修得しているかを測定するために、両学科ともに卒業試験を実施している。看護学科では「看護総合（卒業試験を含む）、医療福祉学科では、「ゼミナールⅡ（卒業試験を含む）」の単位認定が卒業の条件になっている。卒業試験の問題については、両学科ともにディプロマ・ポリシーを志向した内容で作問しており、国家試験の合格率や就職率の高さにも反映されている。【資料 4-3-1】

本学の特徴である Face to Face で教職員が連携しながら行う少人数教育のメリットを活かし、学業上の相談と指導、生活上の悩み等に対応しながら学修支援を行い、きめ細やかな対応を行っている。その中でいち早く学生の意見をくみ上げるようにしている。また、各種面談や面接等による学修状況等については、学科ミーティングや各種委員会等で情報共有し、自己点検及び自己評価委員会で集約している各種アンケート結果とともに、常に点検・評価を実施している。

また、令和 6(2024)年度には、卒業試験に加えて学生個々の学修成果を評価し可視化する目的で各学科教務委員会が中心となり、「教育目標に基づく学修成果の到達目標」と「学

修成果達成度確認シート」を作成した。これは、ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業時まで身に付けることが期待される知識・技能・態度等を学修目標として示しており、全ての実習が終了した段階でどの程度達成できたかを、学生自身が「学修成果達成度確認シート」を基に評価し、ゼミナール担当教員がアドバイスする形式となっている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】【資料 4-3-12】【資料 4-3-14】

その他、看護学科では看護実践能力の育成のために看護技術到達度の評価を行っている。これは、新人看護師の実践能力の低下が指摘され、平成 20(2008)年の指定規則第 4 次改正時に、「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」が示され、各養成所は技術項目と卒業時の到達度を教育内容に組入れている。現在、看護技術到達度について技術項目 13 項目 71 種類に整理され、本学では実習と演習を区別し次のように評価している。①2 年次に開講する「基礎看護学実習」の際に『看護技術卒業時到達度表』を配布し、臨地実習や学内演習での看護技術の到達度を評価する目的や目標、評価方法について担当教員が学生に説明する。②3、4 年次の実習オリエンテーション時に看護技術評価の重要性や就職後に『看護技術卒業時到達度表』が利用されること等について、再度学生に説明する。③学生は①②の担当教員からの説明を受け、学内演習を含む臨地実習の看護技術について評価し、『看護技術卒業時到達度表』へ記入すると同時に各実習・学生ごとに設定されたフォーマットにデータを入力し、担当教員へ提出する。④4 年次後期に開講する「看護実践総合演習」終了後、4 年間のまとめとして卒業時の到達度を評価し、③同様に『看護技術卒業時到達度表』へ記入、データ入力後、担当教員へ提出する。

このように学生は 2 年次から 4 年次までの学内演習を含む臨地実習の看護技術について『看護技術卒業時到達度表』に自らが評価を行い、担当教員は学生がデータ入力した看護技術到達度の結果について分析し、アドバイスする形式となっている。本学の教育方針である、「実学」を重視した実践能力育成のための学修成果の把握・評価として用いている。また、看護技術卒業時到達度集計・分析結果については、学内の教員で情報共有を行い、臨地実習指導者へ看護実習指導担当者連絡会議の際に報告している。【資料 4-3-a】【資料 4-3-b】【資料 4-3-c】

## 2. 卒業生の就職先を対象としたアンケート

これまで学外関係者からは両学科の実習施設や実習指導者、地域交流活動の中で得られた関係者からの意見、学生募集活動等で得られた高校教員や父母等懇談会等で得られた父母等の意見・要望等を学科ミーティングや各種委員会等で情報共有してきた。しかし本学の教育・研究等のさらなる改善に生かすためには、さらに多くの意見を聴取するために大学として調査を行う必要があると自己点検及び自己評価委員会では判断した。このため学長の指示により、就職委員会による卒業生の就職先へのアンケートを実施することとした。

就職委員会では、本学卒業生の就職先における社会的評価及び本学卒業生の学修成果を検証し、今後の教育活動やキャリア支援につなげる目的で、過去 5 年間に本学を卒業した学生の就職先のうち、秋田県内計 52 ヶ所の病院等施設・事業所を対象にアンケート調査を実施した。【資料 4-3-13】

質問内容については、本学卒業生に対する就職先での評価（印象）を、＜質問 1＞では経済産業省の示す「社会人基礎力の 12 の能力要素」をもとに 12 の質問とし、5 段階回答

で答えてもらった。また<質問 2>では本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を示し、本学の卒業生がどの程度それに当てはまると思われるかの質問とし、5段階回答で答えてもらった。さらに<質問 3>では本学卒業生に対して、採用者側が働くにあたって期待することや、本学の教育全般について等の意見や要望等を質問した（自由記述）。【資料 4-3-d】

結果に関しては、<質問 1>の 12 項目の平均得点は 3.76 であり、このうち 3 つの能力別の平均合計得点は、「チームで働く力」の平均得点率が 78.6%と高く、「考え抜く力」の平均得点率が 72.2%とやや低い結果となった。また、3 つの能力の詳細となる能力要素別の質問では、設問 8 から 11 までの得点が 3.9~4.2 と高く、特に「傾聴力」「規律性」の得点が高かった。このことより、本学の卒業生が職業人としてのマナーや規則を守り、傾聴する力を発揮して周囲の人々と上手く関わりながら仕事をしていると考えられる。この結果から、本学の少人数教育による教育課程内外の学修支援や、「社会人基礎力」の強化を目指したキャリア支援についても、一定の評価を得ていることが考えられる。一方、<質問 1>の能力要素別の「働きかける力」と「創造力」については、平均得点が 3.5 とやや低い結果となった（表 4-3-1、図 4-3-1）。【資料 4-3-13】【資料 4-3-16】

表 4-3-1 社会人基礎力 設問ごとおよび3つの能力別の得点平均値(5段階回答) n=30

3つの能力	能力要素	設問	平均得点	(±SD)	平均得点 (±SD)	平均得点率 (±SD)
前に踏み出す力	主体性	1 物事に進んで取り組む力がある。	3.9	(0.58)	11.3 (1.97)	75.1% (13.10)
	働きかける力	2 他人に働きかけ巻き込む力がある。	3.5	(0.81)		
	実行力	3 目的を設定し確実に行動する力がある。	3.9	(0.76)		
考え抜く力	課題発見力	4 現状を分析し目的や課題を明らかにする力がある。	3.7	(0.82)	10.83 (2.34)	72.2% (15.60)
	計画力	5 課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力がある。	3.7	(0.83)		
	創造力	6 新しい価値を生み出す力がある。	3.5	(0.85)		
チームで働く力	発信力	7 自分の意見をわかりやすく伝える力がある。	3.7	(0.82)	23.6 (3.90)	78.6% (13.02)
	傾聴力	8 相手の意見を丁寧に聴く力がある。	4.2	(0.72)		
	柔軟性	9 意見の違いや立場の違いを理解する力がある。	3.9	(0.73)		
	状況把握力	10 自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力がある。	4.0	(0.66)		
	規律性	11 社会のルールや人々との約束を守る力がある。	4.1	(0.85)		
	ストレスコントロール力	12 ストレスの発生源に対応する力がある。	3.6	(0.92)		
社会人基礎力尺度得点：合計			45.7	(7.84)	45.7 (7.84)	76.1% (13.06)

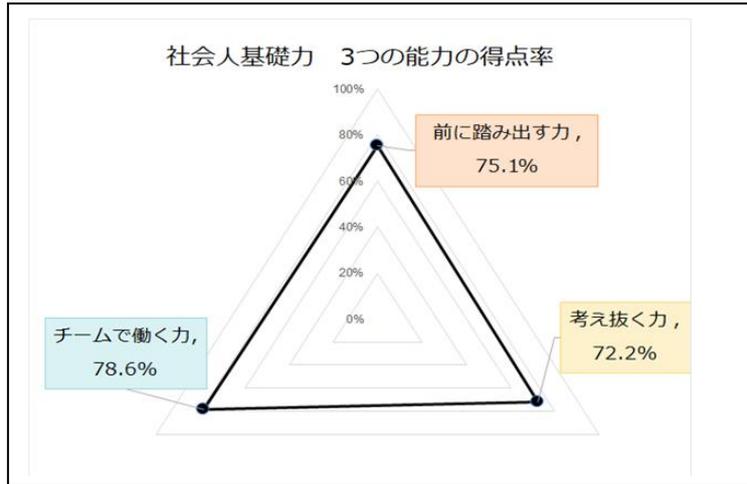


図 4-3-1 社会人基礎力 3つの能力別得点率

＜質問 2＞の結果は、本学のディプロマ・ポリシーに、卒業生がどの程度当てはまると思われるかの質問であり、全体の平均得点は3.7であった。このうち「高い倫理観や使命感に基づく行動がとれる(DP-1)」と、「生命の尊厳を守り、誠実に職務に取り組むことができる(DP-3)」の平均得点が3.8以上となっていた(図 4-3-2)。このことから、本学の卒業生は倫理観と使命感を持ち、日々職務に誠実に励んでおり、本学のディプロマ・ポリシーに示されている能力を備えて職場で働いていることが推察された。

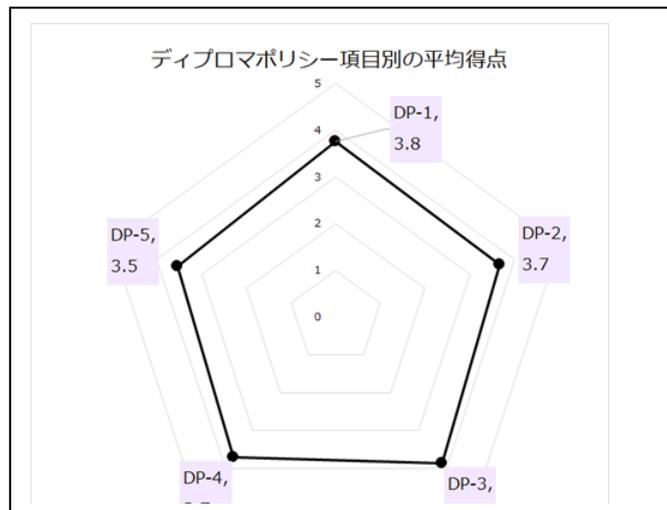


図 4-3-2 ディプロマ・ポリシー項目別平均得点

＜質問 3＞の本学卒業生に対し、採用者側が期待することや、本学の教育全般に対する意見や要望等(自由記載)については、「コミュニケーション能力」や「ストレス対処能力」を多くあげており、就職先では、対人に関わる「社会人基礎力」の育成を改めて期待している点を確認された。引き続き、学生が将来チームで働く上で必要となる協調性を高めていくための対人教育を強化していく。

### 3. 大学生生活満足度調査

本学では卒業予定の4年生全員を対象として毎年大学生生活満足度調査を行っている。令和6(2024)年度卒業生に対しては、令和7(2025)年2月に、無記名自記式による大学生生活満足度調査を実施した。対象は4年生95人(看護学科72人、医療福祉学科23人)であり、回収率は87.8%であった。調査内容は平均的な学習や活動時間、大学生活に対する満足度、本学の大学教育で身についたこと、本学の教育方法について力を入れてほしいと思うこと、生活全般に対する満足度等である。【資料4-3-e】【資料4-3-f】【資料4-3-g】

大学生活に対する満足度は看護学科の得点が相対的に高く、項目の中では「施設・設備」に対する得点が他の項目より低かった。本学の大学教育で身についたこととしてディプロマ・ポリシーに基づく内容を質問しており、「専門知識・技能」「人間理解」「他者との協力」「コミュニケーション能力」「社会貢献」等の項目が全体的に高得点であった。授業方法として「フィールドワーク、実習など多様な体験・実践を取り入れた授業」を取り入れてほしいとの回答が多かった。「本学に入学して良かったか」に対する学部全体の回答は、「良かった」44.2%、「やや良かった」31.2%、「どちらでもない」22.1%、「あまり良くなかった」0.0%、「良くなかった」2.6%であった。「良かった」理由として、少人数制で教員との距離が近く学びやすい環境であったこと、教員に親身に指導してもらい、目標としていた複数資格を取得できたこと等があった。また、様々な技術を学び、多くの経験を得ることができた、大切な友人ができたこと等が挙げられていた。一方、教員の評価や指導方法に対する要望や大学施設・設備について、掲示板や履修登録、成績発表等のデジタル化、空調設備等の改善への要望等があった。これらの結果は自己点検及び自己評価委員会で報告され、教職員への要望等すぐに改善が可能な内容については、学科ミーティングや教務課の朝会等ですぐに共有し、指導方法等の改善に向け意識を高めるようにした。また、その他の内容も関係委員会を始め所属長会議等で情報共有し、早期の改善につなげるようにした。【資料4-3-h】

大学生生活満足度調査には、学生の本学に対する「良い点」「改善すべき点」など率直で様々な意見が述べられている。学生がどのように本学を受け止めているかを知り、本学の改善のために活用している。

### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

FD推進委員会では、教員の教育力の質向上及び授業改善につなげるための振り返りの機会として、「FD講演会」及び「学生による授業評価アンケート」を毎年実施している。「学生による授業評価アンケート」の結果と教員からのコメントは、事務室と図書館で毎回学生にも公開されている。また、教員の教育力の質向上及び授業改善を推進する一環として、毎年FD公開授業を専任教員の科目で設定し、お互いの授業を参観している。その後FD公開授業を振り返り、科目間の関係性の発展につながる授業の検討や今後の授業改善を図る目的で、FD授業検討会を実施している。【資料4-3-15】【資料4-3-i】【資料4-3-j】【資料4-3-k】

学修成果の点検・評価として、国家試験対策チームによる各種資格取得状況の分析、教務委員会によるGPAの把握、卒業時大学生生活満足度調査による評価結果やFD授業評価アン

ケート等各種データを活用している。また、学生との面談による学生の声や、学外関係者の意見を含む各種アンケートの自由記載内容等も合わせて評価を行っている。これらの分析内容から学部・学科、委員会や教務課等部門ごとに改善のための方策を検討し、次年度の活動計画を立案し自己点検及び自己評価委員会へ提出している。自己点検及び自己評価委員会では、提出された内容をさらに評価・分析し、必要な場合には委員会等の各組織への課題改善に向けての指摘事項を学長に報告し、PDCAを機能させることで教育研究活動や学生サービスの改善につなげている。【資料 4-3-16】【資料 4-3-1】【資料 4-3-m】【資料 4-3-n】

#### 【基準 4 の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

医療福祉学科では令和 3(2021)年度から法令の一部改正に伴い、本学の三つのポリシーに基づく本学科の特徴を反映した新カリキュラムを開始している。秋田キャンパスでは、社会福祉学に関連する科目を遠隔講義システムや対面で受講する他に、ノースアジア大学・秋田栄養短期大学で開講されている基礎教養科目・共通基盤科目、経済学、経営学、法学、観光学、栄養学等の科目を、単位互換制度を利用して最大 60 単位まで受講できる。このように、同法人内の大学・短大と連携することによって、社会福祉を中心にした幅広い知識と教養を生かし、公務員をはじめ非営利法人や一般企業など現代社会の多様なニーズに対応できる人材の育成環境を充実させることができた。看護学科では令和 4(2022)年度入学生から法令改正に則り、本学の三つのポリシーに基づく新カリキュラムを開始している。今後も変化する社会情勢や大学教育を取り巻く変革に合わせて検討していく。

令和 6(2024)年度の FD 授業検討会は、ベテラン教員から若手教員への指導や助言などを得られる授業改善に関わる有効な検討会となった。また、学生による授業評価アンケート結果の「教員の説明力」「教員の話し方」に関して改善を要する教員にとっては、具体的に改善策を検討できる機会となり、後期のアンケート結果にも反映された。

##### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

特に複数資格取得を目指す学生が適切な履修により単位制度の実質化を保てるように、1 年間に履修登録できる上限単位についても検討し、学修計画の負担を軽減するようにしていく。

本学卒業生の就職先アンケート結果から、本学の卒業生は「他人に働きかけ巻き込む力」と「新しい価値を生み出す力がある」点について課題が残った。

##### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「教育目標に基づく学修成果の到達目標」と「学修成果達成度確認シート」により、学修目標をどの程度達成できたかの把握と評価の運用を、令和 7(2025)年度から開始することとしており、これまでの卒業試験のみでは十分測れなかった態度や技術等についての達成度を学生自身と教員が評価し効果を検証する。また、カリキュラムツリー、カリキュラムマップを用いた指導により、本学のディプロマ・ポリシーを達成するための道筋を可視化できているか、その効果の検証を行う。

今後は自己の授業を振り返る「授業撮影制度の活用」や、授業改善を要する教員への「授業改善に関する指導」を一層強化する等、引き続き授業改善に向けた取組みを行っていく。また、本学卒業生の就職先アンケート結果を踏まえ、「社会人基礎力」にも示されている「考え抜く力」を強化した学修支援を行っていく。そのためにも、現場で発生した問題や諸課題に対して考えを巡らせ、チームで働く人とともに、能動的に行動できる学生の育成に向けた授業方法の検討を教務委員会が中心となり実施していく。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では学長が副理事長を兼ねているので、法人の経営方針が大学の運営に直結している。一方では、教学部門の意思も学長である副理事長から法人に迅速に伝達されていることから、法人と大学は円滑な意思疎通がなされている。本法人組織規程第 18 条第 1 項には、学長は「理事長の命を受けて、校務をつかさどり所属職員を統督する」立場であることが明記されている。【資料 5-1-3】

学長が適切にリーダーシップを発揮できる補佐体制として、看護福祉学部長、学科長、教務部長、図書館長、総合研究所長等の職制がある。

また、本学では、学長が校務をつかさどる上で、リーダーシップを適切に発揮できるよう「秋田看護福祉大学所属長会議」を招集し、メンバーである学長、学部長、学部長補佐、学科長、教務部長、総括アソシエイトマネージャー等がミーティングを行い、教育に関する諸問題について検討し、大学内の意思疎通、情報共有を行っている。同会議は、学長や理事長の方針を教職員が共通認識する場にもなっており、大学内の共通の目標に向かって、迅速で柔軟な対応を図っている。また学長は、各学科長に忌憚のない意見交換の場として、月 1 回の非公式の学科ミーティング招集を指示し、そこには専任教員と教務課事務職員が出席して学科内の教育研究に関する様々な事項についてきめ細かい情報共有や意見交換を行っている。【資料 5-1-a】

学部には教授会が置かれており、教授会については「秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程」第 4 条第 1 項に定める「(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了 (2) 学位の授与 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究上に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を審議するために学長が招集しその議長となっている。【資料 5-1-4】

令和 6(2024)年度は教授会が 10 回開催され、学長が議長となり学生の入学や卒業、学位授与等に関わる議案が審議された。【資料 5-1-5】

このように、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制が整っている。

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

本学には、学長から委任された事項を審議するため、12 委員会が置かれている。委員会は教職員により構成され、それぞれの委員会規程に則り、本学の教学に関する種々の活動を組織的に行っている。各委員会の審議内容については速やかに学部長を経て学長に報告

される。

看護福祉学部には看護学科と医療福祉学科が置かれている。各学科では非公式の忌憚のない意見交換の場として、月1回学科ミーティングを開催している。学科ミーティングは学科長が召集し、専任教員と教務課事務職員が出席して学科内の教育研究に関する様々な事項について情報共有や意見交換を行っている。学科ミーティングでも学長や理事長の方針が教職員に伝達されると同時に、各種委員会からの報告事項の周知や、クラス担任・科目担当教員から提供される学生についての報告や協議など、学生個々のきめ細かい指導に役立てるための情報共有を行っている。学科内の意見が十分に反映され、かつ各種委員会と相互に連携しての教育研究が円滑に行われるように配慮している。学科ミーティングで協議された事項の中で必要な案件については、関連の委員会でも検討され、学長・学部長に提案される。

学長は、学生の処分の手続きについて必要な事項を定めており、学生に配布する学生便覧に掲載し周知を図っている。【資料 5-1-6】

このように、学長の強いリーダーシップのもとで権限が適切に分散され、大学の使命・目的に沿った教学マネジメントが機能している。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

### ③職員の配置と役割の明確化

本法人の事務組織は、「学校法人ノースアジア大学組織規程」により職制、担当業務が編成されている。【資料 5-1-8】

因みに本法人の職員とは、本法人就業規則第3条の定義により、本法人組織規程第3条の種類であるが、ここでの職員とは事務職員とする。【資料 5-1-b】【資料 5-1-c】

本学は、法人組織規程第6条の2に事務組織を定めている。教務課には、教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、同組織規程第15条に定めている担当業務を担いその役割を果たしている。このうち、物品購入・調達、土地・建物の保全管理、緑地管理、施設・設備の利用、災害防止対策、警備、清掃等の業務については、法人統括部総務課と連携し、人事に関する主な事項は法人統括部人事課で、広報戦略については、広報戦略室と連携して行っている。【資料 5-1-7】【資料 5-1-d】【資料 5-1-e】

職員の採用については、公募によるものがほとんどで、新卒者は毎年若干名、既卒者はその都度応募が可能となっている。職員を採用する場合は、退職者が出た場合、戦力の強化を図るときなどに行っている。本法人が求める職員の人材像については、法人ホームページの採用情報に明記している。将来幹部職員となる総合職事務職員としての採用は慎重に行ない、場合によっては、最初から総合職事務職員として採用せず、様々な職員研修や評価の結果を総合的に判断してから試験を行い、総合職事務職員に登用する場合がある。

本法人では、採用後は評価制度を導入している。事務職員は年度当初、前年度に自ら立てた目標・計画について自己評価を行い、所属長の意見も踏まえ、当該年度の目標と計画を新たに作成している。その達成状況を、自己評価、所属長の評価を経て、最終的に理事長の評価として、年3回行っている。これが基本給、賞与の査定にもつながっている。

本法人は、年功序列型の昇任制度ではない。前記評価結果を踏まえて、成果・面接等により決定している。【資料 5-1-9】

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では建学の精神に基づき、学則に定められた学部、学科ごとの人材育成に関する目的と教育目標に沿い三つのポリシーを策定しており、それらを基盤とした教育課程を編成している。教員の担当科目は学位と専門分野に応じた教育及び研究業績、また実務経験やその業績等を考慮して教務委員会が検討を行い、学長が決定している。

教員の採用については「学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準」及び「学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程」に則り、原則として公募により選考を行い、幅広く優れた人材の確保に努めている。教員の異動等により採用を必要とする場合、学部長が担当予定授業科目、必要資格等についての採用依頼書を理事長に提出し、法人本部が公募を実施している。公募に関しては個人調書、教育研究業績書等の提出を求め、教員選考基準に基づく書類選考の後、理事長、副理事長・学長、法人統括部長等の面接官による面接試験、模擬授業により採用（内定）者を決定し、理事長が発令している。採用に際しては任期制をとり、新規採用教員の初回任期は1年で、その後は職位ごとに再任用の回数、期間が定められている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

本学では専任教員に対し評価制度を導入しており、教育研究活動の活性化と教員の流動化を図っている。教員評価は年3回行われ、教員は年度当初に前年度に立てた目標の達成状況を自己評価し、学科長と面談をして当該年度の個人の目標と計画を立てる。

教員の昇任については、「学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準」「学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程」に基づき、教員評価、面接等により審査を行い理事長が決定している。【資料 5-2-3】

本学の収容定員は 360 人であることから、大学設置基準上の必要専任教員数は 30 人であり、必要教授数は 15 人である。本学の令和 7 年 5 月 1 日現在の専任教員数は 33 人で、うち教授数は 15 人であるので大学設置基準の要件を満たしている。（表 5-2-1）

以上のことから、教育目的及び教育課程に即して教員の採用・昇任等が実施されており、教員の確保と配置を適正に行っている。

表 5-2-1 専任教員数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学部学科名	大学設置基準上の 必要専任教員数		専任教員数			
	大学全体	学科	教授	准教授	講師	助教
看護学科	6	12	7	5	4	3
医療福祉学科		12	8	1	1	4
看護福祉学部	6	24	15	6	5	7
合 計	30		33			

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

ファカルティ・ディベロップメント推進委員会(以下、「FD 推進委員会」という。)では、教員の教育力の質向上及び授業改善につなげるための振り返りの機会として、FD 講演会、FD 公開授業及び授業検討会、学生による授業評価アンケート等の一連の FD 推進活動を毎年実施している。これらについては、FD 推進委員会の活動計画においても強化事項として掲げている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

##### 1. FD 講演会の開催

令和 6(2024)年度の FD 講演会は、教員の授業改善の視点から教員の話し方や伝え方を含めた教授方法の学びを得る機会として FD 推進委員会で企画し、令和 6 年 11 月 28 日に、きり亭たん方 氏を招き「ひとの心をつかむ話し方とは」と題して実施した。教職員 25 人の参加があった。【資料 5-3-4】

FD 講演会では、教員の話すスピードや声の大きさはもちろんのこと、学生にとっての聞きやすい話し方や、おもしろくて楽しい話術等について、話し家の方から学生の心に響く授業づくりの大切さを学ぶ機会となった。そして、教職員が話し方を実際に演習し発表する時間もあり、学生にどのように伝えていくべきかを振り返る機会となった。

##### 2. 学生による授業評価アンケートの実施と分析、授業改善の検討

FD 推進委員会では、令和 6(2024)年度「学生による授業評価アンケート」を前期と後期に分けて実施した。FD 授業評価アンケートは、集計結果の分析を FD 推進委員会が行った。同アンケートは学生自身も授業への取組みを振り返ることができ、さらに教員の日々の授

業の振り返りと合わせて、教員と学生との双方向の授業づくりの検討にも欠かせないものになっている。

令和3(2021)年度からは、講義・演習用、実習用、遠隔用に分け「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートの設問についても、学生が幅広く回答しやすいように、データの評価項目の精度を高める目的で評価尺度を5段階から6段階に変更した。また、秋田キャンパスで遠隔授業を受ける学生に対する授業改善の目的で、遠隔授業用の「学生による授業評価アンケート」についても、令和3(2021)年度から同時に行った。「教員から秋田キャンパスへの声かけがあったか」「教員の声は聞き取りやすいですか」「教員の配布資料や教材は授業開始までに配布されていますか」の質問を新たに設けた。アンケートには、「この授業を履修してよかったと思うこと」「改善してほしいこと」「この授業に関する意見や感想」を自由に書くことのできる「自由記述欄」を設けている。【資料5-3-a】

令和6(2024)年度「講義・演習用の授業評価アンケート」の前期と後期を合わせた全体の回収率は、1年生は85.8%、2年生は69.3%、3年生は72.4%、4年生は54.3%であった。特に2年生・4年生の回収率が低い結果となった。また、「遠隔用の講義・演習用の授業評価アンケート」の前期と後期を合わせた全体の回収率は、1年生は97.2%、2年生は97.4.3%、3年生は89.4%であった。また、「実習用の授業評価アンケート」の回収率は、1年生は79.2%、2年生は83.7%、3年生は65.7%、4年生は66.4%であった。そして、回収率を上げるための工夫については、毎年の検討事項であり、授業最終回の終了前10分程度の時間を使ってアンケートへの回答を記入する時間を設け、廊下に設置している鍵付きの専用ボックスに投函を促すように各教員へ協力の依頼をする等の対策を行っている。

【資料5-3-a】【資料5-3-b】【資料5-3-c】【資料5-3-d】【資料5-3-e】【資料5-3-f】【資料5-3-g】【資料5-3-h】【資料5-3-i】【資料5-3-j】【資料5-3-m】

令和7(2025)年度より、これまでのアンケート用紙への記入とボックスへの投函による調査から、ポータルサイトを利用し各自パソコン等からの入力による調査へ変更となった。今後は授業最終回の終了前10分程度を利用し、アンケートの回答を学生に促すよう各教員への協力依頼を行う等、回収率を下げないための対策が必要となる。

アンケート集計後は集計結果と担当科目の学生の自由記述内容を各教員に開示し、その結果をもとに「教員アンケート」を実施しており、教員自身も自己評価できるようにフィードバックを行っている。さらに教員に対しては、アンケート集計結果で開示された評価と合わせて、自由記述で学生から要望等があった場合は、該当する事項への具体的な改善策を記載してもらい、速やかにFD推進委員会に提出を依頼している。「学生による授業評価アンケート」の結果と教員からのコメントは、事務室と図書館で毎回学生にも公開し、学生に対するフィードバックを行っている。【資料5-3-k】【資料5-3-l】

## ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

私学を取り巻く環境が多様化し、経営の高度化が求められる中、法人の経営のトップである理事長を補佐する事務職員は、指示待ち・単なる事務屋であったり責任回避の意識があっては大学の発展・成長は望めない。積極的に大学運営にかかわり、帰属する大学への愛情を持って仕事をする事務職員を一人でも多く増やすため、次のような取組みを行って

いる。

まず、新任研修では、私学である学校法人ノースアジア大学という組織で働く事務職員としての意識について話している。事務職員は教員の補助者ではないこと、教育・研究の質の向上に関与する立場であること、そのためには業務に必要な高度な専門的法律知識を身に付けていくこと、それが自信につながり、仕事がおもしろくなること等導入段階の研修である。また、大学の発展、学生の成長のためには、教職協働の意識と信頼形成が重要となってくること、そのためには、コミュニケーション力を養い、教職員間、学生と教職員、部署間等の調整力が必要であることも話される。この意識づけの大切さを以って、管理職も指導している。

次に、本法人では、職員の職務遂行に必要な知識・技能等を修得させ、大学職員としての資質および職務遂行能力の向上を図ることを目的とし、「学校法人ノースアジア大学職員研修要綱」に基づき、自主研修、学内研修、学外研修の場を設けている。【資料 5-3-7】

このうち、学内研修は、大学運営に関する所属職員の職務上の専門性向上および規範等の修得のために、法人が実施するものであり、学外研修は、職員の役職または能力に応じ、職務の遂行に必要な基本的知識・技能および態度を修得させるとともに、指導育成能力等を向上させるものである。加えて、学外研修は、学外の組織、人との関係を築くことにも役立てている。学外研修としては、日本私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団、外部機関や企業が開催する研修会等にも積極的に参加し、知識を高め、最新の情報や法令改正などにも迅速に対応している。外部研修に参加した場合、研修後に、参加者が全職員に対して報告会を行うものもある。報告会は、研修の成果を共有できるほか、自らが講師となることにより、人前で話す度胸と責任感、プレゼンテーション力が向上するなど、その効果大きい。これら学内・学外の研修のほか、本法人では、自主研修という自ら行いたい研修について計画を立て、その経費を法人が負担する制度があるが、今のところ希望者がいないのが残念である。今後は、積極的に利用を促していきたい。【資料 5-3-8】【資料 5-3-n】

教職協働事例としては、毎年実施している FD 公開授業や FD 授業検討会に事務職員も参加し、教育内容の充実と質の向上はもとより、学生対応や指導方法について情報を共有すると同時に、意識高揚に努めている。

本法人では、事務職員に評価制を導入している。年度当初に前年度の自己評価を踏まえ、所属長と面談をし、当該年度の個人の目標と計画を作成している。評価は、年 3 回であるが、所属長は、その都度、事務職員のやる気と成長につながる助言をしている。

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

## (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①研究環境の整備と適切な管理運営

本学には「秋田看護福祉大学総合研究所規程」に基づき、地域社会における保健、医療、福祉領域に関する学術の調査研究を総合的に行うことを目的とした総合研究所が設置されている。構成メンバーは研究所長及び複数名の研究所員であり理事長の任命を受け活動している。総合研究所では、「秋田看護福祉大学総合研究所『研究所報』に関する内規」に則り、年1回「秋田看護福祉大学研究所報（以下、「所報」という。）」を発行している。所報に掲載した論文は国立国会図書館雑誌記事検索、医学中央雑誌、メディカルオンライン、独立行政法人科学技術振興機構（JST; Japan Science and Technology Agency）に登録され、公開されている。総合研究所では教員の研究活動を推奨しており、その成果を所報で発表するように毎年積極的に募集活動を行っている。この研究誌の発行は開学以来続いている。第20号として令和7(2025)年3月に発行した所報の寄稿原稿数は6件、依頼原稿は3件であった。発行部数は250部で、学内の全教員と学外関係機関に合わせて229部を送付している。総合研究所は、研究所員及び学内の専任教員を査読者として指名し、寄稿原稿の採否については、査読者の意見を尊重し、研究所が決定し、研究所長を通じ学長が承認した上で掲載している。発行に際しては研究所長及び研究所員が編集を行い、教務課が事務を担当している。【資料5-4-1】【資料5-4-2】【資料5-4-3】【資料5-4-4】【資料5-4-a】【資料5-4-b】【資料5-4-c】

また総合研究所所員の役割として、学内の若手教員の学術調査研究活動を奨励し、その成果を公表するまでの研究相談・支援を行っている。また本学では、学術の振興を図る目的をもって「秋田看護福祉大学学術研究助成規程」により学術研究助成金の交付、「秋田看護福祉大学学術論文出版助成規程」により学術論文出版助成金の交付について定められている。令和6(2024)年度はこれらの交付に対する応募はなかったが、今後これらの助成金を活用した学術研究活動を総合研究所は積極的に進めていく。【資料5-4-8】【資料5-4-9】【資料5-4-10】【資料5-4-11】

研究環境については、専任教員全員に個人または共同研究室が割り当てられ、ノートパソコンが貸与されている。本学附属図書館の登録蔵書は52,621冊であり、毎年教員・学生からの希望図書等の購入を行っている。OPAC(On-Line Public Access Catalogue)による所蔵目録検索システムや文献オンラインデータベース（医学中央雑誌 web、メディカルオンライン、官報、最新看護索引 web）を法人契約し、研究室からのアクセスが可能である。教員の個人研究費の使用については、教務課で申請を受け、物品等の発注は法人統括部総務課が担当して教員の負担を軽減すると同時に、コンプライアンス上の役割を担っている。【資料5-4-d】【資料5-4-e】

### ②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、平成26(2014)年8月26日文部科学省決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、令和元(2019)年6月5日に「秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」を定めており、研究活動上の不正行為の防止及び研究倫理に関し必要な事項を審議するため、倫理委員会を設置している。

本学における教育研究等の実践に際し、倫理上の判断を要する諸問題について迅速かつ円滑な審議をすることを目的として倫理委員会がおかれている。委員会は「秋田看護福祉大学倫理委員会規程」第2条により、学部の専任教員及び学外の学識経験者若干名により組織されている。教育及び研究等の実施にあたり、倫理的な配慮が十分なされているかについて、学外の委員を含む倫理委員会で、申請書類等をもとに厳正に審査する体制をとっている。【資料 5-4-5】

審査の対象者は、倫理委員会年間計画をもとに、「秋田看護福祉大学における研究倫理基準」及び倫理審査手順をもとに審査書類を作成しており、提出された書類をもとに倫理委員会が審査を行っている。教員の研究の場合には研究筆頭者、学生の研究の場合には担当教員が倫理審査委員会へ出席し、倫理上の問題について十分な配慮がされているかを委員からの質疑応答を行い、厳正に審査している。【資料 5-4-f】【資料 5-4-g】【資料 5-4-h】【資料 5-4-i】

令和 6(2024)年度は 4 回の倫理審査委員会を開催した。教員の申請課題は 2 件で 1 件は条件付き承認とし、文言等を訂正し書類を添付して再提出することで、修正を確認できれば適合と判断した。もう 1 件については、本人の申し出により取り下げとなった。学生の申請課題は 5 件でいずれも文言等を訂正し、書類を添付して再提出することで、修正を確認できれば適合と判断した。【資料 5-4-j】

本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき事項を、学内外に明確に示すためにコンプライアンス教育と研究倫理教育の研修会を毎年実施している。研修会では研究倫理遵守に関する「秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」をもとに研究者に周知し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく『体制整備等自己評価チェックリスト』」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく『取組状況に係るチェックリスト』」を毎年文部科学省へ提出している。「秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」は本学ホームページにも掲載して周知を図っている。本学では、研究活動上の不正行為告発及び相談への迅速かつ適切な対応を行うため、法人統括部人事課を受付窓口としており、研究倫理の厳正な運用に努めている。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

### ③研究活動への資源の配分

本学では、「秋田看護福祉大学学術研究助成規程」及び「秋田看護福祉大学学術研究取扱要綱」により、学術研究助成金の交付を行う環境を整備している。【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】

競争的資金の獲得については、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）については教務課が事務を担当すると同時に、科研費申請件数と採択率の増加を図るため、科研費公募要領等学内説明会を毎年実施している。令和 6(2024)年度は全教員に周知するために同様の説明会を 2 回実施し、積極的な応募を促す取組みを行った。「秋田看護福祉大学科研費取扱要領」についての説明や、相談窓口等を本学ホームページに記載して周知を図っている。【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】【資料 5-4-k】

令和 7(2025)年度科研費には、研究代表者として 2 件、研究分担者として 1 件の申請があり、そのうち研究分担者として申請した基盤研究 (B) 一般に応募した研究課題が採択さ

れた。その他に、基盤研究 (C) 2 件、若手研究 1 件に対する科研費の助成を受けている。

【資料 5-4-16】【資料 5-4-1】【資料 5-4-m】

本学は、20 年にわたって、秋田県から事業委託を受け教員と学生が一体となり、秋田県で唯一、ピアカウンセリング活動を行っている。平成 17(2005)年度から 4 年間で秋田県北秋田地域振興局・大館福祉環境部、平成 21(2009)年度から 11 年間で秋田県健康推進課からの事業委託、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 年間で秋田県から「地域自殺対策強化事業費補助金」(国事業名：地域自殺対策強化交付金)を受けている。長年の継続した地域連携・社会貢献としてピアカウンセリング活動を行っていることにより大館市教育委員会及びいじめ・不登校対策事業推進委員会、秋田県「体験の風をおこそう」運動推進会、秋田県教育委員会等の複数組織から、養成された学生である思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>に対して若年層のメンターとしての多くの活動依頼がある。令和 3(2021)年度は、日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会より委託を受け、第 9 回思春期ピアカウンセリング全国大会 in 秋田をオンラインで開催している。このようにピアカウンセリング活動を長く継続し、外部からの評価を積み重ねることが外部資金の導入につながっている。【資料 5-4-n】【資料 5-4-o】【資料 5-4-p】

## 【基準 5 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

各学科では毎月開催している学科ミーティングにより、学生の情報や問題をいち早く把握し、委員会や学長室へ速やかに報告し対応している。

FD や SD 活動が活発に行われており、教育内容の改善や大学運営のための能力向上のための組織的な取組みを行っている。各種委員会は教員と事務職員が構成メンバーとなっており、それぞれの立場で意見を出し合いながら、教職協働による運営が行われている。教員が必要な研究活動を行う上での研究環境が整備されている。

FD 授業評価アンケート集計後の結果を各教員に開示し、「教員アンケート」により教員自身の自己評価を促している。自由記述による要望に対しては具体的な改善策を速やかに FD 推進委員会に提出させ、学生にも提示している。令和 6(2024)年度「学生による授業評価アンケート結果」は前期と比べ後期は多くの科目で改善がみられた。さらに「教員の説明力」「教員の話し方」の項目の評価が、1 年生前期・2 年生前期において低値となっていたが、後期は改善がみられた。FD 公開授業・授業検討会、FD 講演会等の一連の FD 推進活動の効果がみられている。

本学の研究支援体制については研究活動上の不正行為防止のため、コンプライアンス教育と研究倫理教育の研修会を行い、相談窓口を設けている。また「秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」を整備し、科研費公募要領説明会の実施等による外部資金応募・獲得のための支援体制を整え、教員の研究活動を推進している。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年度前期「講義・演習用の授業評価アンケート結果」の「教員の説明力」「教員の話し方」の項目における平均値が、1 年生・2 年生で 5.1 とやや低い結果となっ

た。また、令和6(2024)年度の前期・後期「講義・演習用の授業評価アンケート結果」の学生側の授業への取組みに関わる「関連資料への関心(学生)」「質問(学生)」の2項目の平均値については、1・2年生で低値であった。

SD(Staff Development)については、私学を取り巻く環境が多様化し、経営の高度化が求められており、職員においては、業務遂行に必要な高度かつ専門的な知識・技能の習得が一層重要となっている。本法人では、自主研修という自ら行いたい研修について計画を立て、経費が生ずるものについては法人が負担する制度があるが、今のところ希望者がいない。本学は看護職、福祉職を目指すための資格取得を目的とするカリキュラムが編成されている。そのため、教員は学内の授業のほか、学外施設での実習指導並びに巡回指導、資格取得のための国家試験受験対策指導等のため、研究に多くの時間を割くことは厳しい状況である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和6(2024)年度「学生による授業評価アンケート結果」の中で、「関連資料への関心(学生)」「質問(学生)」の項目の平均値については、1・2年生で低値の状態が続いており、学生にとって質問しやすく、授業に対して関心を向け、それに対して下調べを行いながら理解を深めていく双方向の授業づくりがこれまで以上に必要になる。そのため、FD推進委員会では、これらのFD研修会や、授業改善に向けた教員へのフィードバックをさらに行っていく。

今後は本学の学術研究助成規程をさらに周知し、助成金を活用することで広範な研究に取り組む教員を増やすことや、外部資金を活用した研究への積極的な取組みを支援していき、科研費等外部資金を獲得している教員のアドバイスが得られる環境整備や総合研究所等の役割の拡大を検討していきたい。また、総合研究所の事業として研究支援のため研究会及び講演会を開催するなど、学内の研究環境の拡大を図っていく。さらには地域との連携による活動として、地域課題の解決を目指す研究活動の拠点作り等を検討していく。そのために地域の医療・福祉施設や行政機関との連携をより一層深め、住民の健康増進・疾病予防、福祉の向上につなげるための事業や研究活動に発展させ、本学の特徴を出した地域貢献にまで波及させることを目指す。地域の特徴を踏まえ、高齢者やその家族が気軽に相談できるような場所づくりを検討し、保健師専攻や相談援助職を目指している学生の学習の場としても発展させることを視野に入れる。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①経営の規律と誠実性の維持

「学校法人ノースアジア大学寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 4 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法に従い、真理、調和、実学を教育理念とし、教育を行うこと」を目的として明確に定めている。また、秋田看護福祉大学学則（以下「学則」という。）第 1 条、第 6 条第 2 項に、学部・学科の教育目的を、それぞれ明記している。

【資料 6-1-a】【資料 6-1-b】

本法人の運営は、前記目的を達成するため、私立学校法及び関係法令を順守し、寄附行為に定めるところにより選任された役員・評議員のもと誠実に行われている。また、「学校法人ノースアジア大学組織規程」に定める体制のもと、私立学校としての運営を自律的に行っている。本学は、地域社会に対して教育を還元することができるように、公共性を鑑みて高等教育機関としての役割を果たしている。

組織の倫理・規律については、令和 7(2025)年 3 月に「内部統制システム整備の基本方針」を理事会で定め、その中で、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制と、適切なガバナンスを確保していくことを表明している。

【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】

関連法令が変わる都度、本法人の諸規程等と照らし合わせ検討し、理事会の決定を経て当該関係部署において内容の周知を図り、規律ある経営を誠実に行っている。また、所轄庁の権限のもと、認可事項、届出事項又は報告については、関係法令を遵守し、遅滞なく履行している。

本法人では、社会から信頼される教育機関として、「コンプライアンスの推進に関する基本方針」を定めるとともに、「学校法人ノースアジア大学職員の行動規範」「学校法人ノースアジア大学公益通報に関する規程」を制定し、全教職員に対して、コンプライアンスやハラスメントに関する規程等、組織倫理・研究倫理教育を毎年実施し、周知を図っている。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-8】

本法人は、経営の規律と誠実性を維持し運営していることを周知するため、教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている情報を本学ホームページに公表している。私立学校法第 151 条に定める寄附行為及び計算書類等については、財産目録、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表、事業報告書、監事による監査報告書、学校法人会計の特徴や企業会計との違い及び科目の概要について、ホームページに公開するとともに、法人統括部に備え置くなど、いつでも閲覧できるようになっている。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】

本法人の情報公開については、「情報の公開及び財務書類等の閲覧等に関する要綱」を定め、公開する情報及びその公開方法を明確にし、本要綱に基づいた運用を行っている。【資料 6-1-3】

また、法人としての意思決定、事業の実績、事務の活動等を文書として作成し、適切に保存及び管理することを明確にするため、「学校法人ノースアジア大学文書管理規程」を定めている。【資料 6-1-10】

以上のように、組織倫理に基づいた業務が遂行されており、経営の規律と誠実性が維持されていると評価する。

## ②環境保全、人権、安全への配慮

安全への配慮については、「学校法人ノースアジア大学防災管理規程」、「秋田看護福祉大学防災規程」、「秋田看護福祉大学消防計画」に基づき、常日頃から災害に備え、施設設備の点検を定期的に行い、予防管理に努めている。本学体育館は、避難所として指定されており、この数年は避難所開設に至る災害は発生していないが、災害発生時には避難所として機能することになる。日頃から防災意識の高揚と非常時に対応できるよう、教職員及び学生には、「大規模地震対応マニュアル・災害発生時対応マニュアル」を作成し配布している。敷地内の危険な個所は職員の定期巡回等で発見次第、速やかに整備している。建物の耐震状況については、本学は平成 8(1996)年に建てられ、昭和 56(1981)年改正建築基準法に基づく新基準を満たしている。【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】【資料 6-1-20】

防犯・防火の観点から、不審者の構内への不法侵入・盗難防止のため、一般エントランス及び通用口付近に管理室を設置し警備員が常駐し人の出入りを確認している。また、教務課と管理室の間では施設の使用状況について共有しており、使用していない施設は常時施錠している。他に学内に常駐している外部委託の警備員及び本学の職員が定期的に学内を巡回している。通学で車を利用する学生には申請の上、駐車許可証を発行し不審な車両が進入しないように管理している。【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】

保健室には保健師・看護師資格を有する専任職員が常駐しており、学生の怪我や健康相談に対応し必要に応じて医療機関を紹介している。不在時には看護師資格を保持する教員や学生系の事務職員も適宜対応している。秋田キャンパスでは敷地内のノースアジア大学保健室を利用可能にしている。また、全学生が一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」に加入している。事務室・保健室前及び体育館入り口には AED（自動体外式除細動器）を設置しており、不測の事態にも対応できるようにしている。秋田キャンパスでもノースアジア大学保健室前、総合体育館及び体育館に AED を設置している。【資料 6-1-e】

次の事項(表 6-1-1)については、外部業者に委託し、定期的に点検・保守等を行っている。

表 6-1-1 外部委託により点検・保守を行っている設備（令和 6 年度実施分）

設 備	実 施 日	備 考
建築物環境衛生管理	4月15日 6月17日 8月20日 10月15日 12月17日 2月17日	偶数月
空気環境測定	4月15日 6月17日 8月20日 10月15日 12月17日 2月17日	偶数月
貯水槽クリーニング	9月23日	年1回
水質検査	7月23日 1月27日	年2回
衛生害虫防除	6月26日 12月27日	年2回
消毒管理	6月26日 12月27日	
ボイラー性能検査	6月10.11日 10月30.31日	
消防設備点検	8月26.27日 2月25.26日	年2回
空調機設備点検	8月21日 12月25日	
エレベーター保守	5月20日 7月3日 8月22日 9月27日 11月25日 2月5日	
地下タンク点検	3月4日	
煤煙濃度測定	7月23日 1月27日	年2回
自動ドア保守	12月24日	年1回

情報セキュリティ対策については、「学校法人ノースアジア大学情報セキュリティ基本方針」、「学校法人ノースアジア大学情報セキュリティに関する要綱」により、実施体制が明確に定められている。【資料 6-1-18】【資料 6-1-19】

このほか本学教職員・学生が使用するネットワークは、ファイヤーウォールとルータを導入し、Web サイトのフィルタリング、ウィルス対策を行っている。また、ネットワーク機器の基本システムやアプリケーション・ソフトウェアへの修正ファイルは自動更新され、基本システムにはウィルス対策ソフトも導入している。SNS については、大卒の運用方針を定め、詳細についてはその都度、事案に合わせて対応している。学内で教職員・学生が使用するパソコンには、1 台ずつウィルス対策ソフトウェアを導入し、メールの添付ファイル、USB メモリなどの記録媒体からのウィルス感染を防いでいる。学内に設置するパソコンのソフトウェアについては、自動更新の設定を行い、常に最新の状態を保つようにしているが、OA 教室にあるパソコンについては、授業に支障をきたさないよう、空き時間に手動でインストールを実施している。

本学キャンパス内の雑草は、技術職員が除草剤を一切使わずに草刈りをし、環境保全に努めている。CO2 の削減、節電対策としては、不要な電気の消灯、学内照明の LED 化推進、クールビズの実施、夏場の冷房を 28 度に設定するなど工夫している。また、受動喫煙による健康被害を防止するため、敷地内を全面禁煙としている。【資料 6-1-f】【資料 6-1-g】

人権への配慮については、「コンプライアンスの推進に関する基本方針」、「学校法人ノースアジア大学コンプライアンス推進規程」、「学校法人ノースアジア大学リスク管理規程」「ハラスメントの防止等に関する規程」、「学校法人ノースアジア大学公益通報に関する規

程」、「個人情報保護に関する規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、各方針・規程に基づいて人権擁護に努めている。なお、実習では学生に対して倫理的配慮について指導を行い、患者及び入所者からの同意に基づいて実習を行っている。また、研究についても、倫理委員会が各教員及び学生の研究内容が倫理上の問題について十分な配慮がされているかを書類審査や面接を通して厳正に審査している。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】  
【資料 6-1-14】【資料 6-1-h】

以上のように、関係規程に基づき学内外に対する危機管理体制を整備している。また、環境保全や人権にも十分な配慮をし、適切に機能している。

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、寄附行為第 4 条に「教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、真理、調和、実学を教育理念とし、教育及び保育事業を行う」ことを目的として掲げ、この使命・目的の達成に向けて、理事会及び評議員会を設置し、適切な運営体制を整えている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-a】

理事会は本法人の最高意思決定機関として、設置校の管理・運営、事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、をはじめ学則・諸規程の制定・改廃、役員・評議員の選任等の重要事項について審議、決定をしている。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

理事の選任については、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、旧寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に基づきノースアジア大学学長 1 人、同項第 2 号に基づき学識経験者で理事会において選任された者 1 人、同項第 3 号に基づき理事会において選任された者 3 人、同項第 4 号に基づき評議員のうちから理事会において選任された者 1 人、合計 6 人が旧寄附行為の選任区分により選任されている。このうち外部から選任されている 3 人の理事は、企業の取締役や弁護士等で構成され、教育分野のみならず社会に対する高い見識を有しており、本法人の戦略的な意思決定が推進される体制となっている。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-b】【資料 6-2-c】

理事会は令和 6(2024)年度に 6 回開催され、理事の出席率は 93.3%であり、適切な意思決定の体制ができている。【資料 6-2-d】【資料 6-2-e】

以上のとおり、本学の使命・目的の達成に向けた意思決定の体制及びその機能性は確保されている。

### ②使命・目的の達成への継続的努力

本法人の使命・目的を継続的に達成していくため、理事会と法人統括部が中心となって5年ごとに中期計画を策定している。平成29(2017)年度には「学校法人ノースアジア大学5か年重点計画(平成30～令和4年度)」を策定し、その成果や課題を検証した上で、令和4(2022)年度には次期計画として「同(令和5～9年度)」を作成した。これらの中期計画は、あらかじめ評議員会の意見を聴取した上で、理事会において決定されている。【資料6-2-7】【資料6-2-f】【資料6-2-g】【資料6-2-h】

各年度の事業計画及び収支予算は、この中期計画に基づき毎年3月に評議員会で意見を聴取した後、理事会で審議・決定され、適正に執行されている。進捗状況や達成度については、翌年5月の理事会で報告・承認された後、評議員会に報告されている。なお、事業報告書は本法人のホームページで公開している。

このように、策定された中期計画について毎年度点検・評価が行われ、使命・目的の達成への継続的努力が行われている。

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

##### (2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### ①法人の意思決定の円滑化

理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると寄附行為に定められている。この法人の最高意思決定機関である理事会の議決が円滑に機能するために、学内的には、理事長のもと、副理事長、学長、理事長総室長、法人統括部長、学部長、校長、園長など、各機関の所属長で構成される「所属長会議」を開き、管理運営に関する重要事項、各学校の諸問題等について、事前に情報共有と意思疎通を図り、連携・調整・意見交換を行なっていることから、日常的に信頼関係ができています。この中には評議員を兼ねている所属長も複数含まれています。また、議案については、事前に資料を届け、内容の周知を図っているため、理事会・評議員会が円滑に行われている。本学には大学独自の所属長会議があるので、副理事長である学長から法人の意思も速やかに伝わり、教学面の意見も吸い上げられています。本法人では、理事会で決定した事項は、理事会開催後速やかに掲示等で各部署に周知され、情報の共有ができています。

以上のように、情報の共有や意思決定の円滑化によって部門間の連携が適切に図られている。

#### ②評議員会と監事のチェック機能

本法人における評議員会及び監事は、法人運営の透明性・健全性を確保するための重要なチェック機能として、適切に機能している。

令和7(2025)年5月1日現在、評議員の構成は、旧寄附行為第14条第1項第1号に基づ

くノースアジア大学学長と同項第3号に基づく秋田栄養短期大学学長が兼ねて1人、同項第2号に基づく秋田看護福祉大学学長1人、同項第4号に基づく教職員のうちから理事会において選任された者7人、同項第5号に基づく法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任された者2人、同項第6号に基づく理事会において選任された学識経験者4人、合計15人が旧寄附行為の選任区分により選任されている。この構成は改正前の私立学校法に準拠しており、理事の定数の2倍を超える評議員数が確保されている。【資料6-3-1】【資料6-3-a】【資料6-3-b】

評議員会は令和6(2024)年度に5回開催され、出席率は94.7%と高く、適切に運営されている。評議員会は理事会の諮問機関として、寄附行為第36条にその職務等を定めており、理事会が決定する重要事項に関しては、あらかじめ評議員会で意見を聴く体制が整えられ、理事会との健全な関係が維持されている。【資料6-3-3】【資料6-3-4】【資料6-3-c】  
【資料6-3-d】【資料6-3-e】

監事は令和7(2025)年5月1日現在、2人で構成され、旧寄附行為第8条に基づき、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務執行状況や財産の状況等について監査を行い、必要に応じて意見を述べている。また、学校法人ノースアジア大学監事監査規程に基づき業務監査及び財務監査等を実施し、適宜公認会計士との連携を図り、監査結果を理事会及び評議員会に対して報告している。【資料6-3-2】【資料6-3-5】【資料6-3-6】【資料6-3-f】【資料6-3-g】

## 6-4. 財務基盤と収支

### ①財務基盤の確立

### ②収支バランスの確保

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

#### (1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

#### (2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①財務基盤の確立

本法人の経営状況は平成20(2008)年度から令和2(2020)年度まで事業活動収支において黒字を維持し、貸借対照表においても日本私立学校振興・共済事業団が刊行している「今日の私学財政」で比較した場合、全国的な平均よりも比較的良好な状況が保たれていた。

【資料6-4-a】これは学生のニーズを取り入れつつも安易な設備投資はなるべく行わず、既存の建物を技術職員や職員が修理・営繕を行いながら教育環境を整え経費の削減に努め、財務基盤の確立と安定した法人経営の努力にほかならない。しかし、令和3(2021)年度以降、収支差額がマイナスとなっていることもあり、学生生徒等納付金収入の安定化を図らなければならない。

秋田看護福祉大学単体においては、平成20(2008)年度の完成年度から事業活動収支(旧消費収支含む)における収支差額は、現在に至るまでプラスを継続【資料6-4-b】している状況にあるが、全国的な少子化の中でもとりわけ秋田県の人口減少が急速に進む中、県内

外からの募集活動を更に強化し、安定的に入学者の確保に努める必要がある。

## ②収支バランスの確保

秋田看護福祉大学の事業活動収支における収支状況は、完成年度から収支差額はプラスとなっている。収入においては学生生徒等納付金収入比率が67%と全国平均よりも若干低い値であるが、補助金収入比率は30.2%と全国平均よりも2倍近く高くなっているのが特徴である。

一方で支出においては、人件費依存率51.6%と全国平均よりも比較的強く抑えられており、教育研究経費比率32.9%、管理経費比率5.4%は概ね平均的な状況となっている。収入と支出のバランスを図る経常収支差額比率27.1%、教育活動収支差額比率26.9%は全国平均を上回る状況となっており、事業活動収支における状況は良好であると言える。【資料エビデンスデータ編 6-3】

貸借対照表の財務比率においては、運用資産余裕比率が9.1年と運用資産の蓄積は良好であり、無借金経営を継続している。総負債及び純資産の合計額に占める純資産の割合は97.7%と高い水準を保っている。【資料エビデンスデータ編 6-4】これは資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標となっており、本法人は財政的に安定しているといえる。教育研究目的を達成するために必要な資金についても、短期的支払能力を判断する流動比率は、1425.3%と高く資金繰りに支障のない状況にある。以上の理由から法人並びに秋田看護福祉大学単体の財務状況を見ても、教育事業活動の維持・発展のための支払い資金は十分に保たれている状況である。

外部資金獲得については、科研費を獲得【資料 6-4-3】している他、秋田県からの補助金「地域自殺対策強化事業費補助金」【資料 6-4-4】を受け、本学の学生が中高生へのピアカウンセリングを行い、生き方や悩み相談などの対応を行い、教員と学生が一体となり活発に地域貢献活動を続けている。この活動は平成17(2005)年度から継続して行われている事業であり、今後も継続して行っていく。また、資産運用については健全経営に資することを目的とした学校法人ノースアジア大学資産運用要綱【資料 6-4-5】に基づき適切に運用している。

## ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人は建学の精神のもと、教育目的を実現させるため、5年ごとの中期計画を策定している。現在の中期計画は令和5(2023)年度に計画を策定しており、令和9(2027)年度までの「5か年重点計画」が進められている。

5か年重点計画は、年度ごとに理事会で制定される予算編成基本方針に反映され、その方針に基づいて、各部署で予算要望書が作成される。その内容は、法人統括部総務課が部署ごとにヒアリングを行い精査し、法人統括部長、副理事長による査定を経て、理事長において当該年度の予算と事業計画の原案が編成される。最終的には、評議員会の意見を聞いて理事会の承認を得ている。【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-c】承認後の予算については、各部署に周知を図り執行される。【資料 6-4-d】

中期計画を踏まえた各年度の事業計画の履行状況については、決算時に理事会で承認され、評議員会にも報告している。

事業計画から予算の執行が大きく変更されている場合は、状況を見極めながら、毎年度補正予算（案）を作成し、最終的に理事会の承認を受け、補正後の予算を以て、適切に運営している。【資料 6-4-e】

## 6-5. 会計

### ①会計処理の適正な実施

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①会計処理の適正な実施

本法人及び本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人ノースアジア大学経理規程」【資料 6-5-1】「学校法人ノースアジア大学経理規程施行細則」【資料 6-5-2】等に基づいて適正に行なっている。

予算は、年度ごとに理事会で制定される予算編成基本方針に基づき、各部署からの予算要望書で編成される。その内容は、法人統括部総務課が部署ごとに要望書案に沿ってヒアリングを行い精査し、法人統括部長、副理事長による査定を経て、理事長において原案が編成され、評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得て執行される。【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】【資料 6-5-c】【資料 6-5-d】

予算管理は、法人統括部総務課がすべての部門を取りまとめているが、予算配分された部署においても配当された予算の管理を行うようにしている。予算執行にあたっては、総務課が各部署から提出された支出証書を確認し、予算残高、適切性、必要とされる手続きを経ているか等のチェックを行い、最終的に理事長の決裁を経て執行される。

また、毎年 1 月には総務課に各部署から当該年度の予算執行見込書を提出させ、必要がある場合は、補正予算を組み、理事会の承認を経て予算の補正を行っている。【資料 6-5-e】

会計処理については、総務課が各部署のチェックや事前相談を行い、間違った処理や不適切な会計処理がないよう管理している。

さらに、会計処理上の疑問点や判断が難しい事項については、公認会計士に質問・相談をし、回答・助言を受け、適正な処理を行なっている。

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人の選任については、寄附行為第 49 条及び第 52 条に定めており同条に従い選任を行う。ただし、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在はまだ選任されていない。【資料 6-5-3】

監査を行う体制については、監事 2 人による監事監査と公認会計士 5 人による会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、平成 27 年 3 月 30 日付文部科学省告示第 73 号に基づく監査事項について監査が行われ、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の報告書が作成される。【資料 6-5-f】

公認会計士は、年間約 70 日程度の監査日程で、元帳、帳票及び計算書類等の照合・確認、現金等の実査、手続き等の精査を行い、必要があれば、理事長、法人統括部長、法人統括部総務課マネージャーの経理担当者等へのヒアリングも行われている。また、監事と公認会計士も連絡を取り合い、年間のスケジュールや監査項目について打ち合わせを行っている。

監査日により異なるが、5 人～4 人の公認会計士が、現金の実査や備品及び修繕状況を調べ、適切な科目処理を行っているかを確認し、監査を行っている。また、年に 1 回、秋田看護福祉大学に直接、公認会計士が訪問し、現預金の実査や備品等購入実態を確認している。【資料 6-5-4】

監事による会計監査は、公認会計士と連携して実施しており、私立学校法及び本法人寄附行為の規定に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会、評議員会に提出している。【資料 6-5-g】

公認会計士の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかなおお、本学園の計算書類、並びに財産目録は、学校法人の財政状態及び経営状況を正しく示している。

このことから、会計処理は適切に行われ、会計監査の体制は厳格に実施されていると評価する。

## 【基準 6 の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

関係法令及び寄附行為を始めとする学内諸規程を遵守し、経営の規律と誠実性を維持しながら本学の使命・目的の実現のため継続的に努力し、その状況を広く情報公開している。

財政基盤の確立と収支バランスの確保については、何よりも学生生徒等納付金収入の増を図るため、学生募集のための様々な施策を講じ、補助金の獲得にも努力している。そして、5 か年重点計画に沿いながら、基本は収入に見合った支出を心がけ、一方では資金投入すべきところは投入し、堅実な経営を行っている。

会計処理については、学校法人会計基準等に従い、監事及び公認会計士の監査を受けて、適正かつ厳正に行っている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 3 年度から単年度収支がマイナスとなり、学生生徒等の確保が最重要課題となる。全国的な少子化の中でも秋田県の人口減少が急速に進む中、県内外からの募集活動を更に強化していく。広報活動については今一度見直しを行い、効果的な広報活動を行っていく必要がある。そして、何よりも学生数の増加に繋げるために、「教育の質の向上」「学習意欲の喚起」「学生・生徒の学習と生活支援の充実」を一番の柱として継続的に事業を行い、在籍者の満足度を高め、安定した収入を確保したい。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学園の経営方針のもと、適正に会計処理をしていくために、総務課職員の知識の専門性を高めるとともに、公認会計士、監事との連携を図りながら不正の防止、コンプライアンスの遵守等、更なる監査体制の構築に向けて取り組んでいく。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 大学と地域社会との連携

- ① 地域からの要請に応じた人的資源の提供  
② 生涯学習や教育機関との連携

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 地域からの要請に応じた人的資源の提供

大学の使命・目的として、社会に貢献できる人材の養成と、地域社会や国際社会の発展に寄与することを掲げている。これを踏まえて本学では大学の所在地である大館市や秋田キャンパスのある秋田市及び周辺地域を中心に、地域社会の要請に応じた人的資源を提供することで、地域社会の発展を目指した貢献活動を展開している。

本学の人的資源の提供による社会貢献活動としては、地域の委員会等への委員の派遣や、講演会への教職員の派遣等がある。

##### 1) 地域の委員会・講演会等への教員の派遣

本学では開学以来、地域活性化やまちづくり、人材育成に寄与することを目的として、教員の専門領域や経験を生かした各種審議体への委員の委嘱を行ってきた。また近隣自治体等が主催する事業や講演会への講師派遣に対しても積極的に協力を行っている(表 A-1-1、表 A-1-2、表 A-1-3)。

表 A-1-1 各種会議等への委員派遣状況

委員等名称	氏名
秋田テレビ放送番組審議委員 大館市企業誘致促進協議会会員 東北法学会 理事 大学コンソーシアムあきた 理事 秋田地域留学生等交流推進会議委員	教授 小泉 正樹
大学コンソーシアムあきた運営委員会委員 秋田県福祉人材確保推進協議会委員 秋田県看護協会 2024 年地域に必要な看護職確保促進事業ワーキングメンバー 大館市環境審議会会長 秋田県立大館国際情報学院中学校・高等学校 学校評議員会評議員 社会福祉法人大館市社会福祉事業団苦情解決第三者委員 地域医療連携推進法人評議員	教授 水木 暢子

秋田看護福祉大学

<p>公益財団法人日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 評価員                  秋田県「体験の風をおこそう」運動推進委員会委員                  秋田県立桂桜高等学校学校評議員</p>	<p>教授                  岩間 薫</p>
<p>一般社団法人日本脳神経看護学会 評議委員                  一般社団法人日本看護系大学協議会 (JANPU) 災害支援対策委員会                  災害時の教育継続支援に向けた連携教員</p>	<p>教授                  渡邊 知子</p>
<p>日本評価学会 出版・広報委員                  名古屋市住居の不良堆積物対策審議会 審議委員                  認定 NPO 法人 LiveQuality HUB 評価アドバイザー                  認定 NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ                  (六甲ウィメンズハウス) 評価アドバイザー</p>	<p>教授                  下園 美保子</p>
<p>大館保健所感染症診査協議会感染症部会委員                  北秋田保健所感染症診査協議会感染症部会委員</p>	<p>准教授                  黒澤 繭子</p>
<p>公益社団法人秋田県看護協会 秋田県看護協会理事 副会長                  公益財団法人日本医療評価機構 評価調査者 看護サーベイヤー                  大学コンソーシアムあきた企画開発部会委員                  大学コンソーシアムあきた活動推進部会委員</p>	<p>准教授                  日沼 ゆかり</p>
<p>秋田県准看護師試験委員</p>	<p>講師                  石川 セツ子</p>
<p>秋田県看護協会大館地区支部 幹事</p>	<p>講師                  伊藤 洋介</p>
<p>大館市保健センター運営委員会委員                  大館鹿角地域保健医療福祉協議会委員                  「保健師の人材育成ガイドライン」令和 6 年度改定に係る検討会検討                  委員                  一般社団法人全国保健師教育機関協議会国家試験委員会委員</p>	<p>講師                  藤田 碧</p>
<p>秋田市介護認定審査会                  秋田県医療ソーシャルワーカー協会顧問</p>	<p>助教                  田中 誠</p>
<p>KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 鹿行地区家族会 (茨城県) 不登校・                  ひきこもり相談員</p>	<p>助教                  藤田 博章</p>

秋田看護福祉大学

表 A-1-2 介護職員初任者研修：会場 秋田県立大館桂桜高等学校

テーマ	講師
介護職の職業倫理	教授 石岡 和志
介護における尊厳の保持・自立支援	准教授 今野 修
介護におけるコミュニケーション技術	教授 石岡 和志
介護過程の基礎的理解	教授 石岡 和志
医療の連携とリハビリテーション	准教授 今野 修
障害の理解	教授 柴田 博
介護におけるレクリエーション	准教授 今野 修
総合生活支援技術演習	教授 石岡 和志

表 A-1-3 講演等への協力

月 日	テーマ	会 場	講 師
令和 6(2024)年 6月 2日 8月 24日 令和 7(2025)年 2月 23日	講義④「プログラム評価の 5 階層 (ニーズ評価)」	日本評価学会 認定評価士養成講座	教授 下園 美保子
令和 6(2024)年 10月 12日	受動喫煙防止秋田フォーラム 2024 基調講演演者：「全ての人たばこの煙から解放される未来へ：紫煙から無煙へのロードマップ」	秋田県秋田市 カレッジプラザ	講師 藤田 碧
令和 6(2024)年 10月 23日	「なぜ人はモノを溜めるのか？～対象理解と多職種連携の基本と展望～」	令和 6 年度住居の不良堆積物対策講演会	教授 下園 美保子
令和 6(2024)年 10月 25日	日本財団法人助成 母子保健関係者研修会 「妊娠期から切れ目なく親子に寄り添うために～寄り添い支援の基礎を学ぼう～」	秋田拠点センターALVE	教授 岩間 薫

令和 6(2024)年 11月 5日	公益社団法人 母子保健推進会議 「妊娠期から切れ目なく親子に寄り添うために～寄り添い支援の基礎を学ぼう～」	青森県総合社会教育センター	教授 岩間 薫
令和 7(2025)年 1月 27日	琴丘小学生対象 地元磯前神社の役割について	磯前神社社殿	助教 田中 誠
令和 7(2025)年 3月 15日	高額医療制度	能代市 サン・ウット	助教 田中 誠

以上のように、様々な地域からの要望に応え、教員の専門領域等を生かした各種審議体への委員の派遣や、講演会等への講師の派遣等を積極的に行い、地域活性化やまちづくり、人材育成に対し、大学が持つ人的資源の提供による社会貢献活動に積極的に協力している。

## ② 生涯学習や教育機関との連携

### 1) 大学公開講座

大館市生涯学習推進本部・大館市教育委員会が主催し、本学が共催して行っている大学公開講座は、平成7(1995)年から毎年1回開催されており、途中 Covid-19 の感染拡大により休止や縮小した年もあるが、令和6(2024)年度で第28回となった。大館市では生涯学習の推進を図るため、生涯学習推進本部を設置し様々な事業や学習支援活動を実施しており、本学の大学公開講座もその一環として継続的に実施している。

本講座の開催については、広報おおだて等で大館市が大館市民に案内しているが、Covid-19 の感染拡大による休止後は、受講者数が20～30人程度と伸び悩んでいる。人口減少・高齢化が今後も進行すると予測されている本地域ではあるが、地域の活性化、生涯学習社会の実現に向け、今後開催時期やテーマ、広報活動の工夫等により受講者増を目指す。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

#### ◆令和6(2024)年度 第28回大学公開講座

- ・ 趣旨：市民の生涯学習への要望が多様化している中で、本学は健康増進や疾病予防、福祉分野のこれらの要望に応えるために大館市との共催で公開講座を開設し、3日間で134人が聴講した。
- ・ 主催：大館市生涯学習推進本部、大館市教育委員会
- ・ 共催：秋田看護福祉大学
- ・ 会場：秋田看護福祉大学 中教場
- ・ 時間：18時30分～20時10分

表 A-1-4 令和 6(2024)年度 第 28 回大学公開講座 プログラム

期 日	テ ー マ	講 師
7月2日	「当たり前」を問い直す — 日常の言葉や振る舞いに着目して —	准教授 阿部 俊彦
7月3日	あなたにとって接遇とは何ですか — 自己の接遇力、人間力を磨く さらなる 現場力を磨く —	准教授 日沼 ゆかり
7月4日	災害は、ある日突然！ — 災害のいろいろを学ぼう —	教授 小玉 光子

## 2) 高大接続

大学と秋田県内の高等学校が連携した人材育成と若者の県内定着を積極的に進めることを目的として、本学では「大学コンソーシアムあきた」に参画しており、その事業の一つである高大連携授業を、本学を会場として毎年開講している。また、高校生へ看護や福祉について理解してもらい、大学での学びへの動機づけや進路選択の一助とするために、高等学校に対する出張授業の案内をホームページ等で行い、要請のあった高等学校に出向き、授業を実施している。高校生は大学の授業を体験することで、学問への興味喚起と進路について考え自分自身にも目を向ける好機となっている。本学では教育内容の連続性や高大の接続性を意識したアクティブ・ラーニングを志向した授業も取り入れており、高校生は自ら問題を発見し、能動的に参加する授業を受け、大学での授業がどのように行われているのかを体験する。それと同時に、自分の将来の可能性や適性を知るための機会ともなっている。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

### (1) 大学コンソーシアムあきた高大連携授業の実施

表 A-1-5 令和 6(2024)年度 高大連携授業

月 日	テ ー マ	講 師
看護学科 科目名	「ようこそ、看護学の世界へ」 ～看護学の奥深さにふれましょう～	
11月9日	おとな？子ども？思春期のからだところの変化	講師 伊藤 洋介
11月9日	セフティマネジメント（医療安全）～たぶん、そうだろうは間違いのもと！～	准教授 日沼 ゆかり
11月30日	あらゆるいのちの健やかな生き方をともに ～公衆衛生看護の魅力～	講師 藤田 碧
11月30日	患者さんと家族 ～家族の一人が病気になったら他の家族はどうなるの？～	教授 渡邊 知子
医療福祉学科 科目名	「医療と福祉の探究」	
11月9日	精神保健医療福祉の歴史	教授 石岡 和志
11月9日	喜びも悲しみも患者さんとともに ～医療	助教

	ソーシャルワーカーのちから～	田中 誠
11月30日	医療福祉から見た K-POP とは？	助教 藤田 博章
11月30日	チーム医療と医療的ケア	准教授 今野 修

## (2) 高等学校や中学校等への出張授業や職場体験等の受入れ

令和6(2024)年度の出張授業のテーマは以下のように設定した。それに対し、今年度は秋田県内の複数の高等学校から依頼があり、そのうち9校の出張授業を実現することができた。

このように、教育機関や行政と連携しながら、地域住民への生涯学習を推進する事業や、高大接続を志向した活動に積極的に取り組んでいる。また高等学校・中学校、さらには小学校への出張授業や職場体験・大学見学の受入れ等を通して、次代を担う若者たちへの学問への興味喚起やキャリア形成を支援する取組みにより社会貢献に努めている。

表 A-1-6 令和6(2024)年度 出張授業提供テーマ (看護学科)

テーマ	講師
医療・看護とセクシュアリティ	教授 岩間 薫
生活とストレス —ストレスマネジメントを学ぼう—	教授 水木 暢子
健康寿命を延ばすためには	教授 水木 暢子
体験を通して学ぶコミュニケーション技術と看護	准教授 黒澤 繭子
訪問看護師の仕事とは —病院で働く看護師と違うの？—	准教授 黒澤 繭子
医療安全 知らねばならない危険の知識	准教授 日沼ゆかり
看護技術とは？ —技能と技術—	講師 小畑 千春
赤ちゃんのことを知ろう	講師 伊藤 洋介
子どもの看護について考えてみよう	講師 伊藤 洋介
健康を決める力	講師 藤田 碧
健康は、自己責任だけじゃない。 みんなの健康を支える公衆衛生について。	講師 藤田 碧

秋田看護福祉大学

健やかな生き方の支え手ー保健師という存在ー	講師 藤田 碧
高校生のための睡眠講座 ー健康と脳を育てる睡眠力ー	助教 千葉 孝子
口から食べるってどんなこと？ ー嚥下機能の重要性ー	助教 千葉 孝子
チームワークを高めよう～メンバーと築くチームワーク～	助教 工藤 智美

表 A-1-7 令和 6(2024)年度 出張授業提供テーマ (医療福祉学科)

テーマ	講師
自分を変えるコミュニケーション術	教授 石岡 和志
コミュニケーション障害のある方への接し方	教授 石岡 和志
ボランティア活動と専門職	教授 石岡 和志
高齢者・障害者のための車椅子の正しい使い方	教授 石岡 和志
引きこもり者や精神障害者の地域生活支援	教授 石岡 和志
福祉職が行う医療的ケアとは ー医療職と連携をし、安全に医行為を行うための医療的ケアの実施 とはー	准教授 今野 修
「いのち・こころ」を考える ～東日本大震災の事例を踏まえて～	准教授 阿部 俊彦

秋田看護福祉大学

表 A-1-8 令和 6(2024)年度出張授業実績

	テーマ	会場	講師
7月26日	これからの福祉現場で求められること・必要な力	秋田県立大館桂桜高等学校	准教授 今野 修
7月26日	これからの医療現場で求められること・必要な力	秋田県立大館桂桜高等学校	助教 工藤 智美
9月10日	自分を変えるコミュニケーション術	秋田県立西仙北高等学校	教授 石岡 和志
9月18日	高齢者・障害者のための車椅子の正しい使い方	秋田県立大館桂桜高等学校	教授 石岡 和志
10月9日	医療・看護とセクシュアリティ	秋田県立五城目高等学校	教授 岩間 薫
11月6日	大学模擬授業「健やかな生き方の支え手～保健師という存在～」	秋田県立湯沢翔北高等学校	講師 藤田 碧
11月12日	体験を通して学ぶコミュニケーション技術と看護	秋田県立秋田西高等学校	准教授 黒澤 繭子
11月20日	体験を通して学ぶコミュニケーション技術と看護	秋田県立金足農業高等学校	准教授 黒澤 繭子
11月21日	口から食べるってどんなこと？	秋田県立金足農業高等学校	助教 千葉 孝子

表 A-1-9 令和 6(2024)年度職場体験等の受入れ実績

	事項	氏名
5月14日	能代第二中学校 職場見学学習(秋田キャンパス)	教授 水木 暢子 教授 西巻 丈児 主任 岩村 文穂
5月22日・23日	大館市立東中学校 職場体験学習	教授 水木 暢子 准教授 黒澤 繭子 准教授 今野 修
5月27日・28日	大館市立南中学校 職場体験学習	教授 水木 暢子 准教授 黒澤 繭子 准教授 今野 修
7月23日・24日	秋田県立大館国際情報学院高等学校 インターンシップ事業	教授 水木 暢子 准教授 黒澤 繭子 准教授 今野 修 助教 戸田 博行 助教 千葉 美穂
10月15日	秋田県立能代科学技術高等学校 大学見学	准教授 黒澤 繭子

10月29日	大館市立桂城小学校『ふるさとドリーム集会』講話	助教 千葉 孝子
11月8日	大館市立城南小学校 学校訪問・体験	准教授 黒澤 繭子

## A-2. 教員と学生による地域との連携

- ① 思春期ピアカウンセリング事業
- ② 大館市健康づくりチャレンジ事業所認定事業
- ③ 大館市機能別消防団の活動
- ④ 国際交流委員会による情報発信

### (1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

### (2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 思春期ピアカウンセリング事業

本学が秋田県から事業委託され「ピアカウンセリング事業」に取り組むようになってから令和6(2024)年度で20年目を迎えた。この間、養成された本学の学生「思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>」と養成者でもある本学の教員がともに、地域貢献活動を行っている。

令和6(2024)年度は、秋田県「地域自殺対策強化事業費補助金」(国事業名：地域自殺対策強化交付金)60万円の交付を受け、ピアカウンセリング活動を行った。【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】

この補助金事業の目的は、「地域において必要性の高い自殺対策について、地域の特性に応じた効率的な対策を実施する民間団体を支援することにより、自殺対策の強化を図ること」である。

若年層の自殺対策は重要な課題であり、彼らの心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けることへの支援は重要である。そのため、「人は機会があれば自分自身の問題を解決する能力を持っている」という基本前提により養成された思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>が中学生、高校生等を対象にピアカウンセリングを行い、彼らのエンパワーメントを支えることで、クラスメートとの良好な関係作りやストレスに対処する方法を得る機会となる。

令和6(2024)年度の「ピアカウンセリング事業」活動内容については、以下の通りである。

#### 1. ピアカウンセリング事業の活動内容

##### 1) 思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>養成セミナー

前期コース(4日間)、後期コース(2日間)を開催し、15人の思春期ピアカウンセラーを養成した。【資料 A-2-4】

## 2) ピアカウンセリング実施

### (1) ピアカウンセリングやピアエデュケーションなど

#### ①ピアカウンセリング・ピアエデュケーション2回

大館市立第一中学校、大館市立下川沿中学校

#### ②ピアルーム8回

適応指導「大館おおとり教室」(3回)、大館圏域産業祭「産業教育展」、大学内・大学祭(4回)

#### ③学生ボランティア活動7回

大館市教育委員会及びいじめ・不登校対策事業推進委員会「ふれあいお楽しみ会(2回)、大館保健所「いのちの日」「世界エイズデー」街頭キャンペーン(1回)、秋田県「体験の風をおこそう」運動推進会主催わくわくキャンプ(2回)、PRキャンペーン(2回)【資料A-2-5】【資料A-2-6】【資料A-2-7】【資料A-2-8】【資料A-2-9】【資料A-2-10】【資料A-2-11】【資料A-2-12】

### 3) クリアファイル『ひとりじゃないよ』『自殺対策相談窓口一覧』の配布

令和2(2020)年度よりCOVID-19の感染拡大する中、行動を制限され、孤立してしまいがちな思春期の若者たち、秋田県内の児童、生徒を対象に、思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>がイラストを描いたクリアファイル『ひとりじゃないよ』を制作し、厚生労働省がホームページで公開している『自殺対策相談窓口一覧 主な相談窓口』等の中に入れて配布する活動を行っている。令和2(2020)年度は卒業後4月から中学生や高校生となり環境が変わったり、高校受験を控えているなど、多感な時期におかれている小学6年生(1校)と中学3年生(16校)へ1,000枚、令和3年度は中学3年生へ3,600枚(50校)、令和4(2022)年度は中学2・3年生へ4,000枚(60校)、令和5年度は中学2・3年生へ4,500枚(60校)を配布した。令和2(2020)年度より4年間で秋田県内の配布希望全中学校へ配布することができた。令和6(2024)年度は対象を高校へ拡大し、中学校3校、高校17校へ4,500枚(60校)を配布した。【資料A-2-13】

## ② 大館市健康チャレンジ事業所認定事業への参加

### 1. 大学での組織的な教職員の健康づくりの取組み

健康づくりチャレンジ事業所認定事業は、大館市健康課が実施する保健事業の一つで、市内所在の事業所を対象に、職場単位で従業員の健康づくりを後押しするものである。認定に当たり、健康診断の実施、従業員向け健康講話の開催、敷地内禁煙、食生活・運動習慣の取組み、メンタルヘルス対策等、多岐にわたる評価基準が設けられている。

本学は、令和6(2024)年度に当該事業に申請し認定を受けており、令和7(2025)年度も継続申請中である。教職員の健康は、大学の役割を発揮するための礎になると実感している。

【資料A-2-14】【資料A-2-15】【資料A-2-16】【資料A-2-17】

### 2. 法定健診より充実した定期健康診断の体制

本学の教職員に対する健康管理体制は、もともと本事業の認定基準を満たしており、さらに独自の取組みも行っている。特筆すべきは、労働安全衛生法に基づく定期健康診断に加え、胃がん・大腸がん・眼底検査についてもオプトアウト方式により実施している点で

ある。定期健診の受診率は 100%であり、独自項目についても治療等により辞退した者を除き高い受診率を維持している。【資料 A-2-18】

本学教職員の特徴として、各自の専門性を活かした対処能力が高いものの、健診結果に応じた事後指導等のフォローアップ体制も必要となってくる。教職員同士で互いを労わりあい、相互支援がなされる職場文化は引き続き尊重する。

### 3. 学生の教育への好影響

令和 6(2024)年度の認定証交付式には、保健師科目履修学生が公衆衛生看護学実習の一環として運営の一部を担った。これは、病院中心の看護から一步踏み出し、働く世代を対象とした健康支援を考える体験となり、専門職としての視野を広げる学びにつながった。今回本事業に参加機会があったのは大館市で公衆衛生看護学実習をする学生のみであった。職場単位での健康支援体制の整備の重要性、健康無関心層を取り残さない保健事業の意義については、実習の形式でなくとも、事業について広く多くの学生に情報を提供していく。

【資料 A-2-19】

### 4. 地域貢献活動としての本事業の役割

令和 6(2024)年度の活動報告を提出して交付された地域商品券を、学内の環境整備に活用している。これは、学生の QOL の向上とともに、地域の経済活動活性化の一助となっている。また、脳血管疾患・胃がん・大腸がんは、秋田県の死因、殊に働き盛り世代における死亡や病気退職の主な原疾患である。これらの疾患の早期発見に直結する検査の導入は、秋田県の健康課題の解消に資する、意義深いものである。

## ③ 大館市機能別消防団の活動

### 1. 機能別消防団の発足の背景とあゆみ

全国的に消防団員の充足率が低下している中、消防団員の確保が大きな課題として挙げられており、平成 17(2005)年、総務省消防庁は「消防団員の活動環境の整備について」という通知を出し、減少している消防団員の確保のために、消防団活動への参加の機会を拡げる方策として、特定の活動・役割のみに参加する機能別消防団員制度導入を全国の市町村に要請した。この通知を受け、大館市では保健・医療・福祉を学ぶ本学学生の力を活用し、大規模災害時に市民の避難誘導や応急手当を行うなど、消防職員や消防団員の後方支援活動をするという限定した活動に参加する「大学生による機能別消防団員」の制度が平成 25(2013)年度に制定された。

発足当初、全国の機能別消防団の中でも、本学のように団員の半数以上が女子学生という団体は非常に少なく様々な方面から注目され、平成 27(2015)年には消防庁作成の消防団員募集ポスターに本学の機能別消防団員である女子学生 2 人が起用され、全国の関係機関に掲示されるとともに、総務省のホームページ等にも取り上げられた。

平成 28(2016)年 5 月には、大館市よりこれまでの地域における本学の活動に対し「大館市消防団協力事業所」として認定され、平成 28(2016)年 6 月には、秋田県より消防功労者(優良事業所)として表彰を受け、さらに平成 29(2017)年度「総務省消防庁消防団協力事業所」として大学としては全国で初めて認定され、平成 30(2018)年 3 月 7 日国技館で行わ

れた表示証交付式で、全国の代表として本学学長が表示証の授与を受けた。【資料 A-2-20】

大館市では平成 27(2015)年「大館市学生消防団活動認証制度」を設け、消防団員として活動した学生に対し、市長から「学生消防団活動認証証明書」が交付され、地域に貢献した実績を就職活動の自己 PR 等に活用している。【資料 A-2-21】

## 2. 令和 6(2024)年度の主な活動

### 1) 大規模災害発生時の消防職員や消防団員の後方支援活動

機能別消防団員である学生は入団後卒業までの 4 年間活動し、卒業と同時にその任務を終えるため、毎年新入生に対し、新たな募集を行っている。令和 6(2025)年度新入団員として、1 年生 8 人が手続きを行い、総勢 42 人の学生が活動を開始しており、これまでの団員数は延べ 189 人となった。団員にはアポロキャップ、活動服、防寒具等が支給され、活動時に着用する。新入団員に対し、大館市消防本部において大館市機能別消防団辞令交付式を行っている。【資料 A-2-22】【資料 A-2-23】【資料 A-2-24】

機能別消防団員は災害発生時、避難所設置の協力や応急救護所における避難者の誘導・体調確認・物資の配布や連絡等を実施する。救急救命士や DMAT 隊員に協力し、トリアージの補助や応急手当を行う。本学は災害時や災害の恐れがある時に、本学体育館と駐車場を大館市指定緊急避難場所として提供している。

これまで実際の災害時に団員が活動したのは、平成 25(2013)年 8 月、秋田県北の豪雨災害時、地域の避難所である本学体育館に 84 人の住民が避難した際に、機能別消防団員が数人駆け付け、避難者の受入れ準備や誘導、体調確認等を教職員や大学に居合わせた他の学生とともに行った。

### 2) 訓練及び研修等

大館市総合防災訓練が行われる際には、団員は毎年参加している。COVID-19 感染拡大防止のため、休止していた時期もあったが、現在は再開され、令和 6(2024)年度も多く団員が訓練に参加した。その他にも、地域で実施している防災訓練へ学業等に支障のない範囲で参加している。また、大館市消防本部で実施している普通救命講習、上級救命講習に定期的に参加し、AED を用いた心肺蘇生法等の救命処置や、止血法、搬送法等の応急手当の技術を高め大規模災害に備えている。【資料 A-2-25】【資料 A-2-26】

#### (1) 秋田看護福祉大学大学祭での応急救護所訓練

毎年本学大学祭のイベントの中で、大館市消防本部の救急救命士の方々の指導のもと、機能別消防団の学生が、応急救護所における応急手当や AED を用いた心肺蘇生法等の訓練を行っている。また、校舎入口近くに消防服等の展示や大館市消防団の活動 PR 動画を流し、市民の方々と交流しながら、様々な年代の方へ防災に対する意識を向けてもらう啓蒙活動の協力も行っている。【資料 A-2-27】

#### (2) 大館市消防団防災リーダー養成講習への参加

平成 29(2017)年から開始された「大館市消防団防災リーダー養成講習」に、機能別消防団員 5 人程度が毎年参加し、防災リーダーの認定を受けている。防災リーダーは、地

域防災力の充実強化を目的として、自主防災組織（本学や自治会等）が行う防災活動の指導的な役割を担うこととなっている。今後も防災リーダーとして認定される団員を増やし、大館市消防団等との協力のもとで、より充実した防災訓練の実施に取り組むとともに、有事の際には地域の防災活動に大学として貢献できるよう今後も活動を継続する。【資料 A-2-28】

#### ④ 国際交流委員会による情報発信

国際交流委員会では、学生及び教職員が国際的視野を広げ、多様な価値観を知るための情報発信を行い、学生の興味・関心のある国際交流に触れる機会を提供するために、令和6(2024)年9月30日に、国際交流講座を開催した。【資料 A-2-29】

### 1. 国際交流講座

#### 1) 国際交流講座の概要

学生の興味が高い「食文化」「生活」より「食文化の違い」に着目し、「株式会社 花膳」の八代目社長八木橋秀一氏を講師に迎え演題を「日本の弁当文化を大館からヨーロッパへ」として、日本人とフランス人の「食」に対する文化的違いをテーマとする国際交流講座を開催した。「株式会社 花膳」は大館市で明治32年より駅弁「鶏めし」を販売開始し、近年はフランスのパリに現地法人を開設後、パリ常設店舗を開業している。

第1回国際交流委員会において、国際交流講座のテーマ・講師を決定し、早期に講師交渉や日程調整を行い9月最終週の講座開催が実現した。授業や学校行事のない、後期ガイダンス日（9月最終日）に国際交流講座を行うこととした。このことで全学生に参加の機会を確保した。

今回は学生の興味が高い「食文化」「生活」の中から「食文化の違い」に着目し、「株式会社 花膳」の八代目社長八木橋秀一氏を講師に迎え「日本の弁当文化を大館からヨーロッパへ」として、日本人とフランス人の「食」に対する文化的違いをテーマとする国際交流講座を開催した。「株式会社 花膳」は大館市で明治32年より駅弁「鶏めし」を販売開始し、近年はフランスのパリに現地法人を開設後、パリ常設店舗を開業している。【資料 A-2-30】【資料 A-2-31】

#### 2) 国際交流講座終了後のアンケート

今回は学生の興味関心事項をテーマとして企画した。講座終了後のアンケートでは、講座に対して「満足（74.2%）」「やや満足（20.6%）」の回答を得た。また、「同様の機会があれば参加したいと思うか」との質問には「思う（53.5%）」「やや思う（31.6%）」の回答が得られ、学生の国際的視点の提供と多様な価値観の形成に寄与できた。講座開催日を全学生が出席するガイダンス日としたことで、156人の学生の参加があり、全学生への平等な参加の機会の確保による成果と考えられた。また、時間割発表に影響を受けず講師との交渉が可能となった。【資料 A-2-32】

### 2. 学生及び教職員への国際交流活動の啓発

国際交流活動に関する関係資料の提示を行った。また、国際交流経験（施設見学、ボラ

ンティア等)のある教員や学生による報告会の開催を検討したが、教員や学生の経験者が少なかったことと、授業日や実習期間との調整が困難で開催には至らなかった。今後の国際交流活動の範囲の拡大を目指し、実現に向け検討する。

### 【基準 A の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

ピアカウンセリング活動は秋田県内では唯一本学のみで行っており 20 年間秋田県から事業委託され取組んでいる。また、委託された事業のみならず大館市教育委員会及びいじめ・不登校対策事業推進委員会、秋田県「体験の風をおこそう」運動推進会、秋田県教育委員会等、複数の組織から思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>に対して若年層のメンターとしての活動依頼があり、長年の継続した活動により外部からの評価を積み重ねている。同様に 12 年間継続した活動を行っている大館市消防団機能別消防団についても、本学学生の地域貢献活動として地域住民からの期待と評価が得られている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現在本学には思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>を養成する養成者である教員 1 人がピアカウンセリング事業の企画、運営、調整等を行い、学生である思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>を支援している。20 年間の実績により外部より高い評価を得ている活動でもあるが、思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>は、学生であり学業や学校行事が優先されることから依頼を受けた全ての活動に参加することは難しい状況である。また、今後も継続しこの活動を行っていくためには、思春期ピアカウンセラー<sup>®</sup>を養成する養成者の継承に課題がある。

機能別消防団の活動はコロナ禍に休止した時期があったことも影響し、活動の機会が限定されてきている。大館市消防本部と連携し、さらなる活動の場を開拓することが課題である。

大館市健康チャレンジ認定事業の今後の課題としては、健診受診後のフォロー体制の不足が挙げられる。健診の事後対応や日頃の健康管理について、組織的な支援体制の充実が望まれる。また、大館市内に所在する一事業所として認定を受けているが、本学の持つ役割・専門性を生かせば、市の事業の意義や本学での取組みを広く市民に発信できるものと考えられる。健診結果に応じた事後指導等のフォローアップ体制の充実が望まれる。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生は学業や学校行事が優先であり、全ての活動に全員が参加するという事は難しい状況である。しかし、ピアカウンセリング活動は外部より高い評価を得ていること、機能別消防団の活動は地域の安全を守るために防災力を強化し、地域住民との様々な交流により、学生の視野を広げ人間性を高める貴重な課外活動であることから、今後も活動内容の充実と強化に努めながら継続できるよう大学としての支援を行う。

今後は、本学の取組みと成果を学内外に発信するだけでなく、大館市健康課が推進する大館市健康チャレンジ事業所認定事業の持つ公衆衛生学的意義についても積極的に情報発信を行い、地域全体における理解と関心の醸成を図る。これらを通じ、地域において組織ぐるみで健康づくりに取り組む文化が広く拡がり、定着していくことを目指す。本事業に限

らず、本学の持つ役割・専門性を活かし、多くの学生が地域の保健福祉活動と接点を持てるよう、地域全体を学びのフィールドとする視座をもった教育研究計画、地域貢献活動の計画を立案し推進する。

## V. 特記事項

### 1. 実践カリキュラムによる“人”を大切にし、“こころ”を育てる少人数教育

本学では小規模大学のメリットを生かし、丁寧な実践教育を行っている。本学の少人数教育の特徴は、「Face to Face」をキーワードに、クラス担当やゼミナール担当教員が中心となって、1年次から一人ひとりの適性や能力を的確に把握しきめ細かい充実した学修支援と進路指導を行っているところにある。実践教育を重視し、教員と学生が密接な関係を築いており、特に演習・実習科目では少人数グループに教員を配置し、学生一人ひとりの個性を見極めながら、“人”を大切にし“こころ”を育てるための丁寧な教育を行っている。いわば「面倒見の良い大学」が本学の真骨頂である。これらの成果は、看護学科、医療福祉学科における高い国家試験合格率や、開学以来17年連続100%の就職率につながっている。

### 2. 行政と連携し、地域の医療と福祉を教育課程内外で学ぶ地域密着型の教育体制

本学では地元大館市における福祉行政、医療福祉マネジメント、また医療・福祉の現場から看護福祉の専門職として求められる基本的な視点を身につけることを目標として、看護学科、医療福祉学科の共通基盤科目に「医療と福祉のマネジメント」を配置している。この科目は、大館市長をはじめ大館市福祉部等の複数の職員及び大館市立総合病院の看護部長や看護師長が12回の授業を担当し、本学看護学科と医療福祉学科の教員による講義と合わせて授業を行っている。学生は身近な市町村の医療・福祉行政をリアルタイムで学ぶことができ、この授業で学んだ知識を以後の講義や実習に応用展開し活用している。

また、秋田県から継続して事業委託を受け活動している思春期ピアカウンセリング事業や、市の条例に基づき大館市消防本部と連携した機能別消防団を始めとした様々な地域貢献活動を行い、教職員と学生による地域に密着した教育研究活動を実践している。

### 3. 法人内大学間の連携と遠隔講義システム

医療福祉学科では社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格取得を目指す医療福祉コースと福祉マインドを持った公務員、企業人を目指す行政企業コースの2コースを設け、平成29(2017)年度には、秋田市のノースアジア大学40周年記念館に秋田キャンパスを設置している。現在、秋田キャンパスでは医療福祉学科の合計48人の学生が学んでおり、大館キャンパスからの遠隔講義や秋田キャンパスでの対面授業と、単位互換制度・科目認定の利用による同一法人内のノースアジア大学や秋田栄養短期大学の授業により学修している。また、ノースアジア大学キャリアセンターや国家試験等センターでの支援を受けている。

秋田キャンパスにはキャンパス長1人と事務職員1人を配置し大館キャンパスの教職員と連携し、大館キャンパス同様にきめ細かい個別支援にあたっている。授業以外にもサークル活動やスポーツによる学年を越えた学生間の交流、保育士試験対策・語学、公務員試験における小論文対策の勉強会を実施している。このように法人内の大学と連携し、社会福祉学を中心に経済、法律、観光、栄養など幅広い知識を修得し、将来の選択肢を広げるための学びの場を提供している。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条にて本学の目的を、次のように定めている。幅広い教養教育との関連のもと専門教育を教授すること、豊かな人間性と知性、専門知識と技術、研究成果を地域社会や国際社会の発展に寄与することである。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし	1-1
第 85 条	○	寄附行為第 4 条及び学則第 6 条第 1 項、第 2 項において、学部を定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 13 条により修業年限を 4 年と定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 21 条、第 34 条により教育上有益と認めるときは、本学以外での学修について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし	4-1
第 89 条	—	該当なし	4-1
第 90 条	○	学則第 16 条において、本学への入学資格について定めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 7 条第 1 項・第 2 項、本法人組織規程第 18 条各項により本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置くこと、職務を定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 8 条、第 9 条、教授会運営規程により、教授会を置くことや構成、教授会運営規程で定められている審議事項を審議している。	5-1
第 104 条	○	学則第 35 条において卒業要件と学位の授与として、看護学科 学士(看護学) 医療福祉学科 学士(社会福祉学)とし、本学学位規程により付記する専攻分野、学位の要件等に基づき学位を授与している。	4-1
第 105 条	—	該当なし	4-1
第 108 条	—	該当なし	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び本学自己点検及び自己評価規程に基づき、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。	2-2
第 113 条	○	学則第 3 条により、自らの教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。	4-2
第 114 条	○	本法人組織規程第 18 条各項による業務を遂行している。	5-1

秋田看護福祉大学

			5-3
第 122 条	○	学則第 21 条及び本学が作成した編入学試験要項に基づき実施している。	3-1
第 132 条	○	学則第 21 条及び本学が作成した編入学試験要項に基づき実施している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に修業年限、学期、休業日、学部学科、収容定員、入学退学、学納金、学習評価、賞罰等記載している。(寄宿舎はなし)	4-1 4-2
第 24 条	○	学籍簿、成績表を作成している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 38 条において懲戒は訓告、停学及び退学としている。懲戒の手続きについては、本学学生の懲戒に関する内規で定めている。	5-1
第 28 条	○	必要な表簿は文書取扱内規に従い保管している。	4-2
第 143 条	—	該当なし	5-1
第 146 条	○	学則第 34 条により、教育上有益と認めるときは、単位を修得したものとみなしている。	4-1
第 147 条	—	該当なし	4-1
第 148 条	—	該当なし	4-1
第 149 条	—	該当なし	4-1
第 150 条	○	学則第 16 条により入学資格を定めている。	3-1
第 151 条	—	該当なし	3-1
第 152 条	—	該当なし	3-1
第 153 条	—	該当なし	3-1
第 154 条	—	該当なし	3-1
第 161 条	○	本学で作成した編入学試験要項により運用している。	3-1
第 162 条	—	該当なし	3-1
第 163 条	○	学則第 10 条により学年の始期及び終期を定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	学則第 39 条第 3 項及び科目等履修生規程により定めている。	4-1
第 164 条	—	該当なし	4-1
第 165 条の 2	○	学則第 1 条において目的、第 6 条第 2 項において学部、学科ごとの人材育成に関する目的と教育目標を定めている。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針については一貫性を確保している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検及び自己評価規程により評価項目及び体制について定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	学則第 3 条、情報の公開及び財務書類等の閲覧等に関する要綱に	1-1

秋田看護福祉大学

		基づき、教育研究活動等の状況についての情報を公表している。	3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 35 条及び学位規程により、卒業要件を満たした者について卒業を認定し、卒業証書を授与している。	4-1
第 178 条	○	本学で作成した編入学試験要項により運用している。	3-1
第 186 条	○	本学で作成した編入学試験要項により運用している。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準等の定めに基づき大学を設置・運営しており、質の向上を図っている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 6 条第 2 項において定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 17 条第 3 項及び本学が作成する入学試験要項に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整え入学者選抜を実施している。	3-1
第 3 条	○	学則第 6 条第 1 項により教育研究上適当な学部、学科、入学定員、収容定員を定めている。また、学則第 7 条第 1 項・第 2 項、組織規程第 18 条各項により本学に教育職員、事務職員、その他職員を置いている。	1-1
第 4 条	○	学則第 6 条第 1 項により学部、学科、入学定員、収容定員を定めている。	1-1
第 5 条	—	該当なし	1-1
第 6 条	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	学則第 7 条第 1 項・第 2 項並びに組織規程第 18 条により本学に教育職員、事務職員、その他職員を置き、教育研究実施組織を編制している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目については、できるだけ専任の教授・准教授を担当者としている。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当なし	4-2 5-2

秋田看護福祉大学

第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は、別表第 1、別表第 2 により定める数を満たしている。	4-2 5-2
第 11 条	○	教員については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会において公開授業・授業検討会・講演会を開催し教育の質的向上を図っている。事務職員については法人人事課において必要な研修会を開催している。また、外部団体による研修会に参加し知識の習得、向上を図っている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	5-1
第 13 条	○	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準に定められた資格や選考方法により教授の採用を行っている。	4-2 5-2
第 14 条	○	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準に定められた資格や選考方法により准教授の採用を行っている。	4-2 5-2
第 15 条	○	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準に定められた資格や選考方法により講師の採用を行っている。	4-2 5-2
第 16 条	○	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準に定められた資格や選考方法により助教の採用を行っている。	4-2 5-2
第 17 条	○	学校法人ノースアジア大学就業規則に定められた選考方法により採用を行っている。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 6 条第 1 項により、教育上の諸条件を総合的に考慮し定めている。	3-1
第 19 条	○	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を定めており、学則第 29 条、学則第 29 条の 2、別表第 1 により授業科目、単位数、メディアを利用して行う授業等定められている。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし	4-2
第 20 条	○	学則第 29 条、別表第 1 により授業科目・単位数が定められており各授業科目を必修科目・選択科目に分け、各年次に配当して編成している。	4-2
第 21 条	○	学則第 30 条に定めた単位の計算方法により、各授業科目の単位数を定めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 28 条により、1 年間の授業日数は 35 週にわたることを原則としている。	4-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行っている。	4-2
第 24 条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数で行っている。	4-2
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実習のいずれか又はこれらの併用により行っている。学則 29 条の 2 において、メディアを利用して行う授業について定めている。	3-2 4-2

秋田看護福祉大学

第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに授業計画については授業科目ごとにシラバスを作成し、学生に明示している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき運用している。成績評価基準が学則第 31 条第 5 項により定められている。	4-1
第 26 条	—	該当なし	4-2
第 27 条	○	学則第 31 条により試験等を行い学修の成果を評価し、単位を授与している。	4-1
第 27 条の 2	○	学則第 29 条第 2 項及び履修内規第 4 条により 1 年間に履修登録することができる単位数の上限を定めている。	4-2
第 27 条の 3	—	該当なし	4-1
第 28 条	○	学則第 32 条により、他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位のうち、60 単位を超えない範囲において本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることを定めている。	4-1
第 29 条	○	学則第 33 条により、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができることを定めている。	4-1
第 30 条	○	学則第 34 条により、本学入学前の既修得単位を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができると定めている。	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし	4-2
第 31 条	○	学則第 39 条により科目等履修生について定めており、科目等履修生規程により、在学期間、入学資格等について定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 35 条により卒業要件が定められている。	4-1
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	○	校地・校舎は、教育にふさわしい環境であり、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	3-5
第 35 条	○	運動場は、教育に支障のない範囲の場所に設けている。	3-5
第 36 条	○	教育研究に相応しい設備を備えた教室、図書館、事務室等備えた校舎を有している。	3-5
第 37 条	○	大学における校地の面積は、収容定員上の学生数に応じた面積以上となっている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、別表第 3 に定める面積以上となっている。	3-5
第 38 条	○	附属図書館規程に定められている。	3-5
第 39 条	—	該当なし	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし	3-5
第 40 条	○	学部・学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5

秋田看護福祉大学

第 40 条の 2	○	2 以上の校地において、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 40 条の 3	○	本学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	寄附行為第 4 条及び学則第 6 条第 1 項により、大学等として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしい名称を定めている。	1-1
第 41 条	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし	3-5
第 43 条	—	該当なし	4-2
第 44 条	—	該当なし	4-1
第 45 条	—	該当なし	4-1
第 46 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし	3-5
第 48 条	—	該当なし	3-5
第 49 条	—	該当なし	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし	5-2
第 58 条	—	該当なし	1-1
第 59 条	—	該当なし	3-5
第 61 条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

秋田看護福祉大学

専門職大学設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			1-1
第3条			3-1
第4条			1-1
第5条			1-1
第6条			1-1
第7条			1-1 4-2 5-2
第8条			3-1
第9条			4-2
第10条			4-2 5-1
第11条			4-2
第12条			4-2
第13条			4-2
第14条			4-1
第15条			4-2
第16条			4-2
第17条			4-2
第18条			3-2 4-2
第19条			4-1
第20条			4-2
第21条			4-1
第22条			4-2
第23条			4-1
第24条			4-1
第25条			4-1
第26条			4-1
第27条			4-2
第28条			4-1 4-2
第29条			4-1
第30条			4-1

秋田看護福祉大学

第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5

秋田看護福祉大学

			5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 35 条および学位規程により、本学において卒業を認定された者に学士の学位を授与している。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし	4-1
第 10 条	○	学則第 35 条および学位規則により、適切な専攻分野の名称を付記した学位を授与している。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし	4-1
第 13 条	○	学則第 35 条および学位規程により、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し、特別の利益供与を行っていない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為を各事務所に備え置くとともに、ホームページに掲載している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条に理事選任機関は理事会とすることを定めている。また、寄附行為に理事選任機関（理事会）の構成、運営その他必要な事項を定めている。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条に理事の選任について定めている。学校法人与理事との関係は、委任に関する規定に従っている。	6-2

秋田看護福祉大学

第 31 条	○	寄附行為第 8 条に理事の資格及び構成について定め、遵守している。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 12 条及び第 13 条に理事会の職務等について定め、適正に遂行されている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 14 条に理事長及び業務執行理事について定め、学校法人の業務を執行している。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 16 条に理事長及び業務執行理事の報告義務等について定めている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に理事会の議事録について定めており、適正に作成されている。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 22 条に監事の選任等について定めている。学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従っている。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 23 条に監事の資格について定めている。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 28 条、第 29 条及び第 30 条に監事の職務について定めている。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 29 条第 3 項に、評議員会に提出する議案等については、監事が調査しなければならないことを定めている。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 28 条第 1 項第 3 号に監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることを定めている。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 28 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に監事の監査報告書の作成及び理事会等への報告について定めている。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 31 条に評議員の選任等について定めている。学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従っている。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 31 条及び第 32 条に評議員の構成及び資格について定めている。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 33 条に評議員の任期について定めている。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 46 条に評議員会の議事録について定めており、適正に作成されている。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 49 条に会計監査人の選任等について定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 54 条に会計監査人の職務等について定めている。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 56 条に毎会計年度、予算及び事業計画を作成することを定め、適正に作成されている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 57 条の規定に基づき、学校法人ノースアジア大学役員及び評議員の報酬等支給規程を定めている。	6-2 6-3

秋田看護福祉大学

第 103 条	○	寄附行為第 67 条第 1 項に計算書類等の作成について定めており、適正に作成されている。計算書類等は、学校法人ノースアジア大学文書管理規程に基づき保存・管理されている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 67 条第 1 項に、計算書類等については、監事及び会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないことを定めている。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 67 条第 2 項に、事業報告書、計算書類及び財産目録の内容を評議員会に報告し、意見を聴かなければならないことを定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 68 条第 1 項に計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等について定めている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 68 条第 2 項に財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 70 条に寄附行為の変更について定めており、適正な手続きを経て行われている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 5 条第 3 項に会計監査人を置くことを定めている。	6-5
第 145 条	-	私立学校法施行令で定める基準に該当しないため、常勤の監事は置いていない。	6-3
第 146 条	○	理事の構成について、外部理事が 2 人以上含まれている。また、寄附行為第 16 条に理事の報告義務について定め、3 か月に 1 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとしている。	6-2
第 148 条	○	理事会で定めた内部統制システム整備の基本方針に基づき、法人の業務の適正を確保するために必要な体制を整備している。また、寄附行為第 5 6 条第 2 項に中期事業計画の作成等について定めており、認証評価の結果を踏まえて中期事業計画が作成されている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 74 条に情報の公表について定め、ホームページに掲載して公表している。	6-1

学校教育法（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

## 学校教育法施行規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

## 大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2

秋田看護福祉大学

第9条の3			4-2 4-3 5-3
第10条			3-1
第11条			4-2
第12条			3-2 4-2
第13条			3-2 4-2
第14条			4-2
第14条の2			4-1
第15条			3-2 3-5 4-1 4-2
第16条			4-1
第17条			4-1
第19条			3-5
第20条			3-5
第21条			3-5
第22条			3-5
第22条の2			3-5
第22条の3			3-5 5-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1
第24条			3-5
第25条			4-2
第26条			4-2
第27条			4-2 5-2
第28条			3-2 4-1 4-2
第29条			3-5
第30条			3-2 4-2
第30条の2			4-2
第31条			4-2

秋田看護福祉大学

第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 42 条			3-3
第 43 条			3-4
第 45 条			1-1
第 46 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1

秋田看護福祉大学

第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

## 学位規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			4-1
第4条			4-1
第5条			4-1
第5条の3			4-1
第12条			4-1

## 大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人ノースアジア大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	秋田看護福祉大学 GUIDE BOOK 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	秋田看護福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 8 年度(2026 年度)入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	秋田看護福祉大学 学生便覧 2025	
【資料 F-6】	大学組織図	
	秋田看護福祉大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	

秋田看護福祉大学

	学校法人ノースアジア大学 令和7年度 事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	学校法人ノースアジア大学 令和6年度 事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人ノースアジア大学 5か年重点計画(令和5~9年度)(抜粋)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人ノースアジア大学規程集(抜粋) 学校法人ノースアジア大学規程集目次(抜粋)	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など)がわかる資料	
	学校法人ノースアジア大学評議員名簿(R7.05.01現在) 学校法人ノースアジア大学役員名簿(R7.05.01現在) 令和6年度理事会・評議員会開催状況 令和6年度理事会・評議員会出席状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)、会計監査報告(過去5年間)及び財産目録(最新のもの)	
	学校法人ノースアジア大学計算書類(令和2年度~令和6年度) 監事監査報告書(令和2年度~令和6年度) 独立監査人の監査報告書(令和3年度~令和7年度) 財産目録(令和6年度)	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	秋田看護福祉大学履修内規 令和7年度シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	秋田看護福祉大学ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	改善報告書(令和3年7月26日)提出後の「改善を要する点」の内容への対応について	

## 基準 1. 使命・目的+

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>		
大学のウェブサイトでは使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	https://www.well.ac.jp/information/goal (秋田看護福祉大学ホームページ 建学の精神と教育目標)	
【1-1-2】	https://www.well.ac.jp/information/diploma (ディプロマ・ポリシー)	
【1-1-3】	https://www.well.ac.jp/information/curriculum (カリキュラム・ポリシー)	
【1-1-4】	https://www.well.ac.jp/information/admission (アドミッション・ポリシー)	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-5】	秋田看護福祉大学学則	
【1-1-6】	秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学生便覧 2025	
【1-1-b】	大学案内 (Guide Book) 秋田看護福祉大学ホームページ (デジタルパンフレット)	
【1-1-c】	令和 6 年度看護学実習の手引き	
【1-1-d】	令和 6 年度介護実習指導要領	
【1-1-e】	令和 6 年度ソーシャルワーク実習指導要領	
【1-1-f】	令和 6 年度精神保健福祉援助実習指導要領	
【1-1-g】	令和 7 年度キャンパスガイドブック	
【1-1-h】	令和 7 年度大館市教育懇談会資料	
【1-1-i】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画 (平成 30 年度～34 年度) (抜粋)	
【1-1-j】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画の検証 (抜粋)	
【1-1-k】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画 (令和 5 年度～9 年度) (抜粋)	
【1-1-l】	令和 7 年度秋田看護福祉大学活動案	
【1-1-m】	令和 6 年度秋田看護福祉大学委員会等自己点検評価書	
【1-1-n】	三つのポリシー	
【1-1-o】	令和 5 年度第 10 回看護学科教務委員会議事録 令和 5 年度第 10 回医療福祉学科教務委員会議事録	
【1-1-p】	令和 5 年度第 6 回入試委員会議事録	
【1-1-q】	令和 5 年度第 12 回教授会議事録	
【1-1-r】	令和 5 年度第 2 回自己点検及び自己評価委員会議事録	
【1-1-s】	秋田看護福祉大学学則第 6 条第 2 項	
【1-1-t】	大学ポートレート	
【1-1-u】	学校法人ノースアジア大学組織図	
【1-1-v】	令和 7 (2025) 年度秋田キャンパスカリキュラム	
【1-1-w】	保育士対策講座に関する資料	

## 基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	秋田看護福祉大学内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	秋田看護福祉大学内部質保証体制図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	秋田看護福祉大学学則	
【2-1-4】	秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	令和 5(2023)年度自己点検評価書	
【2-1-b】	学校法人ノースアジア大学 IR 規程	
【2-1-c】	卒業生の就職先アンケート	
<b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	秋田看護福祉大学学則	
【2-2-2】	秋田看護福祉大学自己点検及び自己評価規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-3】	令和 5(2023)年度自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-4】	令和 6 年度第 4 回自己点検及び自己評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-5】	令和 5(2023)年度自己点検評価書のホームページ掲載について	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-6】	学校法人ノースアジア大学 IR 規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画(令和 5 年度～9 年度) (抜粋)	
【2-2-b】	令和 6 年度秋田看護福祉大学委員会等自己点検評価書	
【2-2-c】	令和 7 年度秋田看護福祉大学活動案	
【2-2-d】	秋田看護福祉大学所属長会議要綱	
【2-2-e】	令和 7 年度新入生アンケート結果	
【2-2-f】	令和 6 年度授業に関する学生アンケート	
【2-2-g】	令和 6 年度卒業時大学生生活満足度調査結果	
【2-2-h】	入学前プログラムの効果についてのアンケート	
【2-2-i】	国際交流講座アンケート結果	
【2-2-j】	IR 担当ミーティング資料	
【2-2-k】	IR 担当者のミーティングの分析と提案事項	
【2-2-l】	自己点検及び自己評価委員会からの指示事項	
【2-2-m】	IR 連絡運営会議による資料	
<b>2-3. 内部質保証の機能性</b>		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	秋田看護福祉大学内部質保証体制図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	秋田看護福祉大学学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		

秋田看護福祉大学

【2-3-3】	秋田看護福祉大学内部質保証体制図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	秋田看護福祉大学就職委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和6年度第7回合同教務委員会議事録	
【2-3-6】	令和6年度第1回入試委員会議事録	
【2-3-7】	令和6年度第4回自己点検及び自己評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-8】	令和6年度第4回自己点検及び自己評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-9】	令和5(2023)年度自己点検評価書のホームページ掲載について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	クラス担当・ゼミナール担当の学修支援マニュアル	
【2-3-b】	学科ミーティング申し合わせ事項	
【2-3-c】	学科ミーティング案件	
【2-3-d】	Wi-Fi、ポータルサイト等の導入がわかる資料	
【2-3-e】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(講義-演習用グラフ)	
【2-3-f】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(遠隔授業用グラフ)	
【2-3-g】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(科目別 グラフ)	
【2-3-h】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(実習用 グラフ)	
【2-3-i】	令和6年度前期「学生による授業評価」教員アンケート結果	
【2-3-j】	令和6年度後期「学生による授業評価」教員アンケート結果	
【2-3-k】	本学卒業生の就職先アンケート結果	
【2-3-l】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/goal">https://www.well.ac.jp/information/goal</a> (秋田看護福祉大学ホームページ 建学の精神と教育目標)	
【2-3-m】	カリキュラムツリー	
【2-3-n】	カリキュラムマップ	
【2-3-o】	科目ナンバリング	
【2-3-p】	IR担当ミーティング議事録	
【2-3-q】	IR担当ミーティング資料	
【2-3-r】	令和7年度第1回入試委員会議事録	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 学生の受入れ</b>		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/admission">https://www.well.ac.jp/information/admission</a> (アドミッション・ポリシー)	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	秋田看護福祉大学看護福祉学部入試委員会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	秋田看護福祉大学看護福祉学部入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	大学案内 (Guide Book)	

秋田看護福祉大学

【3-1-b】	令和8(2026)年度入学試験要項	
【3-1-c】	令和6年度オープンキャンパス及び秋田キャンパス見学会プログラム	
【3-1-d】	令和5年度第6回入試委員会議事録	
【3-1-e】	令和5年度第12回教授会議事録	
【3-1-f】	入試問題作成要領	
【3-1-g】	入試問題作成チェックシート	
【3-1-h】	令和6年度第4回入試委員会議事録	
【3-1-i】	令和6年度第3回教授会議事録	
【3-1-j】	高校訪問訴求ポイント・本学のPRポイント	
【3-1-k】	令和6年度出張授業テーマ	
【3-1-l】	令和6年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」後期授業概要	
【3-1-m】	令和7年度新入生アンケート結果	
【3-1-n】	保育士対策講座に関する資料	
<b>3-2. 学修支援</b>		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
【3-2-2】	令和7年度秋田看護福祉大学活動案	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-3】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
TA、SAなどに関する規則		
【3-2-4】	臨地実習における実習補助者等の役割について	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-5】	学生便覧2025 (P26 オフィスアワーについて)	
【3-2-6】	オフィスアワー一覧	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-7】	秋田看護福祉大学障がい学生支援に関する指針	
【3-2-8】	秋田看護福祉大学合理的配慮申請書	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-9】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	令和7年度入学生用入学前プログラム	
【3-2-b】	入学前プログラム実施後アンケート集計結果と分析	
【3-2-c】	入学前プログラムの効果についてのアンケート結果	
【3-2-d】	令和7年度クラス担当	
【3-2-e】	クラス担当・ゼミナール担当の学修支援マニュアル	
【3-2-f】	令和6年度父母等懇談会実施要領	
【3-2-g】	ゼミナール科目 令和6年度看護学科「研究方法論Ⅱ」「看護研究」 令和6年度医療福祉学科「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」	
【3-2-h】	秋田看護福祉大学学則第24条第2項第3項	
【3-2-i】	令和7(2025)年度秋田キャンパスカリキュラム	
【3-2-j】	秋田キャンパス在籍者数推移	
【3-2-k】	アキキャンクラブ勉強会活動計画	
【3-2-l】	秋田キャンパスリーフレット	
【3-2-m】	大学案内 (Guide Book)	
【3-2-n】	令和6(2024)年度シラバス キャリアデザイン	
【3-2-o】	令和6(2024)年度シラバス 基礎演習	

秋田看護福祉大学

【3-2-p】	令和6(2024)年度シラバス 情報リテラシー	
【3-2-q】	ゲストスピーカーに関する資料	
【3-2-r】	施設見学等に関する資料	
<b>3-3. キャリア支援</b>		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	秋田看護福祉大学就職委員会規程	
【3-3-2】	令和7年度秋田看護福祉大学活動案	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-3】	令和6(2024)年度シラバス キャリアデザイン	
【3-3-4】	令和6(2024)年度シラバス 基礎演習	
【3-3-5】	令和6(2024)年度シラバス 情報リテラシー	
【3-3-6】	令和6(2024)年度シラバス コミュニケーション論	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-7】	秋田看護福祉大学就職委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-8】	令和6年度合同就職面談会 参加病院・施設一覧	
【3-3-9】	令和6年度4年生による内定報告会	
【3-3-10】	令和6年度秋田キャンパス就職ガイダンス（ノース大）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	令和7年度新入生研修会プログラム	
【3-3-b】	個人登録票	
【3-3-c】	令和6年度合同就職面談会資料	
【3-3-d】	就職試験報告書様式	
【3-3-e】	令和6年度第1回・第2回就職委員会議事録	
【3-3-f】	令和6年度インターシップ及び見学会・説明会参加状況一覧	
【3-3-g】	インターンシップ・見学会・説明会参加願の様式	
【3-3-h】	秋キャン(ノース大キュアリアセンター)就職ガイダンス PROG テスト・SPI 資料	
【3-3-i】	秋キャン(ノース大キャリアセンター)インターンシップ情報	
【3-3-j】	秋キャン(ノース大キャリアセンター)求人情報	
【3-3-k】	秋田キャンパス個別・合同企業説明会資料	
【3-3-l】	ノースアジア大学国家試験等センター	
<b>3-4. 学生サービス</b>		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	秋田看護福祉大学学生委員会規程	
【3-4-2】	令和7年度秋田看護福祉大学活動案	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-3】	秋田看護福祉大学学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	秋田看護福祉大学学生委員会規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-5】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の学 業奨学生規程	
【3-4-6】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制 度要綱	
【3-4-7】	秋田看護福祉大学経済支援奨学金貸与規程	
【3-4-8】	秋田看護福祉大学看護福祉学部医療福祉学科入学支援奨学金 貸与要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

秋田看護福祉大学

【3-4-a】	令和6年度新入生歓迎会実施計画	
【3-4-b】	令和6年度体育祭パンフレット	
【3-4-c】	令和6年度大学祭パンフレット	
【3-4-d】	総合保証制度 Will	
【3-4-e】	教育指導室に関する資料	
【3-4-f】	感染症調査票	
【3-4-g】	学生相談室要綱	
【3-4-h】	クラス担当・ゼミナール担当の学修支援マニュアル	
【3-4-i】	ハラスメントの防止等に関する規程	
【3-4-j】	令和6年度学外の奨学金給付・貸与状況一覧	
【3-4-k】	学生便覧 2025	
【3-4-l】	令和6年度サークル助成予算配当一覧	
【3-4-m】	課外活動団体へのヒアリング	
【3-4-n】	令和6年度ボランティア実施状況一覧	
【3-4-o】	緊急連絡用メールアドレス登録用資料	
【3-4-p】	秋田看護福祉大学緊急連絡網	
【3-4-q】	大規模地震対応マニュアル・火災発生時対応マニュアル学生・教職員用（大館・秋田）	
【3-4-r】	秋田看護福祉大学障がい学生支援に関する指針	
【3-4-s】	秋田看護福祉大学合理的配慮申請書	
【3-4-t】	秋田キャンパス関連施設の稼働状況	
【3-4-u】	秋田キャンパス福利厚生施設	
【3-4-v】	秋田キャンパススクールバス運行状況.	
<b>3-5. 学修環境の整備</b>		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	秋田看護福祉大学施設等管理暫定規程	
【3-5-2】	学園建物管理業務委託（大館校地）仕様書	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-3】	ICT環境（ポータルサイト等）に関するオリエンテーション資料	
図書館に関する規則		
【3-5-4】	秋田看護福祉大学学則第45条（図書館等）	
【3-5-5】	秋田看護福祉大学附属図書館規程	
【3-5-6】	秋田看護福祉大学図書委員会規程	
【3-5-7】	秋田看護福祉大学図書館利用内規	
図書館利用案内		
【3-5-8】	令和7年度図書館利用案内	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-9】	建物の耐震化率がわかる文書	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
—		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	秋田看護福祉大学校舎等面積一覧	
【3-5-b】	ノースアジア大学校舎等面積資料	
【3-5-c】	Wi-Fi、ポータルサイト等の導入がわかる資料	
【3-5-d】	避難場所及び避難施設の指定に関する資料	
【3-5-e】	文献検索使用マニュアル	
【3-5-f】	令和6年度シラバス「基礎演習」「看護研究」「ゼミナールⅡ」	
【3-5-g】	図書館だより	
【3-5-h】	秋田キャンパス事務室設置 図書リスト	

## 基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/diploma">https://www.well.ac.jp/information/diploma</a> (ディプロマ・ポリシー)	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	学生便覧 2025	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	秋田看護福祉大学学則第 35 条第 3 項	
【4-1-5】	秋田看護福祉大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-6】	秋田看護福祉大学学則	
【4-1-7】	秋田看護福祉大学履修内規	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-8】	秋田看護福祉大学学則	
【4-1-9】	秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程	
【4-1-10】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	大学案内（Guide Book）	
【4-1-b】	大学ポートレート	
【4-1-c】	令和 7 年度シラバス	
【4-1-d】	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件	
【4-1-e】	秋田看護福祉大学看護福祉学部医療福祉学科実習科目履修要件	
【4-1-f】	GPA(Grade Point Average)制度について（学生便覧 p 25）	
【4-1-g】	令和 6 年度卒業試験実施要領（看護学科）	
【4-1-h】	令和 6 年度卒業試験実施要領（医療福祉学科）	
<b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/curriculum">https://www.well.ac.jp/information/curriculum</a> (カリキュラム・ポリシー)	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	学生便覧 2025	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	カリキュラム・マップ	
【4-2-5】	カリキュラム・ツリー	
【4-2-6】	科目ナンバリング	
履修に関する規則		
【4-2-7】	秋田看護福祉大学学則	
【4-2-8】	秋田看護福祉大学履修内規	

秋田看護福祉大学

【4-2-9】	秋田看護福祉大学助産師科目の履修に関する内規	
【4-2-10】	秋田看護福祉大学保健師科目の履修に関する内規	
【4-2-11】	秋田看護福祉大学精神保健福祉士科目の履修に関する内規	
【4-2-12】	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件	
【4-2-13】	秋田看護福祉大学看護福祉学部医療福祉学科実習科目履修要件	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-14】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-15】	シラバス作成に関する説明文書	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-16】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
—		
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
—		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	大学案内（Guide Book）	
【4-2-b】	令和7年度キャンパスガイドブック	
【4-2-c】	令和6年度父母等懇談会資料	
【4-2-d】	教育目的・目標とディプロマ・ポリシーとの関係	
【4-2-e】	令和5年度第10回看護学科教務委員会議事録 令和5年度第10回医療福祉学科教務委員会議事録	
【4-2-f】	令和5年度2回自己点検及び自己評価委員会議事録	
【4-2-g】	令和5年度第12回教授会議事録	
【4-2-h】	令和7年度看護学科カリキュラム	
【4-2-i】	令和7年度医療福祉学科カリキュラム	
【4-2-j】	令和7年度シラバス	
【4-2-k】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学間における単位互換に関する要綱	
【4-2-l】	令和7年度秋田キャンパスカリキュラム	
【4-2-m】	令和6年度FD公開授業の開催について	
【4-2-n】	令和6年度FD公開授業資料（時間割）	
【4-2-o】	令和6年度FD公開授業教員アンケート	
【4-2-p】	令和6年度FD授業検討会の開催について	
【4-2-q】	令和6年度FD授業検討会資料	
【4-2-r】	令和6年度FD授業検討会グループワーク記録	
【4-2-s】	令和6年度科目受講者人数表（前期）	
【4-2-t】	令和6年度科目受講者人数表（後期）	
<b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/diploma">https://www.well.ac.jp/information/diploma</a> (ディプロマ・ポリシー)	
【4-3-2】	教育目標に基づく学修成果の到達目標	
【4-3-3】	学修成果達成度確認シート	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-4】	学生便覧 2025	
【4-3-5】	令和6年度看護学実習の手引き	

秋田看護福祉大学

【4-3-6】	令和6年度介護実習指導要領	
【4-3-7】	令和6年度ソーシャルワーク実習指導要領	
【4-3-8】	令和6年度精神保健福祉援助実習指導要領	
【4-3-9】	カリキュラムマップ	
【4-3-10】	カリキュラムツリー	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-11】	令和7年度シラバス	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-12】	秋田看護福祉大学教務委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-13】	卒業生の就職先アンケート結果	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-14】	令和6年度第7回合同教務委員会議事録	
【4-3-15】	令和6年度第2回・第3回・第4回ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録	
【4-3-16】	令和6年度第2回就職委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	看護基礎技術修得表	
【4-3-b】	看護技術卒業時到達度表	
【4-3-c】	看護技術習得度・到達度評価集計結果	
【4-3-d】	卒業生の就職先アンケート用紙	
【4-3-e】	令和6年度大学生生活満足度調査のお願い	
【4-3-f】	令和6年度大学生生活満足度調査アンケート用紙（大館）	
【4-3-g】	令和6年度大学生生活満足度調査アンケート用紙（秋田キャンパス）	
【4-3-h】	令和6年度大学生生活満足度調査結果	
【4-3-i】	令和6年度FD講演会資料	
【4-3-j】	令和6年度学生による授業評価アンケート質問項目	
【4-3-k】	令和6年度FD授業検討会	
【4-3-l】	令和6年度学生による授業評価アンケートに対する分析	
【4-3-m】	国家試験対策チームによる各種資格取得状況の資料	
【4-3-n】	自己点検及び自己評価委員会からの指示事項	

**基準 5. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図（秋田看護福祉大学）	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人ノースアジア大学組織規程第18条第1項	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	令和6年度教授会開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		

秋田看護福祉大学

【5-1-6】	学生便覧 2025 P80～P84	
事務局組織図		
【5-1-7】	事務局組織図（学校法人ノースアジア大学／秋田看護福祉大学）	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	学校法人ノースアジア大学組織規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	事務職員の採用、昇任・昇格等の手順	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
—		
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
—		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	秋田看護福祉大学所属長会議要綱	
【5-1-b】	学校法人ノースアジア大学就業規則第3条	
【5-1-c】	学校法人ノースアジア大学組織規程第3条	
【5-1-d】	学校法人ノースアジア大学組織規程第6条の2	
【5-1-e】	学校法人ノースアジア大学組織規程第15条	
<b>5-2. 教員の配置</b>		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準	
【5-2-2】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
—		
<b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b>		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	秋田看護福祉大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程	
【5-3-2】	令和7年度秋田看護福祉大学活動案	
FDの実施報告書		
【5-3-3】	令和6年度FD実施報告	
【5-3-4】	令和6年度FD講演会資料	
【5-3-5】	令和6年度FD公開授業資料	
【5-3-6】	令和6年度FD授業検討会資料	
SDの方針・計画		
【5-3-7】	学校法人ノースアジア大学職員研修要綱	
SDの実施報告書		
【5-3-8】	研修会資料	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	令和6年度学生による授業評価アンケート質問項目	
【5-3-b】	令和6年度前期学生による授業評価アンケート集計表（講義・演習用）	
【5-3-c】	令和6年度前期学生による授業評価アンケート集計表（遠隔授業用）	
【5-3-d】	令和6年度後期学生による授業評価アンケート集計表（講義・演習用）	

秋田看護福祉大学

【5-3-e】	令和6年度後期学生による授業評価アンケート集計表(遠隔授業用)	
【5-3-f】	令和6年度学生による授業評価アンケート集計表(実習用)	
【5-3-g】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(講義・演習用グラフ)	
【5-3-h】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果(遠隔授業用グラフ)	
【5-3-i】	令和6年度後期学生による授業評価アンケート結果(科目区分別グラフ)	
【5-3-j】	令和6年度後期学生による授業評価アンケート結果(実習用グラフ)	
【5-3-k】	令和6年度前期「学生による授業評価」教員アンケート結果	
【5-3-l】	令和6年度後期「学生による授業評価」教員アンケート結果	
【5-3-m】	令和6年度学生による授業評価アンケート結果の分析	
【5-3-n】	SD研修会 開催日程・内容一覧	
<b>5-4. 研究支援</b>		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究環境に関する調査の結果	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	秋田看護福祉大学総合研究所規程	
【5-4-3】	秋田看護福祉大学総合研究所「研究所報」に関する内規	
【5-4-4】	秋田看護福祉大学5か年重点計画(令和5年度~9年度)	
研究倫理に関する規則		
【5-4-5】	秋田看護福祉大学倫理委員会規程	
【5-4-6】	秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-7】	秋田看護福祉大学研究コンプライアンス教育・倫理教育資料	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-8】	秋田看護福祉大学学術研究助成規程	
【5-4-9】	秋田看護福祉大学学術研究助成取扱要綱	
【5-4-10】	秋田看護福祉大学学術論文出版助成規程	
【5-4-11】	秋田看護福祉大学学術論文出版助成取扱要綱	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-12】	秋田看護福祉大学学術研究助成規程	
【5-4-13】	秋田看護福祉大学学術研究助成取扱要綱	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-14】	令和7年度科研費公募要領等説明会の開催及び研究倫理・コンプライアンス教育の実施についてのお知らせ	
【5-4-15】	令和7年度科研費公募要領等説明会資料	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-16】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	秋田看護福祉大学研究所報第20号	
【5-4-b】	令和6年度研究所報投稿案内文	
【5-4-c】	秋田看護福祉大学総合研究所報第20号送付先一覧	
【5-4-d】	研究費の取り扱いについて(教員への連絡文書)	
【5-4-e】	研究費支出伺(様式)	
【5-4-f】	令和6年度倫理委員会年間計画	
【5-4-g】	倫理委員会審査申請書の作成と審査の手順	

秋田看護福祉大学

【5-4-h】	倫理委員会審査申請書記入様式	
【5-4-i】	倫理審査申請書類提出時確認チェックリスト	
【5-4-j】	令和6年度倫理申請者リスト	
【5-4-k】	秋田看護福祉大学科研費取扱要領	
【5-4-l】	科研採択結果（研究分担者等）	
【5-4-m】	科研採択結果（若手研究）	
【5-4-n】	令和6年度「ピアカウンセリング事業」活動報告書	
【5-4-o】	補助金等交付決定通知書	
【5-4-p】	ピアカウンセリング活動紹介リーフレット	

**基準 6. 経営・管理と財務**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	コンプライアンスの推進に関する基本方針	
【6-1-2】	学校法人ノースアジア大学職員の行動規範	
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	情報の公開及び財務書類等の閲覧等に関する要綱	
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL		
【6-1-4】	<a href="https://www.well.ac.jp/information/koukai">https://www.well.ac.jp/information/koukai</a>	
私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL		
【6-1-5】	<a href="https://www.northasia.jp/other/index.html">https://www.northasia.jp/other/index.html</a>	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-7】	内部統制の組織体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-8】	学校法人ノースアジア大学公益通報に関する規程	
【6-1-9】	学校法人ノースアジア大学コンプライアンス推進規程	
【6-1-10】	学校法人ノースアジア大学文書管理規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-11】	ハラスメントの防止等に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-12】	個人情報の保護に関する規程	
【6-1-13】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-14】	学校法人ノースアジア大学リスク管理規程	
【6-1-15】	学校法人ノースアジア大学防災管理規程	
【6-1-16】	秋田看護福祉大学防災規程	
【6-1-17】	秋田看護福祉大学消防計画	
【6-1-18】	学校法人ノースアジア大学情報セキュリティ基本方針	
【6-1-19】	学校法人ノースアジア大学情報セキュリティに関する要綱	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-20】	大規模地震対応マニュアル・災害発生時対応マニュアル(教職員・学生用)(大館・秋田)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第4条	

秋田看護福祉大学

【6-1-b】	秋田看護福祉大学学則第1条、第6条	
【6-1-c】	学内入構届	
【6-1-d】	駐車場使用許可願 駐車許可証	
【6-1-e】	「Will」のご説明	
【6-1-f】	クールビズについて 冷房運転と節電について	
【6-1-g】	学生便覧 2025 P28 (敷地内禁煙)	
【6-1-h】	看護学実習の手引き 臨地実習説明書・同意書 倫理委員会審査申請書の作成と審査の手順 倫理審査申請 書類提出時確認チェックリスト	
<b>6-2. 理事会の機能</b>		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和6年度第6回理事会議事録 (令和7年度予算)	
【6-2-3】	令和6年度第1回理事会議事録 (令和5年度決算)	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人ノースアジア大学寄附行為	
【6-2-5】	(旧) 学校法人ノースアジア大学寄附行為	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-6】	令和6年度第6回理事会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-7】	令和4年度第5回理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第4条	
【6-2-b】	学校法人ノースアジア大学役員名簿	
【6-2-c】	(旧) 学校法人ノースアジア大学寄附行為第5条、第7条	
【6-2-d】	令和6年度理事会・評議員会開催状況	
【6-2-e】	令和6年度理事会・評議員会出席状況	
【6-2-f】	学校法人ノースアジア大学5か年重点計画 (平成30~34年度) (抜粋)	
【6-2-g】	学校法人ノースアジア大学5か年重点計画の検証 (平成30~令和4年度) (抜粋)	
【6-2-h】	学校法人ノースアジア大学5か年重点計画 (令和5~9年度) (抜粋)	
<b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b>		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	令和6年度第3回理事会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	令和6年度第5回評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	令和6年度第5回評議員会議事録 (令和7年度予算)	
【6-3-4】	令和6年度第1回評議員会議事録 (令和5年度決算)	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	学校法人ノースアジア大学監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-6】	令和6年度監事監査計画書	

秋田看護福祉大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人ノースアジア大学評議員名簿	
【6-3-b】	(旧) 学校法人ノースアジア大学寄附行為第 14 条	
【6-3-c】	令和 6 年度理事会・評議員会開催状況	
【6-3-d】	令和 6 年度理事会・評議員会出席状況	
【6-3-e】	学校法人ノースアジア大学寄附行為第 36 条	
【6-3-f】	学校法人ノースアジア大学役員名簿	
【6-3-g】	(旧) 学校法人ノースアジア大学寄附行為第 5 条、第 8 条	
<b>6-4. 財務基盤と収支</b>		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和 7 年度予算編成基本方針	
財務計画書		
【6-4-2】	学校法人ノースアジア大学 5 か年重点計画 (令和 5～9 年度) (抜粋)	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	科学研究経費 年度別配分表	
【6-4-4】	補助金等交付決定通知書	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	学校法人ノースアジア大学資産運用要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	貸借対照表比較	
【6-4-b】	秋田看護福祉大学 事業活動収支比較表 H20～R6	
【6-4-c】	令和 7 年度収支予算書・事業計画書	
【6-4-d】	令和 7 年度予算について (通知)	
【6-4-e】	令和 6 年度収支補正予算概要・収支補正予算書	
<b>6-5. 会計</b>		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人ノースアジア大学経理規程	
【6-5-2】	学校法人ノースアジア大学経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	寄附行為 会計監査人選任	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-4】	監査人と監事の打ち合わせ及び監査日程について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	令和 7 年度予算編成基本方針	
【6-5-b】	予算書類作成に係る説明会関係資料	
【6-5-c】	令和 7 年度収支予算書・事業計画書	
【6-5-d】	令和 7 年度予算について (通知)	
【6-5-e】	予算執行見込書作成に係る説明会関係資料	
【6-5-f】	私立学校振興助成法第 14 条 3 項の公認会計士の報告書	
【6-5-g】	監事の監査報告書	

## 基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 大学と地域社会との連携</b>		
【A-1-1】	秋田看護福祉大学公開講座に関する規程	
【A-1-2】	令和6年度秋田看護福祉大学公開講座ポスター	
【A-1-3】	令和6年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」後期授業計画書（看護学科）	
【A-1-4】	令和6年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」後期授業計画書（医療福祉学科）	
【A-1-5】	令和7年度大学コンソーシアムあきた「高大連携授業」前期提供科目一覧	
<b>A-2. 教員と学生による地域との連携</b>		
【A-2-1】	令和6年度「ピアカウンセリング事業」活動報告書	
【A-2-2】	補助金等交付決定通知書	
【A-2-3】	ピアカウンセリング活動紹介リーフレット	
【A-2-4】	令和6年度思春期ピアカウンセラー養成セミナー	
【A-2-5】	ピアエデュケーション企画書	
【A-2-6】	令和6年度適応指導「大館おとり教室」(第1・2・3回)企画書	
【A-2-7】	令和6年度大館圏域産業祭「産業教育展」活動報告書	
【A-2-8】	令和6年度大学祭活動報告書	
【A-2-9】	令和6年度ふれあいお楽しみ会活動報告書	
【A-2-10】	令和6年度「いのちの日」「世界エイズデー」キャンペーン実施要項	
【A-2-11】	令和6年度オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業	
【A-2-12】	令和6年度スプリングピア企画書	
【A-2-13】	令和6年度ピアカウンセリング活動 クリアファイル『ひとりじゃないよ』『自殺対策相談窓口一覧』	
【A-2-14】	大館市健康チャレンジ認定事業募集ポスター	
【A-2-15】	令和6年度大館市健康チャレンジ認定事業 認定事業所	
【A-2-16】	大館市健康チャレンジ事業所宣言書	
【A-2-17】	令和7年度大館市健康チャレンジ認定事業申請書	
【A-2-18】	オプトアウト方式に関する資料	
【A-2-19】	公衆衛生看護学実習中の学生との記念写真（認定証授与式）	
【A-2-20】	総務省消防庁消防団協力事業所表示証	
【A-2-21】	大館市学生消防団活動認証制度	
【A-2-22】	大館市消防団機能別消防団募集書類	
【A-2-23】	令和6年度大館市機能別消防団辞令交付式	
【A-2-24】	令和6年度大館市機能別消防団学生名簿	
【A-2-25】	令和6年度大館市総合防災訓練	
【A-2-26】	令和6年度春の防災訓練	
【A-2-27】	令和6年度大学祭パンフレット	
【A-2-28】	大館市消防団防災リーダー養成講習	
【A-2-29】	令和6年度国際交流講座ポスター	
【A-2-30】	令和6年度国際交流講座講演内容	
【A-2-31】	令和6年度国際交流講座会場学生への案内	
【A-2-32】	令和6年度国際交流講座アンケート結果	